

独立行政法人農林漁業信用基金の  
平成27年度に係る業務の実績に関する評価書

財 務 省  
農 林 水 産 省

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

|               |                |             |
|---------------|----------------|-------------|
| 1. 評価対象に関する事項 |                |             |
| 法人名           | 独立行政法人農林漁業信用基金 |             |
| 評価対象事業年度      | 年度評価           | 平成27年度（第3期） |
|               | 中期目標期間         | 平成25～29年度   |

|                 |   |         |                |
|-----------------|---|---------|----------------|
| 2. 評価の実施者に関する事項 |   |         |                |
| 主務大臣            | 農林水産大臣  |         |                |
| 法人所管部局          | 経営局   | 担当課、責任者 | 金融調整課長 山口 靖    |
| 評価点検部局          | 大臣官房  | 担当課、責任者 | 広報評価課長 倉重泰彦    |
| 主務大臣            | 財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管） |         |                |
| 法人所管部局          | 大臣官房  | 担当課、責任者 | 政策金融課長 後藤健二    |
| 評価点検部局          | 大臣官房  | 担当課、責任者 | 文書課政策評価室長 田平 浩 |

|   |
|---|
| 3. 評価の実施に関する事項  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月6日：業務実績及び自己評価について理事長及び監事からのヒアリング</li> <li>・ 7月12日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取</li> </ul> |

|  |
|--|
| 4. その他評価に関する重要事項   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度の業務実績評価は、財務省及び農林水産省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価を実施</li> <li>・ 平成26年度及び平成27年度の業務実績評価は、財務大臣及び農林水産大臣合同で評価を実施</li> </ul> |

様式 1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評価様式

|                   |  |      |      |      |      |      |   |   |   |  |
|-------------------|--|------|------|------|------|------|---|---|---|--|
| 1. 全体の評価          |  |      |      |      |      |      |   |   |   |  |
| 評価<br>(S、A、B、C、D) | B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。  |      |      |      |      |      |   |   |   |  |
|                   | (参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況  |      |      |      |      |      |   |   |   |  |
|                   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">25年度</td> <td style="width: 20%;">26年度</td> <td style="width: 20%;">27年度</td> <td style="width: 20%;">28年度</td> <td style="width: 20%;">29年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | A | B | B |  |
| 25年度              | 26年度   | 27年度 | 28年度 | 29年度 |      |      |   |   |   |  |
| A                 | B  | B    |      |      |      |      |   |   |   |  |
| 評価に至った理由          | <p>項目別評価は71項目のうち、Bが61項目、Cが4項目、評価の対象外が6項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。</p> <p>また、全体の評価を引き下げる事象もなかったためBとした。</p> <p>※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評価が標準。平成27年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評価が標準。</p>  |      |      |      |      |      |   |   |   |  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 2. 法人全体に対する評価       |  |
| 法人全体の評価             | <p>農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。</p> |
| 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項 | <p>特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。</p>  |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など |   |
| 項目別評価で指摘した課題、改善事項        | <p>① 林業信用保証業務における業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増については、27年度の保証引受額は増加したものの、保証料収入が所期の目標を下回っており、保証料収入を増加させるための取組を着実に実施する必要がある。</p> <p>② 農業信用保険業務及び林業信用保証業務における回収金の実績については、回収金収入が所期の目標を下回っており、回収実績向上のための取組を着実に実施する必要がある。</p> <p>③ 保険料等の確実な徴収については、農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務において、保険料計算システムの不具合等により保険料等の適正な徴収がなされなかった事案が発生したことから、原因分析とともに再発防止の徹底に努める必要がある。</p> |
| その他改善事項                  | <p>該当なし</p>   |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項      | <p>該当なし</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| 4. その他事項 |  |
| 監事等からの意見 | <p>(理事長からの意見)</p> <p>・林業寄託業務に関して、公庫への寄託金の原資の調達にあつては、中期目標及び中期計画において、民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について実施するとの目標が掲げられているが、本件に関しては本資金の自立運用に必要となる寄託原資が現状で確保されたことから、林野庁とも調整し、措置済みとさせていただきたい。</p> |
| その他特記事項  | <p>(有識者会議委員からの意見)</p>  |

年度評価 項目別評定総括表

| 評価項目   | 評価年度 |      |      |      |      | 項目別<br>No | 備考  |
|--|------|------|------|------|------|-----------|-----|
|  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |           |     |
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置                       |      |      |      |      |      |           |     |
| 1 事業の効率化   |      |      |      |      |      |           |     |
| 事業費の削減度合（平成24年度対比5%以上）                               | A    | A    | B    |      |      | 1- (1)    | P 1 |
| 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）                              | A    | B    | B    |      |      | 1- (2)    | P 4 |
| 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）                              | A    | B    | B    |      |      | 1- (3)    | P 7 |
| 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）                              | A    | B    | B    |      |      | 1- (4)    | P 9 |
| 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組                     | A    | B    | B    |      |      | 1- (5)    | P11 |
| 林業寄託業務の見直しの着実な実施                                     | A    | B    | B    |      |      | 1- (6)    | P13 |
| 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討                | A    | B    | B    |      |      | 1- (7)    | P15 |
| 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の開始及び信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討（農業信用保険業務） | A    | A    | B    |      |      |           | P17 |
| 3 業務運営体制の効率化   |      |      |      |      |      |           |     |
| 組織体制・人員配置の見直し  | B    | B    | B    |      |      | 3- (1)    | P19 |
| 研修の効果的実施   | A    | B    | B    |      |      | 3- (2)    | P20 |
| 4 経費支出の抑制  |      |      |      |      |      |           |     |
| 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減                       | A    | A    | B    |      |      | 4- (1)    | P22 |
| 業務の見直し及び効率化  | A    | B    | B    |      |      | 4- (2)    | P24 |
| 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応                               | A    | B    | B    |      |      | 4- (3)    | P26 |
| ラスパイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする                      | A    | B    | B    |      |      | 4- (4)    | P27 |
| 5 業務実施体制の強化  |      |      |      |      |      |           |     |
| 内部監査の充実  | A    | B    | B    |      |      | 5- (1)    | P29 |
| 役員会を設置   | -    | -    | B    |      |      | 5- (2)    | P31 |
| 内部統制委員会の設置及びモニタリングを実施                                | -    | -    | B    |      |      | 5- (3)    | P33 |
| 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー  | A    | B    | B    |      |      | 5- (4)    | P35 |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置      |      |      |      |      |      |           |     |
| 5 業務実施体制の強化  |      |      |      |      |      |           |     |
| リスク管理委員会を設置し統合的なリスク管理を的確に実施                          | -    | -    | B    |      |      | 5- (5)    | P38 |
| 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映                              | A    | B    | B    |      |      | 5- (6)    | P40 |
| 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映           | A    | B    | B    |      |      | 5- (7)    | P42 |
| 評価・分析の実施   | A    | B    | B    |      |      | 5- (8)    | P44 |
| 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み                       | B    | B    | B    |      |      | 5- (9)    | P46 |
| 6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備                            | A    | B    | B    |      |      |           | P49 |
| 7 調達方式の適正化   |      |      |      |      |      |           |     |
| 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施                            | A    | B    | B    |      |      | 7- (1)    | P52 |
| 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施              | A    | B    | B    |      |      | 7- (2)    | P55 |
| 取組状況の公表  | A    | B    | B    |      |      | 7- (3)    | P57 |
| 監事及び会計監査人による監査の実施                                    | A    | B    | B    |      |      | 7- (4)    | P59 |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置      |      |      |      |      |      |           |     |
| 1 事務処理の迅速化   |      |      |      |      |      |           |     |
| 標準処理期間内における事務処理の達成度（案件の85%以上の処理）                     | A    | B    | B    |      |      | 1- (1)    | P61 |
| 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換                       | A    | B    | B    |      |      | 1- (2)    | P64 |
| 業務処理の方法の見直し  | A    | B    | B    |      |      | 1- (3)    | P67 |
| 2 情報の提供・開示   |      |      |      |      |      |           |     |
| ウェブサイト等による情報開示の充実を促進                                 | A    | B    | B    |      |      | 2- (1)    | P69 |
| 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底                               | A    | B    | B    |      |      | 2- (2)    | P73 |
| 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応                          | A    | B    | B    |      |      | 2- (3)    | P75 |
| 職員の勤務条件の公表   | A    | B    | B    |      |      | 2- (4)    | P78 |

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。

| 評価項目   | 評価年度 |      |      |      |      | 項目別<br>No | 備考   | 評価項目   | 評価年度 |      |      |                     |      | 項目別<br>No | 備考   |   |   |   |  |  |       |      |  |
|--|------|------|------|------|------|-----------|------|--|------|------|------|---------------------|------|-----------|------|---|---|---|--|--|-------|------|--|
|  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |           |      |  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度                | 29年度 |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 第3 財務内容の改善に関する事項                             |      |      |      |      |      |           |      | 第4 求償権の管理・回収の強化等                                   |      |      |      |                     |      |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定                       |      |      |      |      |      |           |      | 4 求償権の管理・回収の強化等                                    |      |      |      |                     |      |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(農業信用保険業務)  | A    | B    | B    |      |      | 1-(1)     | P79  | 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(農業信用保険業務)                     | A    | C    | C    |                     |      | 4-(1)     | P109 |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し(林業信用保証業務)  | A    | B    | B    |      |      | 1-(2)     | P81  | 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(林業信用保証業務)                     | A    | C    | C    |                     |      | 4-(2)     | P111 |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(漁業信用保険業務)  | A    | B    | B    |      |      | 1-(3)     | P83  | 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(漁業信用保険業務)                     | A    | A    | B    |                     |      | 4-(3)     | P114 |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増(平成24年度対比1.6%増)(林業信用保証業務) | A    | C    | C    |      |      | 1-(4)     | P85  | サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等(林業信用保証業務) | A    | B    | B    |                     |      | 4-(4)     | P116 |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 適切な貸付金利の設定(農業・漁業信用保険業務)                      | A    | B    | B    |      |      | 1-(5)     | P88  | 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収                                | A    | C    | C    |                     |      | 4-(5)     | P118 |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 適切な貸付金利の設定(農業・漁業災害補償関係業務)                    | A    | B    | B    |      |      | 1-(6)     | P90  | 5 代位弁済率・事故率の低減                                     |      |      |      |                     |      |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |
| 2 引受審査の厳格化等                                  |      |      |      |      |      |           |      | 農業信用保険業務における事故率                                    |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  | 5-(1) | P120 |  |
| 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(農業信用保険業務)       | A    | A    | B    |      |      | 2-(1)     | P92  | 林業信用保証業務における代位弁済率                                  |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  | 5-(2) | P122 |  |
| 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(漁業信用保険業務)       | A    | A    | B    |      |      | 2-(2)     | P95  | 漁業信用保険業務における事故率                                    |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  | 5-(3) | P124 |  |
| 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催                        | A    | B    | B    |      |      | 2-(3)     | P97  | 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収                     |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  |       | P126 |  |
| 信用基金の相談機能の強化                                 | A    | B    | B    |      |      | 2-(4)     | P99  | 7 宿舍の廃止に関する計画                                      |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  |       | P128 |  |
| 林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ             | A    | B    | B    |      |      | 2-(5)     | P101 | 8 農業融資資金業務に係る国庫納付                                  |      |      |      |                     |      |           |      | A | - | - |  |  |       | P130 |  |
| 3 モラルハザード対策                                  |      |      |      |      |      |           |      | 第4 その他の業務運営に関する重要事項                                |      |      |      |                     |      |           |      | A | - | B |  |  |       | P132 |  |
| モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(農業信用保険業務)   | A    | B    | B    |      |      | 3-(1)     | P103 | 第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画                      |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  |       | P134 |  |
| モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(漁業信用保険業務)   | A    | B    | B    |      |      | 3-(2)     | P105 | 第6 短期借入金の限度額                                       |      |      |      |                     |      |           |      | A | - | B |  |  |       | P137 |  |
| 林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組             | A    | A    | B    |      |      | 3-(3)     | P107 | 第7 不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分に関する計画                  |      |      |      |                     |      |           |      | A | - | - |  |  |       | P139 |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画                                 |      |      |      |                     |      |           |      | - | - | - |  |  |       | P141 |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 第9 剰余金の使途  |      |      |      |                     |      |           |      | A | - | - |  |  |       | P142 |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項                          |      |      |      |                     |      |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 1 施設及び設備に関する計画                                     |      |      |      |                     |      |           |      | - | - | - |  |  |       | P143 |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 2 人員に関する指標   |      |      |      |                     |      |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 人員に係る指標  |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  | 2-(1) | P144 |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 人材の確保  |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  | 2-(2) | P146 |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 人材の育成  |      |      |      |                     |      |           |      | A | B | B |  |  | 2-(3) | P148 |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 3 積立金の処分に関する事項                                     |      |      |      |                     |      |           |      | A | - | - |  |  |       | P150 |  |
| 別紙   |      |      |      |      |      |           |      | 1. 平成27事業年度予算及び決算                                  |      |      |      | 2. 平成27事業年度収支計画及び実績 |      |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |
|  |      |      |      |      |      |           |      | 3. 平成27事業年度資金計画及び実績                                |      |      |      | 平成27事業年度業務収支        |      |           |      |   |   |   |  |  |       |      |  |

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                              |
| 第1-1               | 事業の効率化（事業費の削減度合（24年度対比5%以上）） |

| 2. 主要な経年データ        |                           |                     |                     |               |               |               |               |               |  |
|--------------------|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 評価対象となる指標          | 達成目標                      | (参考)                |                     | 25年度<br>(第3期) | 26年度<br>(第3期) | 27年度<br>(第3期) | 28年度<br>(第3期) | 29年度<br>(第3期) | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報                |
|                    |                           | 24年度<br>(第2期)<br>予算 | 24年度<br>(第2期)<br>決算 |               |               |               |               |               |  |
| 事業費（百万円）           | —                         | 15,823              | 8,885               | 8,252         | 6,385         | 6,919         |               |               |  |
| うち保険金（農業）          | —                         | 10,437              | 4,628               | 5,131         | 3,926         | 3,749         |               |               |  |
| 保険金（漁業）            | —                         | 2,689               | 1,850               | 1,639         | 1,810         | 1,926         |               |               | 27年度は、26年度に比べ増加したものの、24年度予算対比28.4%の削減となった。 |
| 代位弁済費              | —                         | 2,602               | 2,344               | 1,425         | 581           | 1,177         |               |               | 27年度は、26年度に比べ増加したものの、24年度予算対比54.8%の削減となった。 |
| 求償権管理回収助成（農業）      | —                         | 28                  | 28                  | 28            | 28            | 28            |               |               |  |
| 求償権回収事業委託費（林業）     | —                         | 45                  | 13                  | 14            | 21            | 20            |               |               |  |
| 回収奨励金（漁業）          | —                         | 22                  | 22                  | 14            | 19            | 20            |               |               |  |
| 削減率（計画値）           | 中期目標最終年度までに24年度予算対比5%以上削減 | —                   | —                   | 1%            | 2%            | 3%            | 4%            | 5%            |  |
| 24年度予算に対する削減率（実績値） | —                         | —                   | —                   | 47.9%         | 59.7%         | 56.3%         |               |               |  |
| 24年度決算に対する削減率（実績値） | —                         | —                   | —                   | 10.8%         | 28.1%         | 22.1%         |               |               |  |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|  |  |  |  | 業務実績   | 自己評価   |
| 第2 業務運営の効率化に関する事項<br>1 事業の効率化<br>① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で5%以上削減する。この場合、経 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置<br>1 事業の効率化<br>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置<br>1 事業の効率化<br>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の可否及び支出方法等について | <主な定量的指標><br>事業費削減率<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>事業費の削減が図られているか | <主要な業務実績><br>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置<br>1 事業の効率化<br>(1) 事業費の削減度合（24年度対比5%以上）<br>○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）の27年度の支出実績は69億19百万円（26年度63億85百万円）であり、24年度予算対比で56.3%の削減（削減目標3%）（26年度59.7%）となった（24年度決算対比では、22.1%の削減（26年度28.1%）となった）。<br>また、保険金及び代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするもの（下記（注））を除いた事業費総額は、67億99百万円であり、24年度予算対比で57.0%の削減となった（24年度決算対比では23.5%の削減となった）。 | <自己評価><br>評定：B<br>年度ごとの削減率を大幅に上回る削減を達成しているが、保険及び保証の引受残高の減少による影響もあることを勘案してBとする。 |

済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

中期目標の期間中に、平成24年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

- ・農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減
- ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制
- ・サービスの活用等による求償権回収については、費用対効果を検証し、求償権回収事業委託費を効率的に支出

(単位：百万円)

| 区分             | 24年度<br>予算(A) | 27年度<br>実績(B) | うち東日本<br>大震災分除<br>く | うち東日本<br>大震災分<br>(注) | 増減率<br>(B-A)/A | (参考)          |       |                |               |
|----------------|---------------|---------------|---------------------|----------------------|----------------|---------------|-------|----------------|---------------|
|                |               |               |                     |                      |                | 24年度<br>決算(C) |       | 増減率<br>(D-C)/C |               |
|                |               |               |                     |                      |                |               |       | 除く東日本<br>大震災分  | 除く東日本<br>大震災分 |
| 事業費総額          | 15,822        | 8,919         | 8,799               | 120                  | △ 58.3%        | △ 57.0%       | 8,885 | △ 22.1%        | △ 23.5%       |
| うち保険金(農業)      | 10,457        | 3,749         | 3,829               | 120                  | △ 84.1%        | △ 85.2%       | 4,828 | △ 19.0%        | △ 21.8%       |
| (漁業)           | 2,688         | 1,826         | 1,826               | -                    | △ 28.4%        | △ 28.4%       | 1,850 | 4.1%           | 4.1%          |
| 代位弁済費(林業)      | 2,602         | 1,177         | 1,177               | -                    | △ 54.8%        | △ 54.8%       | 2,344 | △ 49.8%        | △ 49.8%       |
| 求償権管理回収助成(農業)  | 28            | 28            | 28                  | -                    | 0.0%           | -             | 28    | 0.0%           | 0.0%          |
| 求償権回収事業委託費(林業) | 45            | 20            | 20                  | -                    | △ 55.5%        | -             | 13    | 51.2%          | 51.2%         |
| 回収奨励金(漁業)      | 22            | 20            | 20                  | -                    | △ 10.0%        | -             | 22    | △ 9.9%         | △ 9.9%        |

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興対策事業対象の保険金・代位弁済費をいう。

- このような大幅な削減率となった要因としては、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、結果として、事業費の大宗を占める保険金及び代位弁済費の支出が、24年度予算で想定したよりも大幅に減少したことによることが考えられる。
- また、事故発生の減少により保険金及び代位弁済費の支払率（当年度期首の保険価額残高及び保証残高と当年度の保険引受及び保証引受の合計に対する当年度の保険金及び代位弁済費の支払額の割合）が、24年度の0.213%から27年度は0.183%に低下しており、これは、引受審査の厳格化、部分保証増加といった取組みもあるが、保証付融資の返済期限延長等の条件変更の影響が大きいと考えられる。

(金額単位：百万円)

| 区 分            | 24年度 | 25年度      | 26年度      | 27年度      |           |
|----------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 前年度末保険価額残高(農漁) | (A)  | 3,661,286 | 3,536,998 | 3,437,454 | 3,301,834 |
| 前年度末保証残高(林)    |      |           |           |           |           |
| 当年度保険引受(農漁)    | (B)  | 490,159   | 495,131   | 452,862   | 440,755   |
| 当年度保証引受(林)     |      |           |           |           |           |
| 当年度保険金(農漁)     | (C)  | 8,822     | 8,195     | 6,317     | 6,852     |
| 当年度代位弁済費(林)    |      |           |           |           |           |
| 支払率(C/(A+B))   |      | 0.213%    | 0.203%    | 0.162%    | 0.183%    |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

事業費は24年度予算比で56.3%の削減となっており、27年度目標削減率を大幅に上回る削減率となったことは高く評価できるものの、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の

<課題と対応>

27年度は目標を達成したが、引き続き、引受審査の厳格化及びモラルハザード対策の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する。

引受残高の減少により、事業費の大宗を占める保険金及び代位弁済費の支出が24年度予算で想定したよりも大幅に減少したことによる影響もあることを踏まえ、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、事業費削減に向けた取組を着実に実施し、目標達成に努める必要がある。

<その他事項>



年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                 |
| 第1-1               | 事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ             |      |              |      |      |      |      |      |                             |
|-------------------------|------|--------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標               | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 大口保険引受事前協議<br>(条件変更を含む) | —    | 534件         | 333件 | 357件 | 320件 | 332件 | 438件 |                             |
| うち取り下げ件数                | —    | 30件          | 19件  | 15件  | 11件  | 5件   | 11件  |                             |
| 大口保険引受事前協議<br>(条件変更を除く) | —    | —            | —    | —    | 279件 | 264件 | 374件 |                             |
| うち部分保証件数                | —    | —            | —    | —    | 25件  | 36件  | 20件  |                             |
| 大口保険金請求事前協議             | —    | 26件          | 24件  | 21件  | 23件  | 14件  | 14件  |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |   |  |
|---|---|---|--|---|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価   |
| ② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>引受事前協議等実績件数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件（注1）（438件（条件変更を含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（26年度332件）。このうち、基金協会との対面での協議は13件であった（26年度17件）。</li> <li>・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施している。</li> <li>・ 大口保険引受案件事前協議438件（条件変更含む）のうち、取り下げは11件であった（26年度5件）。</li> </ul> </li> <li>○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜特資金及び農業経営負担軽減支援資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、部分保証を実施しており、27年度は125件であった（26年度182件）。</li> <li>・ 大口保険引受案件事前協議374件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる畜特資金19件、農業経営負担軽減支援資金1件について部分保証が実施されていることを確認した（26年度は畜特資金34件、農業経営負担軽減支援資金2件）。</li> </ul> </li> <li>○ 大口保険引受案件の事前協議範囲拡大の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 26年度に長期の農業経営改善資金について事前協議の対象範囲を拡大（対象金額を1億円以上から5,000万円以上に引き下げ）したところであるが、27年度においても、大口保険引受案件事前協議の対象範囲拡大について、全国専門部</li> </ul> </li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策を着実に行った他、26年度に引き続き大口保険引受案件の事前協議範囲を見直し、拡大するとともに、事前協議件数も大幅に増加していることから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。</p> |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>会（各ブロック毎の基金協会の参事・事務局長で構成、以下同様）で検討した。</p> <p>その結果、27年4月1日から保険対象に追加された営農維持資金及び農業再生資金(注2)について、元本額（極度貸付の場合は、極度額）（以下「元本額等」という。）の合計額が5,000万円以上のものについて大口保険引受案件事前協議の対象とすることとし、27年10月1日以降の新たな保証申込案件から実施することとした（27年度の大口事前協議実績はない）。</p> <p>○ 大口保険金請求案件（注3）の事前協議<br/> 大口保険金請求案件（14件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（26年度14件）。</p> <p>具体的には、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行っている。なお、免責に該当するものはなかった。</p> <p>（注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。<br/> 既に大口保険被保証者（※）である者に対する農業近代化資金等の元本額等につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本額等につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。</p> <p>（※）大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。（農業保険取扱要領27年7月8日付改正）<br/> 保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額等の合計額が1億円以上である者、保険関係が成立している保証に係る金融公庫資金の元本額等の合計額が5,000万円以上である者又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、営農維持資金及び農業再生資金の元本額等の合計額が5,000万円以上である者。</p> <p>（注2）「営農維持資金」とは、地方公共団体の利子補給のある既存債務の借換資金（ただし、農業経営負担軽減支援資金及び地方公共団体が指定した災害により損害を受けたことの証明を地方公共団体の長から受けた者に貸し付けられる資金を除く）であり、「農業再生資金」とは、公的な事業再生スキームによる既存債務の借換資金である。</p> <p>（注3）大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。<br/> 保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。</p> |
|--|--|--|--|---|

|  |    |   |   |
|--|----|---|---|
| 4. 主務大臣による評価   |    |   |   |
| 主務大臣による評価  |    |   |   |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">評価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">B</td> </tr> </table> | 評価 | B | B |
| 評価   | B  |   |   |
| ＜評価に至った理由＞   |    |   |   |

大口保険引受案件、大口保険金請求案件に係る事前協議及びモラルハザード対策等の取組を着実に実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策等の取組を適切に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                 |
| 第1-1               | 事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）） |

| 2. 主要な経年データ          |      |              |        |        |        |        |        |                             |
|----------------------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標            | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証引受審査件数<br>(条件変更含む) | —    | 2,071件       | 1,944件 | 1,765件 | 1,800件 | 1,680件 | 1,547件 |                             |
| うち審査協議件数             | —    | 427件         | 429件   | 632件   | 466件   | 385件   | 420件   |                             |
| うち取り下げ等件数            | —    | 92件          | 89件    | 93件    | 93件    | 74件    | 46件    |                             |
| 保証引受件数<br>(条件変更除く)   | —    | 1,731件       | 1,562件 | 1,359件 | 1,380件 | 1,235件 | 1,203件 |                             |
| うち部分保証件数             | —    | 319件         | 355件   | 277件   | 315件   | 321件   | 346件   |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |  |  |   |   |
|---|---|--|--|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |  |  | 業務実績  | 自己評価  |
| ② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>引受事前協議等実績件数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体の審査件数1,547件（条件変更含む）のうち新規・増額・財務内容不良案件等420件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（26年度は全体の審査件数1,680件のうち385件）。この結果、財務内容不良等による取り下げ等は46件であった（26年度74件）。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行っている。</li> <li>・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業の財務諸表を詳細に分析するとともに、必要に応じて当該申請企業の保証取扱金融機関へのヒアリングを行いながら、信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価した。</li> <li>・ 定性要因については、林業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・金融機関の融資姿勢そして事業の発展性等の分析を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27年度の保証引受1,203件（条件変更除く）のうち346件について、部分保証（80%保証）を実施した（26年度の保証引受1,235件のうち部分保証321件）。</li> <li>・ 新たな部分保証として、木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）（注1）を26年10月から開始し、27年度引受実績は24件となった（26年度8件）。また、「素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）」（注2）を創設して、28年度から取扱いを開始することとした。</li> </ul> </li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>保証引受審査件数は減少したものの、より厳正な審査を行う債務保証審査協議会への付議件数は増加した。<br/>モラルハザード対策として、26年度に創設した木材安定供給保証の積極的な普及活動を行った結果、部分保証全体の実績としては、保証引受件数に対する割合が26年度は26.0%であったが、27年度は28.8%となっていることから、Bとす<br/>る。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  |  | <p>○ 適切な期中管理</p> <p>27年3月末に改定した保証審査マニュアルに基づき、実質管理案件（注3）について管理表を作成し、半年毎に金融機関を通じて収集した財務状況や借入金<br/>の弁済状況等をチェックし、的確な期中管理を行った。</p> <p>また、経営が悪化した保証先への対応として、バンクミーティングや事業再生計画の策定及び事業再生計画の進捗等を話し合う再生支援協議会主催の会議<br/>に出席した（27年度19件、26年度23件）。さらに、金融機関協調支援の場合には<br/>保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理も行って<br/>いる。</p> <p>（注1）木材安定供給保証とは、木材の安定的な取引を信用保証の面から積極的に<br/>サポートするため、協定等を締結し安定的な木材取引を行う者を対象に、無<br/>担保かつ既存借入（与信額）とは別枠で50百万円を貸付限度額とする80%保<br/>証資金である。</p> <p>（注2）素材生産推進保証とは、素材生産の安定供給・量的拡大を推進するため、<br/>立木の購入等素材生産に必要な運転資金を対象に、無担保かつ既存借入（与<br/>信額）とは別枠で30百万円を貸付限度額とする80%保証資金である。</p> <p>（注3）実質管理案件とは、被保証者の状況から代位弁済の可能性が高いと判断さ<br/>れるなど、個別の案件毎に、より厳格な期中管理に努めなければならない案<br/>件である。</p> | 引き続き、審査の<br>厳格化や部分保証<br>の拡大などを通じ<br>て事業費の削減に<br>向けた取り組みを<br>進める。 |
|--|--|--|---|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>保証引受審査件数は減少したものの、債務保証審査協議会への付議件数は増加しており、当該協議会で協議を行い適正な審査を行っていること、また金融機関に対するモラルハザード対策として26年度に創設した木材安定供給保証の積極的な普及を行い部分保証の割合が増加しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引受審査の厳格化やモラルハザード対策の取組により、財務内容の改善は図られているが、事業費の削減に向けて、引き続きこれらの取組を進める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                 |
| 第1-1               | 事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ |      |              |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|--------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 大口保険引受事前協議  | —    | 52件          | 51件  | 58件  | 81件  | 88件  | 76件  |                             |
| 大口保険金請求事前協議 | —    | 70件          | 215件 | 33件  | 48件  | 45件  | 51件  |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |  |   |
|---|---|---|--|--|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|   |   |   |  | 業務実績   | 自己評価  |
| ② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>引受事前協議等実績件数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>事業費の削減を図るための取組を着実に実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件（注1）（76件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（26年度88件）。このうち、基金協会との対面での協議は11件であった（26年度5件）。</li> <li>・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施している。</li> <li>・ 大口保険引受案件事前協議76件のうち、保証条件が変更された案件はなかった（26年度5件）。</li> </ul> </li> <li>○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件の事前協議（76件）及び代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」等を行っている。</li> <li>・ 事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議のうえ、保証保険契約金額を変更している（27年度は借替緊急融資資金について14回、26年度は借替緊急融資資金について10回、経営安定資金について1回の契約金額の変更を行った。）。</li> </ul> </li> <li>○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険金請求案件（51件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（26年度45件）。</li> <li>・ 具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行っている。なお、免責に該当するものはなかった。</li> </ul> </li> </ul> <p>（注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。<br/>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>大口保険引受案件並びに大口保険金請求案件に係る事前協議及びモラルハザード対策を着実に実施したことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。</p> |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円<br>② その他漁業 1億円<br>③ 水産業協同組合 3億円<br>ただし、借替緊急融資資金については、3千万円を超えるもの<br>イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が次の額を超えるもの<br>① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円<br>② その他漁業 3億円<br>③ 水産業協同組合 6億円<br><br>(注2) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。<br>ア 代位弁済額が5千万円以上であるもの<br>イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの |
|--|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施している。<br/>         また、特別出資制度の活用、事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に個別に基金協会と協議の上、保証保険契約額を変更する等の取組による引受審査の厳格化等、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策等の取組を適切に実施する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第1-1               | 事業の効率化（共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|---|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |   |   |   | 業務実績  | 自己評価   |
| ③ 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。 | (3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。 | (3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組がされているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組（農業災害補償関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業共済団体等が信用基金に借入申込みを行う際、</li> <li>① 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか</li> <li>② 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由</li> </ul> <p>を内容とする調書を徴求した(27年度は3件の借入申込みがあり、貸付実績は3件であった(27年5月、8月及び28年2月))。</p> <p>なお、本取組の内容について、27年6月に開催した政府以外の出資者等を構成員とする農業災害補償運営協議会及び28年3月に開催された全国の農業共済団体の会長等が参集する全国会長等会議の場や（公社）全国農業共済協会が共済団体に対する情報等の提供のために運営管理しているNOSAIイントラネットを活用して引き続き周知するとともに、28年3月に開催された運営委員会の場において説明を行った。</p> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁業共済団体が信用基金に借入申込みを行う際、</li> <li>① 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか</li> <li>② 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資も検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由</li> </ul> <p>を内容とする調書を徴求することとしている（27年度の借入申込みは無し）。</p> <p>なお、本取組の内容について、28年3月に開催された運営委員会の場において説明を行った。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>民間金融機関から融資を促す取組として、共済団体に対する周知を行い、借入申込時に調書により確認していることから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、借入申込みにあたっては民間金融機関からの資金調達を促すとともに、借入申込時の調書で確認を行う。</p> |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 4. 主務大臣による評価 | 主務大臣による評価 |
|--------------|-----------|



評定

B

<評定に至った理由>

農業共済団体等からの借入申込みは、大災害時等の緊急的な対応か、緊急的な対応ではない場合は、民間金融機関からの融資を検討したかを確認する調書を徴求している。  
また、定期的に農業共済団体等へ民間金融機関からの調達について周知することで、着実に当該取組みが農業共済団体等に認識されていると考えられ、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、当該取組みについて、農業共済団体等への周知を図る必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                          |
| 第1-1               | 事業の効率化（林業寄託業務の見直しの着実な実施） |

| 2. 主要な経年データ              |      |              |        |        |        |        |        |                             |
|--------------------------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標<br>(単位：百万円)    | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (寄託業務の状況)                |      |              |        |        |        |        |        |                             |
| 寄託額 A                    | —    | 1,690        | 1,400  | 880    | 580    | 320    | 580    |                             |
| うち政府出資金                  | —    | 1,600        | 1,400  | 880    | 580    | 320    |        |                             |
| うち手持ち資金<br>(公庫からの償還金)    | —    | 90           | —      | —      | —      | —      | 580    |                             |
| 公庫からの償還金 B               | —    | 1,243        | 2,120  | 1,397  | 5,588  | 1,248  | 824    |                             |
| 年度末寄託残高<br>C(前年度末残高+A-B) | —    | 37,736       | 37,016 | 36,499 | 31,491 | 30,563 | 30,319 |                             |
| 年度末政府出資金残高               | —    | 25,375       | 26,775 | 27,655 | 28,235 | 28,555 | 28,555 |                             |
| 年度末長期借入金残高               | —    | 12,590       | 11,063 | 9,055  | 6,890  | 6,291  | 4,244  |                             |
| 利子補給金                    | —    | 153          | 108    | 62     | 30     | 17     | 9      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                            |   |  |  |   |  |
|---|---|--|--|---|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |   |  |  | 業務実績  | 自己評価   |
| ④ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。 | (4) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。 | (4) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資については、償還のあった寄託金を充てる。また、当該寄託金の一部を長期借入金の償還財源に充てることにより、長期借入金（借り換え）の抑制を図る。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>長期借入金、政府出資金</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>長期借入金を抑制しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (株)日本政策金融公庫等による森林整備活性化資金の貸付枠は27年度も17億円とし、貸付に必要な寄託原資については、新たな長期借入金や政府出資金によらず、償還のあった寄託金（以下「寄託償還金」という。）で賄うこととし、27年度は寄託原資5億80百万円（26年度3億200百万円）について全額を寄託償還金から確保し、寄託した。</li> <li>○ 民間からの長期借入金については、次年度以降の寄託見込額等を考慮しつつ可能な限り寄託償還金から償還することにより長期借入金（借り換え）を抑制することとし、27年6月に償還した15億79百万円については、全額を寄託償還金から確保するとともに、27年10月に償還した24億68百万円については、4億68百万円を寄託償還金から、残額の20億円を長期借入金（借り換え）により確保したことにより、28年3月31日現在長期借入金残高を42億44百万円に圧縮した（27年3月31日現在62億91百万円）。</li> <li>○ 民間からの長期借入金については、コンベンショナル方式（注）の競争入札により低利の借入れに努めており、27年度の利払いを9百万円に圧縮するとともに、その全額について、政府からの利子補給金により充当した（26年度17百万円）</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B</p> <p>27年度の寄託原資に寄託償還金を充当するとともに、当該寄託償還金の一部を長期借入金の償還財源に充当して長期借入金の圧縮、利払いの抑制を図ったことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、長期借入金残高の抑制に努める。</p> |

|  |  |  |  |   |  |
|--|--|--|--|---|--|
|  |  |  |  | (注) 一定の借入予定額を決めて、複数の入札の中から貸付利率が低いものを優先的に選択し、借入予定額に達したところまでの入札に応じる方式のこと。 |  |
|--|--|--|--|---|--|

|              |  |
|--------------|--|
| 4. 主務大臣による評価 |  |
|--------------|--|

|           |  |
|-----------|--|
| 主務大臣による評価 |  |
|-----------|--|

|    |   |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

<評価に至った理由>

27年度の寄託原資については、新たな長期借入金や政府出資金によらず、寄託償還金により賄っている。

また、寄託償還金を長期借入金の償還財源の一部に充当して長期借入金（借り換え）を圧縮するとともに、利払い費用も抑制されており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、寄託に係る償還額を踏まえ、長期借入金残高等の抑制に努める必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第1-1               | 事業の効率化（農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                                |   |   |  |   |   |
|---|---|---|--|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価  |
| ⑤ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き、検討を行う。 | (5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。 | (5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>過去の検討結果を踏まえた検討が行われているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(7) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討<br/>(農業信用保険業務)</p> <p>○ 27年12月に農業信用保証保険業務あり方検討会を開催した。<br/>対象資金については、農業は自然条件に左右されやすく不安定といった面から民間では十分な対応ができない部分を補完する観点で、民間との棲み分けは行われており、今後も役割分担を図りながら対応していくことが必要とした。さらに、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、強い農林水産業とともに活力ある農山漁村の実現のための取組みを進めることとしており、益々農業信用保証保険制度の果たす役割が期待されると考えられることから対象資金を狭めることは適当ではないとした。</p> <p>本件については、法令等で定められている対象資金を狭めることなく、本制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、農業者等の円滑な資金調達が図られるよう、民間保証との役割分担を図りながら対応していくこととした。</p> <p>なお、T P P 関連政策大綱の施策目標に即して、成長産業としての力強い農業を作り上げるためには、意欲ある農業者の経営展開に向けた投資意欲を後押しする必要があると考えられること等から、対象資金を狭めることなく、農業者の円滑な資金調達が図られるよう対応していくこととした。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 27年12月に漁業信用保険業務あり方検討会を開催した。<br/>漁業信用保険業務については、政府の交付金助成措置による低位な保険料の維持等の政策が依然として不可欠であり、民間では十分な対応ができない部分を補完する観点から対象資金の見直しを行える状況にはないとした。しかしながら、今後とも漁業経営の動向に注視しつつ、漁業信用保険業務の収支の状況を精査し、状況の変化を踏まえた対応が必要であると認識した。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：B<br/>農業信用保険業務及び漁業信用保険業務とも、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ検討を行ったことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>農業信用保険業務においては、27年度の検討結果を踏まえ、法令等で定められている対象資金を狭めることなく、本制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、28年度も引き続き検討を行う。<br/>また、漁業信用保険業務においては、漁業関係の資金について、概していずれの資金もリス</p> |

|  |  |  |  |   |   |
|--|--|--|--|---|---|
|  |  |  |  | (農業信用保険業務・漁業信用保険業務)<br>○ 28年2月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。 | クが高く政策的支援措置がとられていることを踏まえ、当該措置を除いた信用基金の漁業信用保険業務の収支の状況、漁業経営の動向等を注視しつつ、28年度も引き続き検討を行う。 |
|--|--|--|--|---|---|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価<br><評価に至った理由><br>農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえ業務のあり方を検討し取り組んでおり、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。  | B |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策><br>農業信用保険業務においては、27年度の検討結果を踏まえ、本制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、農業者等の円滑な資金調達が図られるよう、引き続き民間保証との役割分担を検討する必要がある。<br>また、漁業信用保険業務においては、漁業関係資金は概していずれの資金もリスクが高く政策的支援措置がとられていることを踏まえ、当該措置を除いた信用基金の漁業信用保証保険収支の推移、漁業経営の動向等に注視しつつ、28年度も引き続き民間保証との役割分担を検討する必要がある。 |   |
| <その他事項>  |   |

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第1-2               | 信用リスクに応じた保証・保険料率の開始及び信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討（農業信用保険業務） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |  |  |
|---|---|---|---|--|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|   |   |   |   | 業務実績   | 自己評価   |
| 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入<br>農業信用保証保険業務について、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 | 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入<br>農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。<br>検討に当たっては、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、与信上のデータの収集・整理及びシステム構築等を計画的、着実に進行。 | 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入<br>農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の運用を農業信用基金協会等と連携して今年度から開始する。<br>また、与信上のデータを収集・整理し、信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討を行う。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>・ 基金協会等と連携し、信用リスクに応じた保証・保険料率の運用がされているか<br>・ 信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討が行われているか | <主要な業務実績><br>2 信用リスクに応じた保証・保険料率の開始及び信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討（農業信用保険業務）<br>○ 27年4月より借入者の信用リスクに応じた保険料率を導入した。<br>これは、農業経営改善資金、農業施設資金及び農業運転資金を対象に、農業者の直近3期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合には、資金区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用するものである。<br>導入に当たり、基金協会から通知されるスコアリング結果の取扱いや処理事項等を規定するため、「農業保険取扱要領」を27年4月1日付けで変更するとともに、本取組が周知されるよう、パンフレット「農業信用保証保険制度のご案内」の改訂版を作成して7月7日に全基金協会に配布した。<br>27年10月までに全47基金協会が導入済みであり、信用リスクに応じた保険料率の対象資金の引受件数32,265件のうちスコアリングを行ったのは7,034件、そのうち低い保険料率を適用したのは4,440件(63.1%)となった。<br>また、28年1月に新たに保険対象とされた畜産経営体質強化支援資金について、28年2月10日より信用リスクに応じた保険料率の対象とした。<br><br>○ 信用リスクに応じた保険料率の導入に伴い収集した与信データについて、外部専門家の知見を活用しながら信用リスク評価の精緻な計測に向けたデータベースシステムの検討を行うため、9月に外部専門家選定のための企画競争公告を行い、10月に外部専門家を決定、11月よりコンサルティングを開始し、28年3月にコンサルティングの結果報告を受け、28年4月から、データベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を進める。 | <自己評価><br>評定：B<br>27年4月から信用リスクに応じた保険料率を導入したことに伴い、信用リスクに応じた保険料率の周知とスコアリング結果の事務手続きを定め、基金協会が円滑に対応できるように努めたこと、また、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、外部専門家のコンサルティングを受けデータベース化の検討を行ったことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、基金協会が円滑に対応できるように努めるとともに、信用リスクの精緻化に向けて、データベース化を開始し、与信 |

|  |  |  |  |  |               |
|--|--|--|--|--|---------------|
|  |  |  |  |  | 上のデータの蓄積を進める。 |
|--|--|--|--|--|---------------|

|              |  |  |  |  |  |
|--------------|--|--|--|--|--|
| 4. 主務大臣による評価 |  |  |  |  |  |
|--------------|--|--|--|--|--|

|           |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|
| 主務大臣による評価 |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|

|    |  |  |  |  |   |
|----|--|--|--|--|---|
| 評価 |  |  |  |  | B |
|----|--|--|--|--|---|

<評価に至った理由>

借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率については、27年4月より導入していること、また、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、外部専門家のコンサルティングを受けデータベース化の検討を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、信用リスクの精緻化に向けて、データベース化による与信上のデータ蓄積を進め、より農業者の経営努力に報いる信用リスクに応じた保険料率の検討をしていく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                           |
| 第1-3               | 業務運営体制の効率化（組織体制・人員配置の見直し） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                       |  |  |   |   |   |
|--|--|--|---|---|---|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|  |  |  |   | 業務実績  | 自己評価  |
| 3 業務運営体制の効率化<br>① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。 | 3 業務運営体制の効率化<br>(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。 | 3 業務運営体制の効率化<br>(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置がされているか | <主要な業務実績><br>3 業務運営体制の効率化<br>(1) 組織体制・人員配置の見直し<br>○ 各部門における業務の実施状況を集約し、併任発令等を行うことにより複数部署の業務を担う職員を配置する（27年度末13名）など、業務運営体制の効率化を勘案した人事配置に努めている。<br><br>○ 日常の業務及び研修等による専門的知識の取得や能力向上に努め、適性の見極めを通じて、勤務実績等を踏まえた適材適所の人事配置に努めている。<br><br>○ 幅広い業務に対応できる人材育成を図るため、21年度以降の新規採用者によっては、採用から概ね2～3年後には他部門へ異動させている。 | <自己評価><br>評定：B<br>業務体制の効率化を勘案して、人事配置を行っていることから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人事配置に努める。 |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>業務体制の効率化を勘案して、人員配置を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人事配置をする必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |



年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                      |
| 第1-3               | 業務運営体制の効率化（研修の効果的実施） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |                                  |  |   |   |  |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|--------------------------------------|----------------------------------|--|---|---|--|--|--|------------|--|--|----|----|----|----|-----|------|------|----------------|------------------|---------------|------|-----|-------------|------|----|---------------|----|----|--------------|------|----|-------------|----|----|----------------|----|----|----------------|------|----|--------|----------------|--------|---------------|--------|----|---------------|--------------|----|---------------|--------------|----|-----------------|--------------|----|-----------------|--------|----|------------|------------|------|----------------------------------|------|--|--|
| 中期目標                                 | 中期計画                             | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |  |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  |   | 業務実績  | 自己評価   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
| ② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。       | (2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。 | (2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。<br>ア. 養成研修<br>・新規採用研修<br>・一般職員研修<br>・課長級研修<br>イ. 能力開発研修<br>・専門研修<br>ウ. 法令遵守意識啓発研修 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>職員の能力の向上を図るための研修計画を策定し、研修を実施しているか | <主要な業務実績><br>(2) 研修の効果的実施<br>○ 27年度は以下のとおり研修計画を策定し、研修を実施した。<br>なお、実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用の節減も考慮している。  | <自己評価><br>評定：B<br>職員の能力の向上を図るための研修計画を策定し、各種研修を実施したことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、職員の能力の向上を図るため、各種研修を実施する。 |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">27年度研修計画</th> <th colspan="3">27年度研修実施状況</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>内容</th> <th>受講者</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">養成研修</td> <td rowspan="7">階層別に必要な基礎知識の習得</td> <td rowspan="7">採用者、一般職員、課長級別別実施</td> <td>採用者研修（半日×2回）※</td> <td>採用者等</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>初級職員研修（3日）※</td> <td>採用者等</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>給与事務担当者研修（半日）</td> <td>補佐</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護研修（1日）</td> <td>一般職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>財務会計研修（3日）※</td> <td>課長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>内部監査業務講習会（5日）※</td> <td>補佐</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>会計事務職員研修（49日）※</td> <td>一般職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">能力開発研修</td> <td rowspan="5">業務に必要な専門的知識の習得</td> <td rowspan="5">各部被推薦者</td> <td>経営審査実践研修（3日間）</td> <td>各部被推薦者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>財務会計基礎研修（4日間）</td> <td>21年度以降の新規採用者</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>経営法務基本研修（6日間）</td> <td>21年度以降の新規採用者</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>債権管理・回収基礎研修（3日）</td> <td>21年度以降の新規採用者</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>債権管理・回収実践研修（1日）</td> <td>各部被推薦者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>法令遵守意識啓発研修</td> <td>コンプライアンス推進</td> <td>全役職員</td> <td>法令遵守意識啓発研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日）</td> <td>全役職員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 27年度研修計画   |  |  | 27年度研修実施状況 |  |  | 種別 | 内容 | 対象 | 内容 | 受講者 | 受講者数 | 養成研修 | 階層別に必要な基礎知識の習得 | 採用者、一般職員、課長級別別実施 | 採用者研修（半日×2回）※ | 採用者等 | 10名 | 初級職員研修（3日）※ | 採用者等 | 6名 | 給与事務担当者研修（半日） | 補佐 | 1名 | 個人情報保護研修（1日） | 一般職員 | 2名 | 財務会計研修（3日）※ | 課長 | 1名 | 内部監査業務講習会（5日）※ | 補佐 | 1名 | 会計事務職員研修（49日）※ | 一般職員 | 2名 | 能力開発研修 | 業務に必要な専門的知識の習得 | 各部被推薦者 | 経営審査実践研修（3日間） | 各部被推薦者 | 1名 | 財務会計基礎研修（4日間） | 21年度以降の新規採用者 | 6名 | 経営法務基本研修（6日間） | 21年度以降の新規採用者 | 7名 | 債権管理・回収基礎研修（3日） | 21年度以降の新規採用者 | 3名 | 債権管理・回収実践研修（1日） | 各部被推薦者 | 1名 | 法令遵守意識啓発研修 | コンプライアンス推進 | 全役職員 | 法令遵守意識啓発研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日） | 全役職員 |  |  |
| 27年度研修計画                             |                                  |  | 27年度研修実施状況  |   |  |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
| 種別                                   | 内容                               | 対象   | 内容  | 受講者   | 受講者数   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
| 養成研修                                 | 階層別に必要な基礎知識の習得                   | 採用者、一般職員、課長級別別実施   | 採用者研修（半日×2回）※   | 採用者等  | 10名  |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 初級職員研修（3日）※   | 採用者等  | 6名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 給与事務担当者研修（半日）   | 補佐  | 1名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 個人情報保護研修（1日）  | 一般職員  | 2名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 財務会計研修（3日）※   | 課長  | 1名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 内部監査業務講習会（5日）※  | 補佐  | 1名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 会計事務職員研修（49日）※  | 一般職員  | 2名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
| 能力開発研修                               | 業務に必要な専門的知識の習得                   | 各部被推薦者   | 経営審査実践研修（3日間）   | 各部被推薦者  | 1名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 財務会計基礎研修（4日間）   | 21年度以降の新規採用者  | 6名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 経営法務基本研修（6日間）   | 21年度以降の新規採用者  | 7名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 債権管理・回収基礎研修（3日）   | 21年度以降の新規採用者  | 3名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
|                                      |                                  |  | 債権管理・回収実践研修（1日）   | 各部被推薦者  | 1名   |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |
| 法令遵守意識啓発研修                           | コンプライアンス推進                       | 全役職員   | 法令遵守意識啓発研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日）  | 全役職員  |  |  |  |            |  |  |    |    |    |    |     |      |      |                |                  |               |      |     |             |      |    |               |    |    |              |      |    |             |    |    |                |    |    |                |      |    |        |                |        |               |        |    |               |              |    |               |              |    |                 |              |    |                 |        |    |            |            |      |                                  |      |  |  |

※ 無償により実施したもの

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>上記の他、農業部門において実施した「保証審査実務担当者研修会」を23名が、「求償権管理回収等事務研修会」を26名が受講した。</p> <p>○ 研修の実効性の確保及び今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、次回以降の研修実施に際しての検討事項とするとともに、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容か否かを確認することにより、職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する研修か否かの検証を行っている。<br/>この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られていることを確認している。</p> <p>○ 27年4月に「能力開発研修（専門研修）実施要領」を定め、採用後一定の期間内において受講する研修種類等を明確にすることにより、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るために行う専門研修の実効性を高めた。</p> |
|--|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| <p>評価</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>職員の能力向上を図るために必要な各種研修を研修計画に基づき実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>引き続き、職員の能力向上を図るため、各種研修を実施する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> | B |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第1-4               | 経費支出の抑制（支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減） |

| 2. 主要な経年データ       |                           |                   |     |               |               |               |               |               |                             |
|-------------------|---------------------------|-------------------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標         | 達成目標                      | （参考）<br>24年度（第2期） |     | 25年度<br>（第3期） | 26年度<br>（第3期） | 27年度<br>（第3期） | 28年度<br>（第3期） | 29年度<br>（第3期） | （参考情報）<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|                   |                           | 予算                | 決算  |               |               |               |               |               |                             |
| 一般管理費（百万円）        | —                         | 582               | 412 | 335           | 390           | 489           |               |               |                             |
| 削減率（計画値）          | 中期目標最終年度までに24年予算対比15%以上削減 | —                 | —   | 3%            | 6%            | 9%            | 12%           | 15%           |                             |
| 24年予算に対する削減率（実績値） | —                         | —                 | —   | 42.5%         | 33.0%         | 16.0%         |               |               |                             |
| 24年決算に対する削減率（実績値） | —                         | —                 | —   | 18.7%         | 5.2%          | 18.8%の増加      |               |               |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |   |  |   |   |
|--|--|---|--|---|---|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|  |  |   |  | 業務実績  | 自己評価  |
| 4 経費支出の抑制<br>① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。 | 4 経費支出の抑制<br>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の削減を行う。<br>・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。<br>・ 業務実施方法を見直す。<br>・ 予算執行状況の期中管理を徹底する。 | 4 経費支出の抑制<br>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の削減を行う。<br>① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。<br>② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。<br>③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。 | <主な定量的指標><br>一般管理費削減率<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>一般管理費の削減が図られているか | <主要な業務実績><br>4 経費支出の抑制<br>(1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減<br>○ 経費支出の抑制に繋がるものとして、以下の取組を行っている。（計数のあるものは27年度実績）<br>・ 契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとした。<br>・ 定期購読物について、購読の必要性等を検討し、1紙を購読中止とした。<br>・ 出張経費について、割引制度（パック商品等）の利用を実施した。<br>・ パソコンの購入について、一般競争入札を実施し一括購入を行い64台を更新した。なお、パソコンの更新機種については消費電力の低減を図るため、消費電力の低いノート型パソコンを購入した。<br>・ 消耗品について、一括調達を実施した。<br>・ コピーについて、公文など片面で印刷する必要のあるものを除き、両面印刷を実施した。<br>・ 出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はETCカードを利用した。<br>・ OA機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などを実施した。<br>・ 会計監査人については、これまで毎年度、候補者の選定を行ってきたが、事務の効率化及び監査費用削減の観点から、当該選定に係る対象年度を27年度から29年度までの3年間の複数年度に改めた。 | <自己評価><br>評定：B<br>年度ごとの削減率を大幅に上回る削減を達成しているが、信用リスクに応じた保険料率の導入や情報セキュリティ対策強化等の一時的な支出により、24年度決算対比では増加となったことを踏まえ、Bとする。<br><br><課題と対応><br>27年度は目標を達成したが、引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹 |

|  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>○ 上記の取組の結果、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の27年度の支出実績は4億89百万円（26年度3億90百万円）であり、24年度予算対比で16.0%（削減目標9%）（26年度33.0%）の削減となった（24年度決算対比では18.8%の増加（26年度5.2%の削減）となった）。</p> <p>なお、27年度の支出実績が26年度と比べて99百万円（25.4%）増加している主な要因は、27年4月より信用リスクに応じた保険料率を導入したことに伴う、プログラム改修及びコンサル費用の支出（69百万円）、年金個人情報漏えいやサイバー攻撃の脅威の高まりを踏まえた専門家による情報セキュリティコンサル及び電算室の監視カメラ設置等のセキュリティ対策の強化のための支出（7百万円）、保険料の誤請求を踏まえた保険システムの見直しのためのコンサル費用の支出（4百万円）等の一時的な支出に加え28年2月の改正独立行政法人農林漁業信用基金法の施行により設置された運営委員会の開催費用の支出（2百万円）があったことによるものである。</p> | <p>底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。</p> |
|--|--|--|--|--|---|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| <p>評価</p>   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         一般管理費は24年度予算比で16.0%の削減となっており、27年度目標削減率を大幅に上回る削減率となったことは高く評価できるものの、信用リスクに応じた保険料率の導入に伴うプログラム改修及びコンサル費用の支出等の一時的な支出により24年度決算対比では増加となったことを踏まえ、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         引き続き、目標達成に向けて一般管理費の削減に努める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                      |
| 第1-4               | 経費支出の抑制（業務の見直し及び効率化） |

| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |   |  |   |  |   |
|--|---|--|---|--|---|
| 中期目標   | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|  |   |  |   | 業務実績   | 自己評価  |
| 4 経費支出の抑制<br>① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。 | 4 経費支出の抑制<br>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。<br>・ 役員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。<br>・ 業務実施方法を見直す。<br>・ 予算執行状況の期中管理を徹底する。 | 4 経費支出の抑制<br>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。<br>① 役員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。<br>② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。<br>③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>一般管理費の削減を図るための取組を着実に実施しているか | <主要な業務実績><br>(2) 業務の見直し及び効率化<br>○ 役員のコスト意識の徹底<br>支出の無駄を削減するための自律的な取組を推進する「支出点検プロジェクトチーム」の第11回会合を27年4月13日に開催し、26年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、27年度の取組目標の設定について検討を行い、検討結果は同月に開催した内部統制委員会に報告した。<br>27年度の具体的な取組目標については、以下のとおり掲げ、この内容については役員専用情報サイトに掲示することで役員に効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組を周知しコスト意識の徹底を図った結果、27年度の一般管理費の抑制が図られたと考えている。<br>・ 契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとする。<br>・ 定期購読物について、年度末までに翌年度における購読の必要性等を検討し、効率化に努める。<br>・ 出張経費について、割引制度（バック商品等）の利用を行う。<br>・ パソコンの購入について、一般競争入札を実施し一括購入を行う。<br>・ 消耗品については、一括調達を実施する。<br>・ コピーについては、両面印刷を実施する。<br>・ 出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はETCカードを利用する。<br>・ OA機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などエネルギー使用量の抑制に努める。<br><br>○ 業務実施方法の見直し<br>会計監査人については、これまで毎年度、募集に係る公告を信用基金ウェブサイトへ掲載し、応募のあった者のうちから、会計監査人候補者選定審査委員会を開催して候補者の選定を行ってきた。27年度からは、事務の効率化及び会計監査人に係る監査費用節減の観点から、当該選定に係る対象年度を27年度か | <自己評価><br>評定：B<br>予算の適正な執行管理を行うとともに、無駄な支出の削減に向けた取り組み目標を設定し、役員に周知を図った。<br>また、業務実施方法を見直し、経費の節減に努めており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。 |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>ら29年度までの3年間の複数年度に改めた。<br/>これにより、監査費用が、1年あたり1,700千円の削減となった。</p> <p>○ 予算の適正な執行管理<br/>予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに、業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じた見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。</p> |  |
|--|--|--|--|--|--|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| <p>評価</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         予算の適正な執行管理を行うとともに、無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員に周知を図り、また、業務実施方法を見直し、経費の削減に向けた取組を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         引き続き、業務実施方法の見直しを行い、効率化による経費削減、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> | B |

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                 |
| 第1-4               | 経費支出の抑制（政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |   | 業務実績  | 自己評価  |
| ② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。 | (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。 | (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>政府における総人件費削減の取組を踏まえた対応がされているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55歳以上の職員について、26年1月から昇給を抑制している。</li> </ul> </li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>国家公務員の給与改定を基礎として給与改定を行っており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等の改正を行う。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>国家公務員の給与改定を基準として給与改定を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>引き続き、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第1-4               | 経費支出の抑制（ラスパイレ指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする） |

|                |       |              |       |       |       |       |       |                             |
|----------------|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ    |       |              |       |       |       |       |       |                             |
| 評価対象となる指標      | 達成目標  | (参考)<br>22年度 | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 対国家公務員地域・学歴別指数 | 100以下 | 98.7         | 96.2  | 96.0  | 97.0  | 98.9  | 97.3  |                             |
| (参考)対国家公務員指数   | —     | 115.4        | 112.9 | 112.8 | 113.1 | 115.6 | 113.4 |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |   | 業務実績  | 自己評価  |
| ③ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。 | (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。 | (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>給与水準の適正化を確保する取組がされているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(4) ラスパイレ指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55歳以上の職員について、26年1月から昇給を抑制している。</li> <li>・ 27年4月から、月例給の引き下げを行った。</li> </ul> </li> <li>○ 国家公務員の地域手当に相当する特別都市手当を抑制。国家公務員18.5%（18年度以前 12% → 現行18.5%（6.5%引上げ））<br/>信用基金 10.5%（18年度以前 6% → 現行10.5%（4.5%引上げ））</li> <li>○ 27年度の対国家公務員指数（地域・学歴勘案）は、97.3であった。</li> <li>○ 対国家公務員指数（地域・学歴勘案）等については、信用基金ウェブサイト等で公表している（毎年6月末に公表）。</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数は100を下回っており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、給与水準の適正化を確保する取組を行う。公表にあつては、期限にあわせて確実に公表する。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数は100を下回っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> |   |



<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、給与水準の適正水準を確保する取組を行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                    |
| 第1 - 5             | 業務実施体制の強化（内部監査の充実） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |   |  |  |      |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |
|--|--|---|--|--|------|------|--|------|------|------|---------|-----------|------|--|---|-------|---|-----------------------------|---|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |      |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |
|  |  |   |  | 業務実績   | 自己評価 |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |
| <p>5 業務実施体制の強化<br/>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>① 内部監査の充実<br/>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p> | <p>5 業務実施体制の強化<br/>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 内部監査の充実<br/>業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p> | <p>5 業務実施体制の強化<br/>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 内部監査の充実<br/>業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。<br/>また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）の改善が速やかに図られるようフォローアップを適切に実施する。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>内部監査及びフォローアップを適切に実施しているか</p> | <p>5 業務実施体制の強化<br/>(1) 内部監査の充実<br/>○ 監事監査の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">定例監査</th> </tr> <tr> <th>期末監査</th> <th>期中監査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>27年4～6月</td> <td>27年10～12月</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>現物実査立会<br/>予備調査、本調査<br/>意見交換、講評（理事長等）<br/>意見交換、監査報告会（会計監査人）</td> <td>現物実査、事務室等実査<br/>予備調査、本調査<br/>意見交換、講評（理事長等）<br/>意見交換、監査計画説明会（会計監査人）</td> </tr> <tr> <td>監査報告等</td> <td>26事業年度監査報告（6月28日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、信用基金ウェブサイトにて公表）</td> <td>監査報告（中間とりまとめ）（12月22日理事長宛提出）</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記定例監査の他に、以下のとおり実施している。<br/>① 役員会その他重要な会議への監事の出席<br/>② 決算書類の閲覧等による日常監査<br/>③ 理事長（5回）及び内部統制部署（1回）並びに内部監査部署（5回）との定期的な打ち合わせ</p> <p>○ 内部監査チェックリストの整備及び内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査の実施に当たり、監査項目のリスク度合に応じて具体的な監査のポイントを確認できるよう、事前に監査項目ごとにチェックリストを整備し、これにより効率的かつ効果的な実施を図っている。</li> <li>27年度においては、以下の監査についてチェックリストの検討・見直しを行い、内部監査を実施した。             <ol style="list-style-type: none"> <li>林業信用保証業務（寄託業務及び貸付業務）（27年4月実施）</li> <li>金庫現物（現金・郵便切手類等）実査（27年7月実施）</li> <li>林業信用保証業務（債務保証、代位弁済及び出資）（27年8月実施）</li> <li>預金・有価証券・借入金残高確認（27年10月実施）</li> <li>コンプライアンスに係る事務（27年11月実施）</li> <li>法人文書の管理状況（27年12月実施）</li> <li>余裕金の運用及び管理状況（28年1月実施）</li> </ol> </li> </ul> |      | 定例監査 |  | 期末監査 | 期中監査 | 実施期間 | 27年4～6月 | 27年10～12月 | 実施内容 | 現物実査立会<br>予備調査、本調査<br>意見交換、講評（理事長等）<br>意見交換、監査報告会（会計監査人） | 現物実査、事務室等実査<br>予備調査、本調査<br>意見交換、講評（理事長等）<br>意見交換、監査計画説明会（会計監査人） | 監査報告等 | 26事業年度監査報告（6月28日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、信用基金ウェブサイトにて公表） | 監査報告（中間とりまとめ）（12月22日理事長宛提出） | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>無予告の内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施しており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>業務の適正化に資する内部監査体制の充実・強化を図るとともに、引き続き、実効性のある内部監査を実施する。</p> |
|  | 定例監査   |   |  |  |      |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |
|  | 期末監査   | 期中監査  |  |  |      |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |
| 実施期間   | 27年4～6月  | 27年10～12月   |  |  |      |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |
| 実施内容   | 現物実査立会<br>予備調査、本調査<br>意見交換、講評（理事長等）<br>意見交換、監査報告会（会計監査人）   | 現物実査、事務室等実査<br>予備調査、本調査<br>意見交換、講評（理事長等）<br>意見交換、監査計画説明会（会計監査人）   |  |  |      |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |
| 監査報告等  | 26事業年度監査報告（6月28日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、信用基金ウェブサイトにて公表）  | 監査報告（中間とりまとめ）（12月22日理事長宛提出）   |  |  |      |      |  |      |      |      |         |           |      |  |   |       |   |                             |   |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | ⑧ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況 (28年2～3月実施)<br>⑨ 内部統制 (28年3月実施)<br>・ 上記②、④及び⑧については、事前通知を行わずに実施し、内部監査の実効性を高めた。<br>・ 28年2月に、26年度及び27年度に実施した内部監査で改善指摘をした案件について、フォローアップを行った結果、全ての指摘事項において改善措置がなされていることを確認した。 |
|--|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価<br><評価に至った理由><br>無予告の内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。<br><br><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策><br>引き続き、業務の適正化に向け内部監査体制の充実・強化を図り、実効性ある内部監査を実施する必要がある。<br><br><その他事項> | B |

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                   |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（役員会を設置） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |   | 業務実績  | 自己評価  |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置し、開催しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(2) 役員会を設置</p> <p>○ 改正独立行政法人通則法を踏まえ、役員会の設置及び役員の方掌に関する規程の整備を行い、27年4月に理事長の業務に関する意思決定を補佐する役員会を設置した（役員会は毎月開催。27年度は臨時開催を含めて14回）。<br/>役員会においては、各業務に係る業務実績の報告を受け、年度計画の進捗管理を行った他、業務方法書の改正や業務実績等報告書の提出等、業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。</p> <p>○ 役員会で報告する業務実績説明資料について、統一様式を定め、役員会において、統一的な視点からの各業務の業務実績及び年度計画の達成状況を把握できるよう改善を図った。</p> <p>○ 法人の長たる理事長から、27年4月1日に27年度の業務運営に向けての方針が示され、同年4月からの改正通則法の施行に伴うガバナンス強化、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（25年12月24日閣議決定）を受けてのリスク管理態勢の整備、今後の対応等について役職員専用情報サイトに掲載し、役職員に周知した。</p> <p>また、10月1日には、27年度下半期に向けての方針が示され、9月の独立行政法人農林漁業信用基金法改正に伴う金融庁検査の導入、役職員の秘密保持義務、運営委員会の設置、ガバナンスの定着等今後の課題について役職員専用情報サイトに掲載し、役職員に周知した。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>役員会を設置し、定期的に開催するとともに必要に応じて臨時に開催しており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する。</p> |
| ② 内部統制機能の強化   | (2) 内部統制機能の強化   | (2) 内部統制機能の強化<br>ア 信用基金の業務運営について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置する。                          |   |   |   |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評定   | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>理事長の意思決定を補佐するための役員会を設置し、定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> |   |

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                  |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（内部統制委員会の設置及びモニタリングを実施） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |   |  |  |   |
|--|--|---|--|--|---|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|  |  |   |  | 業務実績   | 自己評価  |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。<br><br>② 内部統制機能の強化 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。<br><br>(2) 内部統制機能の強化 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。<br><br>(2) 内部統制機能の強化<br>イ 理事長をトップとする内部統制委員会を設置し、モニタリングを実施するなど内部統制を推進する。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>内部統制委員会を設置し、モニタリング等内部統制の推進を実施しているか | <主要な業務実績><br>(3) 内部統制委員会の設置及びモニタリングを実施<br>○ 改正独立行政法人通則法を踏まえ、内部統制の推進に関する規程の整備を行い、内部統制に係る取組状況を審議するため、27年4月に理事長をトップとする内部統制委員会を設置した他、内部統制推進部署の明確化等を行った。<br><br>○ 27年度は、内部統制委員会を4回開催（4月、5月、8月及び1月）し、内部統制に関する事項を審議する各種委員会から、委員会の取組状況について報告を受け、モニタリングを実施した。<br><br>○ 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務で発生した保険料・保証料の誤請求事案の発生原因並びに事後措置及び再発防止策の対応状況について、内部統制部署では、対応状況の進捗管理を行い、適宜内部統制委員会に報告し、内部統制委員会でも対応状況の確認及び今後の対応策を検討した。<br>その結果、現行システムの課題の洗い出しや事務処理ミスを防止するための仕組みの整備を行うこととし、外部専門家による現行システムのコンサルティングを受けるとともに、審査手続時のチェックリストを整備する等、再発防止策を講じた。 | <自己評価><br>評定：B<br>内部統制委員会を設置し、各種委員会からの報告や保険料・保証料の誤請求事案の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施したことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に必要な事項の報告を受け、モニタリングを実施するとともに、問題事案（保険料・保証料の誤請求） |

| 開催時期   | 報告元                 | 報告事項   |
|--------|---------------------|--|
| 27年4月  | コンプライアンス委員会         | ・ 26年度コンプライアンス・チェックの実施結果<br>・ 27年度コンプライアンス・プログラムの策定                              |
|        | 支出点検プロジェクトチーム       | ・ 26年度取組目標に係る取組状況<br>・ 27年度取組目標(案)について   |
|        | 業務改善委員会             | ・ 26年度事務リスク自主点検の実施結果<br>・ 26年度事故発生・対応状況等報告概要<br>・ 26年度業務改善推進及び業務改善取組事例の概要        |
| 27年5月  | -                   | ・ 保険料計算システムの不具合による保険料徴収額の誤計算について(農業信用保険業務)                                       |
| 27年10月 | 情報化推進委員会及び個人情報管理委員会 | ・ 信用基金における情報セキュリティ対策の現状<br>・ 信用基金の現行の情報セキュリティ態勢の評価及び改善点を把握するための外部コンサルティングの実施について |
|        | -                   | ・ 保険料請求額の誤りについて(漁業信用保険業務)  |
| 28年1月  | 業務改善委員会             | ・ 27年度事務リスク自主点検の実施結果   |
|        | -                   | ・ 保険料計算システムの不具合による保険料徴収額の誤計算のその後の対応状況(農業信用保険業務)                                  |
|        | -                   | ・ 保険料請求額の誤りのその後の対応状況(漁業信用保険業務)   |
|        | -                   | ・ 保証料請求額の誤りについて(林業信用保証業務)  |

の対応状況の管理を行う等、内部統制の推進を図る。

#### 4. 主務大臣による評価

##### 主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

内部統制委員会を設置し、各種委員会からの報告や保険料・保証料の誤請求事案の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、内部統制委員会を開催し、モニタリングを実施するとともに、問題事案(保険料・保証料の誤請求等)の対応状況の管理を行う等、内部統制の推進を図る必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |   |   |   |   |
|--|--|---|---|---|---|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|  |  |   |   | 業務実績  | 自己評価  |
| <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>② 内部統制機能の強化<br/>業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化<br/>業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化<br/>業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。</p> <p>特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>コンプライアンスの推進に繋がる取組がなされているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー</p> <p>○ 役職員からの法令違反行為等の通報又は相談をし易くするための役職員専用情報サイトの3本の窓口「コンプラホットライン」(①～③参照)を常時開設して対応した。</p> <p>① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】</p> <p>② 職員個人情報の処理等に関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】</p> <p>③ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】</p> <p>27年度において、①及び②については相談・通報等はなかった。③については、業務改善提案を2件（システム管理体制の拡充、管理職と職員との意思疎通の徹底）受け付け、業務改善委員会において審議し、事務所掌部署による回答の承認を行い、審議結果を役職員専用情報サイトに掲載した。</p> <p>○ コンプライアンスの推進に向けて、27年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下のとおり計画的に取り組むとともに、取組状況のチェック及びフォローを行った。</p> <p>① コンプライアンスの推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制委員会への報告（27年4月）<br/>26年度コンプライアンス委員会において、26年度コンプライアンス・チェック（全職員で実施する37チェック項目に対する回答）の実施結果及び27年度コンプライアンス・プログラム（コンプライアンスを推進するための実施計画）の策定について審議した結果を、内部統制委員会に報告した。</li> <li>コンプライアンス委員会の開催（28年3月）<br/>コンプライアンス・マニュアル等の一部改正、コンプライアンス・チェックの実施結果・分析結果・改善策の提案、27年度コンプライアンス取組状況及び28年度コンプライアンス・プログラムの策定について報告、審議した。</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>コンプラホットラインを的確に運用するとともに、27年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施しており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、コンプラホットラインを的確に運用するとともに、28年度コンプライアンス・プログラムに基づいた取組を着実に実施していく。</p> |



- ② コンプライアンス研修の実施
- ・ 新規職員研修会（27年4月）  
コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した印刷物を配布して説明を行い、コンプライアンスの理解・促進を図った。また、信用基金の情報セキュリティ担当者による情報セキュリティ対策に関する研修を実施し、信用基金における情報セキュリティ水準の向上を図った。
  - ・ コンプライアンス研修の実施（27年11月）  
信用基金の全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、また、その際に、特定個人情報を含めた個人情報保護及び情報セキュリティについても併せて研修を実施した。
- ③ コンプライアンスの推進に向けた取組
- ・ コンプライアンス向上の取組（27年4月）  
「平成26年度コンプライアンス・チェック集計結果を踏まえた更なるコンプライアンスの推進について」を役職員専用情報サイトに掲載（27年4月22日）するとともにメールにて全役職員に通知し、コンプライアンスの向上に取り組むよう注意を促した。
  - ・ コンプライアンス・マニュアルの見直し（28年3月）  
個人情報及び特定個人情報の保護と適切な利用並びに情報セキュリティに係る信用基金の体制について新たに掲載する他、独立行政法人農林漁業信用基金法（役職員の秘密保持義務及び罰則の追加）その他の規程の制定・改正等を反映するため、28年4月1日にコンプライアンス・マニュアルを改正し、同月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにて全役職員に通知し、周知を図った。
  - ・ コンプライアンス・プログラムの策定（28年3月）  
コンプライアンス研修のテーマ決定方法の変更及び利用者説明に関する事項の追加等を行い、28年4月1日に平成28年度コンプライアンス・プログラムを策定し、同月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにて全役職員に通知し、周知を図った。
  - ・ コンプライアンス・チェックの実施（28年2月）  
コンプライアンスの推進状況を点検するため、コンプライアンス・チェックを実施し、その結果を28年4月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにて全役職員に通知し、周知を図った。
  - ・ 情報セキュリティ対策自己点検（27年4月）  
27年4月に全職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を行い、その点検結果について個別に改善の必要があった者には改善を促し、自己点検結果とともに、5月に開催した情報化推進委員会で報告した。
  - ・ 保有個人情報の管理状況点検（27年4月）  
27年4月に保有個人情報の管理状況点検を行い、その点検結果について5月に開催した個人情報管理委員会で報告した。
  - ・ 諸規程改正内容の役職員への周知（27年4月～28年3月）  
諸規程の改正及び変更内容等について、役職員専用情報サイトに掲載す

るとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

コンプラホットラインを的確に運用するとともに、27年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、コンプラホットラインを的確に運用するとともに、28年度コンプライアンス・プログラムに基づいた取組を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（リスク管理委員会を設置し統合的なリスク管理を的確に実施） |

| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |  |  |  |       |  |    |     |       |  |     |       |   |     |       |   |  |
|---|---|--|--|--|-------|--|----|-----|-------|--|-----|-------|---|-----|-------|---|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |       |  |    |     |       |  |     |       |   |     |       |   |  |
|   |   |  |  | 業務実績   | 自己評価  |  |    |     |       |  |     |       |   |     |       |   |  |
| <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>② 内部統制機能の強化</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化<br/>エ 外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を設置するとともに、金融業務に固有のリスクについては、できる限り計量化した上で統合的なリスク管理を的確に実施する。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>リスク管理委員会を設置し、統合的なリスク管理を実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(5) リスク管理委員会を設置し統合的なリスク管理を的確に実施</p> <p>○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（25年12月24日閣議決定）を踏まえ、リスク管理に関する規程の整備及び外部有識者を含むリスク管理委員会の設置を行い、リスクの計量化を試行して統合的なリスク管理を開始した。</p> <p>なお、リスクの計量化については、各業務の27年3月末時点と27年9月末時点の業務実績に基づき各種リスクの計量化を実施し、その算出したリスク量を合算し、資本金額との比較を行った。その結果、リスク量が資本の範囲に収まっていることを確認した。</p> <p>○ リスク管理委員会は、27年4月、7月及び28年2月に開催した。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">開催時期等</th> <th>議事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>27年4月</td> <td>(1) リスク管理体制について<br/>(2) 統合的リスク管理におけるリスク計測について</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>27年7月</td> <td>26年度のリスクの対応状況について<br/>26年度の事業実績、26年度決算の概要、27年3月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果及び個別リスクの管理状況</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>28年2月</td> <td>(1) リスク管理に関する規程の制定・改正について<br/>・統合的リスク管理規程の改正<br/>・リスク計測及び資本算定に関する細則の制定<br/>(2) 27年度のリスク対応状況について<br/>27年9月末の事業実績、27年9月末時点の事業実績に基づくリスク計量結果及び個別リスクの管理状況<br/>(3) 料率算定委員会及びあり方検討会における検討結果について</td> </tr> </tbody> </table> | 開催時期等 |  | 議事 | 第1回 | 27年4月 | (1) リスク管理体制について<br>(2) 統合的リスク管理におけるリスク計測について | 第2回 | 27年7月 | 26年度のリスクの対応状況について<br>26年度の事業実績、26年度決算の概要、27年3月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果及び個別リスクの管理状況 | 第3回 | 28年2月 | (1) リスク管理に関する規程の制定・改正について<br>・統合的リスク管理規程の改正<br>・リスク計測及び資本算定に関する細則の制定<br>(2) 27年度のリスク対応状況について<br>27年9月末の事業実績、27年9月末時点の事業実績に基づくリスク計量結果及び個別リスクの管理状況<br>(3) 料率算定委員会及びあり方検討会における検討結果について | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B</p> <p>外部有識者を含むリスク管理委員会を設置するとともに、計量したリスクと資本金額を比較し、統合的なリスク管理を実施したことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、リスク管理委員会を開催するとともに、計量したリスクと資本金額を比較し、統合的なリスク管理を実施する。</p> |
| 開催時期等   |   | 議事   |  |  |       |  |    |     |       |  |     |       |   |     |       |   |  |
| 第1回   | 27年4月   | (1) リスク管理体制について<br>(2) 統合的リスク管理におけるリスク計測について   |  |  |       |  |    |     |       |  |     |       |   |     |       |   |  |
| 第2回   | 27年7月   | 26年度のリスクの対応状況について<br>26年度の事業実績、26年度決算の概要、27年3月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果及び個別リスクの管理状況  |  |  |       |  |    |     |       |  |     |       |   |     |       |   |  |
| 第3回   | 28年2月   | (1) リスク管理に関する規程の制定・改正について<br>・統合的リスク管理規程の改正<br>・リスク計測及び資本算定に関する細則の制定<br>(2) 27年度のリスク対応状況について<br>27年9月末の事業実績、27年9月末時点の事業実績に基づくリスク計量結果及び個別リスクの管理状況<br>(3) 料率算定委員会及びあり方検討会における検討結果について                |  |  |       |  |    |     |       |  |     |       |   |     |       |   |  |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 外部有識者を含むリスク管理委員会を設置し、開催するとともに、計量化したリスク量と資本金額を比較する等の手法により統合的なリスク管理を実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 引き続き、リスク管理委員会を開催するとともに、リスク量の定期的な把握を行い、統合的なリスク管理手法を用いた管理を実施する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                    |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映） |

| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |  |   |   |   |
|---|---|--|---|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |  |   | 業務実績  | 自己評価  |
| <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>② 内部統制機能の強化<br/>業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化<br/>業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化<br/>業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(6) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映</p> <p>○ 事務リスク自主点検等の実施<br/>27年8月に各部署で「点検実施計画」の作成を行い、9月に同計画を基に各部署において事務リスク自主点検（過去の主務省検査や内部監査の指摘事項等を踏まえた、押印漏れ、書類の添付漏れ等の確認）を実施した。<br/>27年11月13日に業務改善委員会を開催し、各部署の点検責任者より事務リスク自主点検の結果及び事故発生・対応状況等報告書についての報告を受け、事務ミス防止策等の改善策の検討・審議を行うとともに、業務改善委員及び点検責任者間で事故発生の未然防止に対する意識の統一を図った。<br/>また、28年1月に開催した内部統制委員会において、業務改善委員会の上記検討結果の報告を行った。</p> <p>○ 業務改善への反映及び取組状況</p> <p>① 業務改善委員会の実施結果概要<br/>事務リスク自主点検等の実施結果の概要について、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにて全役職員に通知し、周知を図った。</p> <p>② 業務改善提案<br/>コンプラホットラインを通して受け付けた業務改善提案2件（27年7月及び28年2月受付）について、業務改善委員会を開催（27年7月15日及び28年3月9日）して審議し、事務所掌部署による回答の承認を行い、審議結果を役職員専用情報サイトに掲載（27年7月16日及び28年3月9日）するとともに、メールにて全役職員に通知し、周知を図った。</p> <p>③ その他業務改善への取組事例<br/>27年4月、7月、10月及び1月の各初旬に、業務改善への取組事例の募集を役職員専用情報サイトに掲載し、メールにて全役職員に通知したところ、5件の事例提供があり、各部署から情報提供された業務改善への取組事例を業務に反映させるため、5月に4件、10月に1件、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにて全役職員に通知し、周知を図った。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化は着実に実施されており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、事務リスク自主点検を実施するとともに、役職員に対して、事務リスクの軽減、事故発生の未然防止について注意喚起を行っていく。<br/>また、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施していく。</p> |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>○ 事故発生・対応状況等報告</p> <p>27年度は8件の報告（保険料及び保証料の未徴収・過徴収・誤請求、情報セキュリティに関する主務省への連絡遅延等）があり、業務改善委員会（27年11月13日及び28年4月8日開催）及び内部統制委員会（27年5月12日、8月20日、28年1月12日及び4月12日開催）において、事故概要、対応状況及び再発防止策について報告を行った。</p> |  |
|--|--|--|--|--|--|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化は着実に実施されており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、事務リスク自主点検の実施や役職員に対する事務リスクの軽減、事故発生の未然防止についての注意喚起を行うとともに、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |  |   |
|---|---|---|---|--|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|   |   |   |   | 業務実績   | 自己評価  |
| <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>② 内部統制機能の強化<br/>ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化<br/>ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化<br/>カ 目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させる。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>業績及び勤務成績等を給与・退職金等に反映しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(7) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標管理の導入による人事評価制度については、24年4月から実施している。人事評価の方法については、能力評価（判断力、業務への取組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標の策定等）並びにこれらを総合した総合評価により実施し、直属の課長等による一次評価の後に、理事・部長等が一次評価についての不均衡の有無について審査を行い、理事長が最終評価することとし、信用基金の公正、効率的な業務運営等に資するものとなるよう実施している。</li> <li>○ 人事評価の結果は、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用し、給与等に反映している。</li> <li>○ 役員の期末特別手当や退職手当については、役員給与規程・役員退職手当規程に基づき、業務実績評価結果に応じた業績勘案率等を勘案して支給している。</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果については給与等に反映しており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、人事評価を確実に実施し、結果については給与等に反映させる。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果については給与等に反映しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> |   |

引き続き、人事評価を確実に実施し、結果については給与等に反映する必要がある。

<その他事項>



年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                    |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（評価・分析の実施及びその結果の業務運営への反映） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|  |  |  |  | 業務実績   | 自己評価   |
| <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>③ 評価・分析の実施<br/>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(3) 評価・分析の実施<br/>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を理事長のリーダーシップの下、着実に業務運営に反映させる。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(3) 評価・分析の実施<br/>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>評価結果を業務運営に反映するよう、評価・分析を実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(8) 評価・分析の実施</p> <p>○ 各事業ごとに客観的な立場から自己評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため評価分析を実施しているが、第3期中期目標に基づき、25年度から実施時期を年3回から年4回（4月、7月、10月及び1月）に変更し、業務の実施状況を適正に把握することにより、26年度の自己評価結果並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえた対応が図られるよう、中期計画や年度計画の進捗状況管理を適切に行った。</p> <p>なお、評価分析結果については、理事長、理事等が出席する役員会において意見交換が行われ、今後の対応方針等を理事長が最終決定しており、決定事項については、着実に業務に反映させるため、職員へ通知し信用基金全体で共有した。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B</p> <p>26年度の自己評価並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、進捗状況管理を行い、評価・分析を実施し、業務運営に反映したことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>四半期ごとに業務の進捗状況管理を行い、その結果や主務省からの指摘事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組んでいく。</p> |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 4. 主務大臣による評価 | 主務大臣による評価 |
|--------------|-----------|

評定

B

<評定に至った理由>

26年度の自己評価並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、実施状況管理を行い、評価・分析を実施し、業務運営に反映しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、適切に業務の実施状況管理を行い、評価及び分析を行うとともに、その結果や主務省からの指摘事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組んでいく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第1-5               | 業務実施体制の強化（情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |  |   |   |   |
|---|---|--|---|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |  |   | 業務実績  | 自己評価  |
| <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に組み込み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。</p> <p>ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p> <p>イ 緊急時を含め、農林</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。</p> <p>ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、信用基金の情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策の実施状況自己点検を引き続き実施し、点検結果について改善措置等のフォローアップを実施する。</p> <p>イ 緊急時を含め、農林</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>情報セキュリティ対策の向上に繋がる取組を実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(9) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府機関統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27年11月16日にウェブサイト管理・運用規程を改正、電子メール取扱規程を制定し、ホームページ及び役職員専用情報サイトへの情報掲載の取扱いや電子メールの取扱いについて明確化した。</li> <li>・ 28年1月のマイナンバー制度運用開始に向け、27年12月7日に特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する基本方針、特定個人情報取扱規程その他関連規程を制定・改正した。この中で、マイナンバー取扱部署を人事課に一元化した。</li> <li>・ 27年8月25日に改正された「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための指針」(平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知)に基づき、27年12月28日に個人情報取扱規程及び情報セキュリティ規程について、①個人情報漏えい時の初期対応に係る対策強化、②現場における個人情報の安全管理措置の徹底を主要内容とした改正を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 情報セキュリティ対策の自己点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>26年度の情報セキュリティ対策の実施状況について27年4月に情報セキュリティ対策の自己点検を行い、その点検結果において個別に改善の必要があった者には改善を促し、点検結果とともに27年5月に開催した情報化推進委員会で報告した。</li> <li>なお、27年7月に開催された農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、情報セキュリティ対策の自己点検については、職員だけではなく役員も含めて実施する必要があるとの意見があったことを踏まえ、28年4月の自己点検からは役員も含めて実施することとしている。</li> </ul> </li> <li>○ 情報セキュリティに関する研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>27年11月26日に役職員を対象にコンプライアンス研修（内容に情報セキュリティ対策を含む）を実施し、情報セキュリティに対する意識の向上を図った。</li> </ul> </li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B</p> <p>情報セキュリティ対策の自己点検の実施や総務省の指針改正及びマイナンバー制度の運用開始に伴う規程の制定・改正を行うとともに、情報セキュリティに係る連絡体制を整備し、情報セキュリティ対策の向上を図ったほか、情報セキュリティ態勢の一層の強化を図るため、コンサルティングを受け、外部専門家による指導・助言を得たことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、情報セキュリティ対策の自己点検を実施するとともに、政府機関における一連の対策を踏まえた</p> |

水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

また、11月27日に情報セキュリティ担当者を対象として、より専門的な内容の研修を実施し、情報セキュリティ担当者としての資質の向上を図った。

- 電算室及び情報システムの情報セキュリティ対策のための措置
  - ・ 電算室の管理の一環として、27年7月に2箇所ある電算室に監視カメラを設置した他、室温の上昇を防ぐため8月に第二電算室に空調設備を導入した。
  - ・ 保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムにおいて、アクセス状況の監視を行うためのプログラム改修等を行った。
- 情報化推進委員会及び個人情報管理委員会の開催

27年8月に情報化推進委員会及び個人情報管理委員会を開催し、セキュリティ対策の現状を報告し、現行の情報セキュリティ態勢の評価及び改善点を把握するために外部コンサルティングを受けることについて、審議を行い、了承を得た。

また、同月に開催した内部統制委員会において、上記審議結果の報告を行った。
- 現行のセキュリティ態勢の調査・分析

情報セキュリティ態勢の一層の強化を図るため、専門的な知見を有する外部専門家によるセキュリティコンサルティングを受けることとし、27年9月に企画競争公告を行い、27年11月13日に契約を締結した。

本コンサルティングにおいては、現行の情報セキュリティ態勢について以下の調査・分析を行い、28年3月9日に総合的な評価及び不備な点についての指導・助言を内容とする結果報告を受け、今後の業務運営に反映させることとしている。

  - ① 政府統一基準等各種基準に対する規程の適合性調査
  - ② 個別ヒアリングによる規程の運用実態調査
  - ③ 重要な情報資産の特定及び情報セキュリティリスクの調査・分析
  - ④ センサーによる調査を用いたインターナル・スレット・アセスメント（ネットワークヘルスチェック）により、電子計算機に不正プログラムの感染等がないか調査
  - ⑤ ペネトレーションテストによる情報システムの脆弱性調査

なお、上記⑤の調査で明らかになった一部サーバーの脆弱性について、直ちに解消を図った。
- 連絡網の整備

年金個人情報漏えいに係る一連の対応を踏まえ、情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制を整備し直し、農林水産省経営局金融調整課に報告した。
- 情報セキュリティインシデントの発生・対応状況

林業信用保証業務に係る信用格付と自己査定結果の整合性の確保のためのシステムの改修に関し、27年9月30日に改修プログラムなどが保存されたUSBメモ

情報セキュリティ規程等の見直し等を適宜行う。情報セキュリティに係る課題が発見された場合は、適宜主務省と情報交換を行い、適切な対策を実施する。

また、27年度に実施したセキュリティ・コンサルティングで得た指導・助言に基づき、対応策を実施していく。

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>りを改修委託先事業者が紛失する事案が発生したが、10月2日に発見された。<br/>紛失したUSBメモリには個人情報が含まれていないことを確認し、信用基金内<br/>及び主務省に報告するとともに、委託先業者に対して再発防止を徹底させた。</p> |
|--|--|--|--|--|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

情報セキュリティ対策の自己点検の実施や総務省の指針改正及びマイナンバー制度の運用開始に伴う規程の制定・改正を行うとともに、日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえた情報セキュリティ対策の点検・強化や、情報セキュリティに係る連絡体制を整備し、情報セキュリティ対策の向上を図ったほか、情報セキュリティ態勢の一層の強化を図るため、コンサルティングを受け、外部専門家による指導・助言を得ており、情報セキュリティに配慮した業務運営を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、情報セキュリティ対策の自己点検の実施及び政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ規程等の見直し等を適宜行うとともに、情報セキュリティに係る課題が発見された場合は、適宜主務省と情報交換を行い、適切な対策を実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                         |
| 第1-6               | 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |  |   |   |  |
|--|--|--|---|---|--|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|  |  |  |   | 業務実績  | 自己評価   |
| 6 情報システムの整備<br>主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。 | 6 情報システムの整備<br>主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。 | 6 情報システムの整備<br>主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>システムの改善がコスト削減、調達における透明性、業務運営の合理化・効率化を確保するものであるか | <主要な業務実績><br>6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備<br>○ 27年度中に予定する各情報システムの改修計画等を内容とする情報システム整備計画について、27年5月に開催した情報化推進委員会で審議を行い、27年6月に改正を行った。<br><br>○ 業務運営の合理化・効率化を確保するため、改正した情報システム整備計画に基づき、以下のプログラム改修を行った。なお、下記プログラム改修に当たっては、コストの削減、調達における透明性の確保を図る観点から、複数の業者による見積合わせや一般競争入札（総合評価落札方式）及び公募方式により業者の選定を行った。 | <自己評価><br>評定：B<br>システム整備計画を整備し、当該計画や新資金の追加対応に基づき業務運営の合理化、効率化に繋がるシステム改善を図ったことから、Bとする。 |

| システム名             | 改 修 内 容  | 完了時期   | 調達方式                     |
|-------------------|--|--------|--------------------------|
| 給与計算システム          | マイナンバー制度の運用開始に伴うプログラム改修  | 27年12月 | -<br>(保守により対応)           |
| 農業保証保険システム        | 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入に係るプログラム改修  | 27年4月  | 一般競争入札<br>(総合評価落札方式)     |
|                   | 営農維持資金及び農業再生資金が保険対象に追加されたことに伴うプログラム改修  | 27年12月 | 少額随意契約<br>(複数業者による見積合わせ) |
|                   | ・保険通知等を基金協会から信用基金サーバへアップロードするための機能追加に係るプログラム改修<br>・サーバ機器更新に伴うプログラム改修<br>・アクセス状況監視のためのプログラム改修 | 28年3月  | 一般競争入札<br>(総合評価落札方式)     |
|                   | 27年度補正予算で措置された畜産経営体質強化支援資金及び担い手確保・経営強化支援事業に対応するためのプログラム改修                                    | 28年3月  | -<br>(保守により対応)           |
| 林業業務システム          | 業務用サーバーのOS更新に伴う情報系システム等のデータ移行及びプログラム改修(バージョンアップ)   | 27年7月  | 公募方式による随意契約              |
|                   | 信用格付と自己査定結果の整合性の確保のための情報系システムの改修   | 27年9月  | 公募方式による随意契約              |
|                   | アクセス状況監視機能の強化を図るため、27年2月購入のサーバーが備える機能(警告メール機能)を活用し、一定量以上の個人情報ダウンロードされた際に担当者に通知メールが届くよう設定     | 28年3月  | -<br>(保守により対応)           |
| 漁業保証保険システム        | アクセス状況監視のためのプログラム改修  | 27年12月 | 少額随意契約<br>(複数業者による見積合わせ) |
|                   | 27年度補正予算で措置された水産業競争力強化金融支援事業による実質無担保・無保証人化措置に対応するためのプログラム改修                                  | 28年2月  | 少額随意契約<br>(複数業者による見積合わせ) |
| 農業共済組合等資金事情調査システム | サーバ機器等のメーカー保守サービス期限(28年3月)に合わせて、クライアントサーバシステムからスタンドアロン運用に転換を図るため等のプログラム改修                    | 28年3月  | 少額随意契約<br>(複数業者による見積合わせ) |

<課題と対応>

各システムの稼働状況を踏まえシステム整備計画を整備するとともに、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化を確保するシステム改善を図る。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

|   |   |
|---|---|
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>各業務において、コスト削減や調達の透明性を確保しつつ、業務運営の効率化や合理化に繋がるシステム改善の取り組みを行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>引き続き、業務の実態やシステム整備を図り、業務運営の合理化・効率化を確保するためのシステム改善を適宜行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |



年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                     |
| 第1-7               | 調達方式の適正化（調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施） |

| 2. 主要な経年データ |         | 達成目標 | (参考) | 23年度 |      | 24年度 |      | 25年度 |      | 26年度 |      | 27年度 |      | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-------------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   |         |      |      | 実績   | 構成比  | 実績   | 構成比  | 実績   | 構成比  | 実績   | 構成比  | 実績   | 構成比  |                             |
| 一般競争<br>入札等 | 件数      | —    | —    | 16件  | 100% | 12件  | 100% | 12件  | 100% | 18件  | 95%  | 14件  | 93%  |                             |
|             | 金額(百万円) | —    | —    | 89   | 100% | 65   | 100% | 65   | 100% | 187  | 99%  | 297  | 99%  |                             |
| 随意契約        | 件数      | —    | —    | —    | —    | —    | —    | —    | —    | 1件   | 5%   | 1件   | 7%   |                             |
|             | 金額(百万円) | —    | —    | —    | —    | —    | —    | —    | —    | 3    | 1%   | 3    | 1%   |                             |
| 合計          | 件数      | —    | —    | 16件  | 100% | 12件  | 100% | 12件  | 100% | 19件  | 100% | 15件  | 100% |                             |
|             | 金額(百万円) | —    | —    | 89   | 100% | 65   | 100% | 65   | 100% | 190  | 100% | 300  | 100% |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |   |   |
|---|---|---|--|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価  |
| 7 調達方式の適正化<br>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。<br><br>① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 | 7 調達方式の適正化<br>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。<br><br>(1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 | 7 調達方式の適正化<br>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。<br><br>(1) 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 | <主な定量的指標><br>一般競争入札等の割合<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>調達等合理化計画に基づき一般競争入札等が実施されているか | <主要な業務実績><br>7 調達方式の適正化<br>(1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施<br>○ 27年7月31日に「平成27年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画」を制定し、これに基づき調達に関する内部統制を確立し、公正かつ透明な調達手続きを迅速かつ効果的に行うよう努めている。また、当該計画は、信用基金ウェブサイト公表している。<br><br>○ 上記調達等合理化計画に基づき着実な取組を実施するため、27年11月9日に第3期中期目標が変更されたことに伴い、第3期中期計画及び27年度年度計画の変更を行った（中期計画の変更認可：28年1月20日 年度計画の変更届出：28年1月22日）。<br><br>○ 27年度に締結した契約は、件数で15件、金額で3億円であった。契約方式別にみると、一般競争入札等が14件2億97百万円、随意契約（競争性なし）が1件3百万円となっている（一般競争入札等の全体に占める割合は件数で93.3%、金額で99.1%）。<br>なお、27年度の随意契約（競争性なし）1件については、林業信用保証業務における情報システムのメンテナンス業務に係るもので、同システムの著作権を有する開発業者でない業務を遂行できないことから、28年2月5日に契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行った。 | <自己評価><br>評定：B<br>15件中、14件が一般競争入札等となっており、一者応札・応募の改善に向けた取組も着実に実行されていることから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、一者応札・応募の改善に向けた取組を実施する。 |

(単位：件、百万円)

| 区 分  | 一般競争入札等 |     | 随意契約 |    | 合 計 |      |      |
|------|---------|-----|------|----|-----|------|------|
|      | 件数      | 金額  | 件数   | 金額 | 件数  | 金額   |      |
| 27年度 | 実績      | 14  | 297  | 1  | 3   | 15   | 300  |
|      | 構成比     | 93% | 99%  | 7% | 1%  | 100% | 100% |

注1. 少額随意契約除く。

注2. 一般競争入札等については、企画競争、公募を含む。

- 一般競争入札等14件の応募者数は、1者が6件、2者が4件、3者が2件、4者が1件、5者以上が1件であった。

一般競争入札等に係る応募者数調べ (単位：件)

| 区分   | 応募者数 | 1者 | 2者 | 3者 | 4者 | 5者以上 | 合計 |
|------|------|----|----|----|----|------|----|
| 27年度 | 件数   | 6  | 4  | 2  | 1  | 1    | 14 |

一般競争入札等に係る落札率調べ (単位：件)

| 区分   | 落札率 | 100% | 90%台 | 80%台 | 70%台 | 60%台 | 50%台 | 40%台 | 30%台 | 20%台 | 合計 |
|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 27年度 | 件数  | -    | 3    | 6    | 4    | -    | 1    | -    | -    | -    | 14 |

- 一者応札・応募の改善の取組事項については、以下のとおり実施した。

- ① 仕様書内容の見直し  
全案件のうち情報システムに係る契約案件1件については、応募者数を増やすため、運用保守契約期間を前回の契約から3年間（2年→5年）延長して改善を図った。
- ② 業務等準備期間の十分な確保  
全案件について、十分な準備期間（22日～70日）をとって、応募者の仕様書作成に必要な期間を確保した。
- ③ 公告期間の見直し  
全案件について、契約事務取扱細則に定める公告期間（10日以上）よりも長い14日～42日と十分な期間設定を実施することにより、応募者数の確保に努めた。
- ④ 公告等周知方法の改善  
毎年予定されている契約及び実施時期が明らかな契約については、24年度より事前公表を実施しており、27年度においても信用基金ウェブサイトの「契約関連情報」に掲載を行った（27年4月10日）。また、全案件について入札内容・参加要件を信用基金ウェブサイトにより公告する他、入札説明資料は、セキュリティ・機密性の高い契約以外は、信用基金ウェブサイトにより公表した。
- ⑤ 業者等からの聴き取りを踏まえた改善方策の検討  
業者から聴き取った結果によると、設備の賃貸借に係る案件については、応募に当たって事前に現地調査やビル管理会社と調整等を行う必要があり、これに必要な準備期間が不足しているという意見があったため、今後同種の契約が発生する場合には、このような意見を踏まえ期間設定を十分確保することとした。

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>調達等合理化計画に基づき情報系システムのメンテナンスの著作権を有する業者でないと業務を遂行できない契約を除き、一般競争入札が行われており、随意契約に当たっては契約審査委員会に諮った上で契約が行われていることから、契約の適正化に向けた取組が行われている。実績としては、27年度に締結した15件の契約のうち14件が一般競争入札となっている。このうち6件が一者応札となったが、一者応札の解消に向けた取組も実施されており、目標の水準は満たしており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、一者応札の解消に向けた取組を実施していく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評価調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第1-7               | 調達方式の適正化（契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |   |  |
|---|---|---|--|---|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価   |
| <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>② 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p> | <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p> | <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>契約監視委員会等により、契約の適正化が図られているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施</p> <p>○ 契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもって構成し、調達等合理化計画の策定及び同計画の自己評価の点検を行うとともに、個々の契約案件の競争性が確保されているかの事後点検を行うもので、その構成委員名、議事結果を信用基金ウェブサイト上で公表している。</p> <p>契約監視委員会については、年1回以上開催することとしており、27年度は7月21日に開催し、①27年度調達等合理化計画の策定に係る点検、②契約案件の競争性の確保について事後点検を実施した。</p> <p>その際委員から、①27年4月の契約事務取扱細則の改正により、情報システムの改修や保守を行うことができる者が当該システムの著作権を有する開発業者に限られる場合は、随意契約によることができることとされたが、その場合の契約金額の妥当性のチェック方法、②調達等合理化計画の推進に合わせた内部要領等の見直しの検討が必要ではないか等の意見・提案があった。</p> <p>このため、①については、このような随意契約の締結にあたっては、契約審査会において実際の取引価格等を参考に契約金額の妥当性を確認し、契約監視委員会においてもさらに事後点検を行うこととし、②については、27年度中に「一者応札・応募に係る改善方策」等の内部規程の改正等により対応した。</p> <p>○ 契約審査会は、総括理事（総務担当）、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、調達等合理化計画の推進及び随意契約（少額随意契約及び公募による随意契約を除く）の審査を行うものである。</p> <p>契約審査会については、28年2月5日に開催し、随意契約1件を締結するにあたり、その理由の妥当性について審議した。これは、林業信用保証業務における情報系システムのメンテナンス業務に係るもので、同システムの著作権を有する開発業者でないと業務を遂行できないことから、随意契約を行う必要があったものである。</p> <p>○ 競争参加者資格審査委員会は、総括理事（総務担当）、財務担当理事、総括調</p> | <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>契約監視委員会及び契約審査会の活用等により、契約の適正化は図られており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き契約監視委員会及び契約審査会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討のうえ実施する。</p> |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>整役及び参事をもって構成し、全省庁統一資格を持たない競争参加者の資格審査を行うものである。</p> <p>なお、競争参加者資格審査委員会については、資格審査をすべき競争参加者がいなかったため、27年度の開催実績はない。</p> |
|--|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         契約監視委員会及び契約審査会の活用等により、契約手続きに関する適正化は図られており、目標の水準を満たしている。中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         引き続き、契約監視委員会及び契約審査会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施していく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                   |
| 第1-7               | 調達方式の適正化（取組状況の公表） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |   |   |
|---|---|---|--|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価  |
| <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。</p> <p>③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> | <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。</p> <p>(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> | <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を確実に実施する。</p> <p>(3) 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(3) 取組状況の公表</p> <p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える契約について、27年度は15件を信用基金ウェブサイトで公表した。<br/>また、各個別案件について、一者応札・応募の改善項目ごとの取組状況の確認を行い、契約監視委員会における事後点検、競争性のない随意契約については契約審査会での事前審査を行うこと等によりフォローアップを実施した。</p> <p><b>【公表する契約】</b><br/>工事又は製造・・・・・・・・予定価格250万円<br/>財産の購入・・・・・・・・予定価格160万円<br/>賃貸・・・・・・・・予定価格80万円<br/>その他の役務・・・・・・・・予定価格100万円</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>公表すべき契約をすべて公表し、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に行う。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評定   | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>公表すべき契約をすべて公表するとともに、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>引き続き、公表すべき契約を公表し、取組状況のフォローアップを着実に実施する必要がある。</p> |   |

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

|                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                             |
| 第1-7               | 調達方式の適正化（監事及び会計監査人による監査の実施） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |  |  |
|---|---|---|---|--|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|   |   |   |   | 業務実績   | 自己評価   |
| <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p> | <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p> | <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>監事や会計監査人による入札・契約の適正なチェックを受けているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査の実施（監事による監査の実施）</p> <p>○ 契約に関する文書は、監事監査規程第14条に基づき、決裁文書を施行前に監事に回付することにより、契約の適切性等について事前チェックを受けた（予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く）。このほか、定例監査（期末監査（27年4～6月）及び期中監査（27年10～12月））において、契約の適切性等について事後チェックを受けたが、指摘はなかった。</p> <p>(会計監査人による監査の実施)</p> <p>○ 会計監査人からは、期中監査（27年10月5～9日、28年2月15～19日及び2月29日～3月4日）、監事に向けた監査計画説明（27年11月9日）及び理事長とのディスカッション（27年11月19日）が実施され、28年4月5日及び5月16日～6月10日には期末監査が予定されている。</p> <p>① 期中監査<br/>各勘定ごとに27年4月から28年2月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。<br/>また、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般的な統制及び業務処理の統制について検証が行われたが、指摘はなかった。</p> <p>② 監事に対する監査計画説明等<br/>監事に対して27事業年度監査計画の概要説明が行われた他、期中監査及び期末監査の実施結果を踏まえた情報交換が行われた。</p> <p>③ 理事長とのディスカッション<br/>会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立てること及び効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の運営方針及び内部統制に対する取組や運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不</p> | <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：B<br/>監事及び会計監査人により、入札・契約の適正な実施、内部統制の有効性及び資産の実在性等について監査を受けていることを踏まえ、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p> |



|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>正及び誤謬等の発生状況とその未然防止に係る取組状況等について、理事長とのディスカッションが行われた。</p> <p>④ 期末監査<br/> 28年4月5日に期末監査の一部が行われ、資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対する残高確認が行われ、実在性が確認された。</p> <p>また、各勘定ごとに28年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。</p> |
|--|--|--|--|---|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| <p>評価</p>  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 監事による契約に係る事前事後チェックが行われ、会計監査人による期中・期末監査や理事長とのディスカッションも実施されており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 今後も、監事及び会計監査人による適正な監査を受ける必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第2-1               | 事務処理の迅速化（標準処理期間内における事務処理の達成度（案件の85%以上の処理）） |

| 2. 主要な経年データ                  |             |               |        |        |        |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
|------------------------------|-------------|---------------|--------|--------|--------|------|------|-----------------------------|------|------|------|------|------|--|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報【標準期間処理率】 |             |               |        |        |        |      |      | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |      |      |      |      |      |  |
| 指標                           | 第3期<br>達成目標 | (参考)<br>第2期目標 | 25年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度 | 29年度 | 指標                          | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |  |
| (農業信用保険業務)                   |             |               |        |        |        |      |      | /                           |      |      |      |      |      |  |
| 保険通知・保険料徴収                   | 85%以上       | 80%以上         | 99.7%  | 99.9%  | 99.8%  |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 保険金支払審査                      | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 納付回収金受納                      | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 長期貸付金審査                      | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 短期貸付金審査                      | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| (林業信用保証業務)                   |             |               |        |        |        |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 保証審査                         | 85%以上       | 80%以上         | 90.7%  | 92.9%  | 91.8%  |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 代位弁済審査                       | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 貸付審査                         | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 97.6%  |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| (漁業信用保険業務)                   |             |               |        |        |        |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 保険通知・保険料徴収                   | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 保険金支払審査                      | 85%以上       | 80%以上         | 97.9%  | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 納付回収金受納                      | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 長期貸付金審査                      | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 短期貸付金審査                      | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| (農業災害補償業務)                   |             |               |        |        |        |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 貸付審査                         | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| (漁業災害補償業務)                   |             |               |        |        |        |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |
| 貸付審査                         | 85%以上       | 80%以上         | 100.0% | 100.0% | -      |      |      |                             |      |      |      |      |      |  |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |  |   |
|---|---|---|--|--|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|   |   |   |  | 業務実績   | 自己評価  |
| 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項<br>1 事務処理の迅速化<br>利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置<br>1 事務処理の迅速化<br>利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を図る。 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置<br>1 事務処理の迅速化<br>利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を図る。 | <主な定量的指標><br>標準期間処理率<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>質の高いサービスを提供しつつ、事務処理の迅速化が図られているか | <主要な業務実績><br>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置<br>1 事務処理の迅速化<br>(1) 標準処理期間内における事務処理の達成度（案件の85%以上の処理）<br>○ 標準処理期間の事務処理について、27年度の実績は以下のとおりとなった。 | <自己評価><br>評定：B<br>各業務全て目標を達成しており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き目標達成に向け取り組む。 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| ① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。また、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮する。<br>なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。 | 速化を実現する。  | 速化を実現する。   |
|   | (1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮し、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。<br>ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日<br>イ 保険金支払審査 25日<br>ウ 納付回収金の受納 29日<br>エ 保証審査 7日<br>オ 代位弁済 135日<br>カ 貸付審査<br>農業長期資金<br>償還日と同日付貸付<br>農業短期資金<br>月3回(5のつく日)<br>農業災害補償 4日<br>林業 3日<br>漁業長期資金<br>償還日と同日付貸付<br>漁業短期資金 8日<br>漁業災害補償 4日 | (1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。<br>ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日<br>イ 保険金支払審査 25日<br>ウ 納付回収金の受納 29日<br>エ 保証審査 7日<br>オ 代位弁済 135日<br>カ 貸付審査<br>農業長期資金<br>償還日と同日付貸付<br>農業短期資金<br>月3回(5のつく日)<br>農業災害補償 4日<br>林業 3日<br>漁業長期資金<br>償還日と同日付貸付<br>漁業短期資金 8日<br>漁業災害補償 4日 |

(処理状況) (単位:件)

| 区分             | 27年度          |                         |                           |        |
|----------------|---------------|-------------------------|---------------------------|--------|
|                | 全処理件数<br>(A)  | 標準処理期間<br>内の処理件数<br>(B) | 標準処理期間<br>内の処理割合<br>(B÷A) |        |
| 農業信用<br>保険業務   | 保険通知の処理・保険料徴収 | 60,123                  | 60,026                    | 99.8%  |
|                | 保険金支払審査       | 1,254                   | 1,254                     | 100.0% |
|                | 納付回収金の受納      | 69,479                  | 69,479                    | 100.0% |
|                | 農業長期資金の貸付審査   | 73                      | 73                        | 100.0% |
|                | 農業短期資金の貸付審査   | 42                      | 42                        | 100.0% |
| 林業信用<br>保証業務   | 保証審査          | 1,208                   | 1,109                     | 91.8%  |
|                | 代位弁済          | 50                      | 50                        | 100.0% |
|                | 貸付審査          | 43                      | 42                        | 97.6%  |
| 漁業信用<br>保険業務   | 保険通知の処理・保険料徴収 | 50,601                  | 50,601                    | 100.0% |
|                | 保険金支払審査       | 205                     | 205                       | 100.0% |
|                | 納付回収金の受納      | 10,278                  | 10,278                    | 100.0% |
|                | 漁業長期資金の貸付審査   | 81                      | 81                        | 100.0% |
| 農業災害<br>補償関係業務 | 貸付審査          | 3                       | 3                         | 100.0% |
| 漁業災害<br>補償関係業務 | 貸付審査          | -                       | -                         | -      |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <評価に至った理由><br>各業務全て目標を達成しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。 |   |

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第2-1               | 事務処理の迅速化（保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換） |

| 2. 主要な経年データ         |      |      |      |      |      |      |      |                             |      |      |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|------|------|------|------|------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 |      |      |      |      |      |      |      | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |      |      |      |      |      |
| 指標                  | 達成目標 | （参考） | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 指標                          | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| （農業信用保険業務）          |      |      |      |      |      |      |      |                             |      |      |      |      |      |
| 保証要綱等改正協議           | —    | —    | 192件 | 193件 | 167件 | 248件 | 225件 |                             |      |      |      |      |      |
| うち東日本大震災資金に係るもの     | —    | —    | 75件  | 13件  | 4件   | 2件   | 1件   |                             |      |      |      |      |      |
| 大口保険引受協議            | —    | —    | 333件 | 357件 | 320件 | 332件 | 438件 |                             |      |      |      |      |      |
| 大口保険金請求協議           | —    | —    | 24件  | 21件  | 23件  | 14件  | 14件  |                             |      |      |      |      |      |
| 保証保険に関する相談件数        | —    | —    | 49件  | 57件  | 47件  | 57件  | 61件  |                             |      |      |      |      |      |
| 大口保険引受案件等現地協議       | —    | —    | 5協会  | 11協会 | 13協会 | 12協会 | 11協会 |                             |      |      |      |      |      |
| 保険金支払・回収現地協議        | —    | —    | 10協会 | 8協会  | 9協会  | 9協会  | 9協会  |                             |      |      |      |      |      |
| （漁業信用保険業務）          |      |      |      |      |      |      |      |                             |      |      |      |      |      |
| 大口保険引受協議            | —    | —    | 51件  | 58件  | 81件  | 88件  | 76件  |                             |      |      |      |      |      |
| 大口保険金請求協議           | —    | —    | 215件 | 33件  | 48件  | 45件  | 51件  |                             |      |      |      |      |      |
| 保険金支払・回収現地協議        | —    | —    | 9協会  | 12協会 | 13協会 | 13協会 | 13協会 |                             |      |      |      |      |      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                |   |   |  |   |   |
|---|---|---|--|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標                                     | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価  |
| 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。           | 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。                         | 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。   | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし      | <主要な業務実績><br>(2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換（農業信用保険業務）<br>○ 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改定（225件）について、基金協会からの提出資料又は対面により事前協議を実施した（26年度248件）。<br><br>○ 各基金協会の保証利用状況、保証推進体制等についての現況把握と情報共有を図るため、27年10～11月にかけて3基金協会と現地協議を実施した（26年度3基金協会）。<br><br>○ 大口保険引受案件等に関する情報の共有<br>・ 大口保険引受案件（438件（条件変更を含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（26年度332件）。このう | <自己評価><br>評定：B<br>基金協会等との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、基金協会等との間で情報の共有が図られており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>今後も基金協会等関係機関との要綱 |
| ② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。 | (2) 農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。 | (2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。 | <評価の視点><br>基金協会等関係機関と情報の共有、意見調整を着実に実施しているか |   |   |

ち、基金協会との対面での協議は13件であった（26年度17件）。

- ・ 基金協会との対面を通じて事故防止に関する情報の共有を図るため、大口保険引受案件等に係る経営状況や期中管理状況に係る現地協議を10～12月にかけて11基金協会と実施した（26年度12基金協会）。

○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有

- ・ 大口保険金請求案件（14件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（26年度14件）。
- ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について、当該基金協会との間で情報を共有することにより、基金協会による適切な代位弁済の実施を図っている。

○ 求償権に関する情報の共有

大口求償債務者（注）の現況等の情報を共有するため、各基金協会から、27年3月末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、求償債務者の現況、回収経過及び回収見込額と回収促進のための取り組み状況等に係る現地協議を9基金協会で行った（26年度9基金協会）。

（注）大口求償債務者とは、次に該当するものをいう。

保険金残高の合計額が3千万円以上（基金協会において求償権の償却を行った部分を除く。）である者。

（漁業信用保険業務）

○ 大口保険引受案件に関する情報の共有

- ・ 大口保険引受案件（76件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（26年度88件）。このうち、基金協会との対面での協議は11件であった（26年度5件）。
- ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図っている。
- ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避を図った。

○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有

- ・ 大口保険金請求案件（51件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（26年度45件）。
- ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や標準処理期間の短縮等に寄与している。

協議、事前協議、現地協議等の実施により、情報の共有、情報蓄積を図り業務に活用する。

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 求償権に関する情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求償権の回収見込額及び回収経過についての情報の共有等を図るため、求償権を有する38の基金協会から、27年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求償権回収方針及び求償債務者の現況等に係る現地協議を13基金協会で実施した（26年度13基金協会）。</li> <li>・ 求償権回収の一層の促進を図るため、求償権を有する38の基金協会から、27年9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が直近3ヵ年の回収実績により算出した一定の割合（27年度68.7%）に満たない29基金協会に対して、電話等による個別協議を実施した（26年度23基金協会）。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>基金協会等との要綱協議、事前協議や現地協議等の実施により、基金協会等との間で情報共有・意見交換の実施が行われており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>今後も基金協会等関係機関と事前協議や現地協議等を実施することにより、情報共有や意見交換を通じ情報の蓄積を図り、業務に活用する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                       |
| 第2-1               | 事務処理の迅速化（業務処理の方法の見直し） |

|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|----|------|------|------|------|------|
| 2. 主要な経年データ         |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 |      |      |      |      |      |      | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |    |      |      |      |      |      |
| 指標                  | 達成目標 | （参考） | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度                        | 指標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価      |   |   |  |   |  |
|---|---|---|--|---|--|
| 中期目標                                      | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価   |
| 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 | 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 | 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>利用者の負担や業務の質の向上に繋がる取組を実施しているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(3) 業務処理の方法の見直し</p> <p>○ 農業信用保険業務において、基金協会から信用基金への保険通知等に係るデータの授受をFD等で行っているが、基金協会の事務及び経費の負担軽減並びにデータ紛失のリスクを避けるため、基金協会から信用基金サーバへデータをアップロードするための機能を追加することとし、それに伴うプログラム改修を28年3月に完了した。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>業務処理方法の見直しを行い、利用者負担の軽減を図ったことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>今後も業務処理方法の見直し等を行い、利用者負担や業務の質の向上に繋がる取組を実施する。</p> |
| ③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。           | (3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。                   | (3) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。                  |  |   |  |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>業務処理方法の見直し等を行うことにより利用者負担の軽減やデータ紛失リスク低減を図っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>今後も業務処理方法の見直し等を行い、利用者負担の軽減や業務の質の向上に繋がる取組を実施する必要がある。</p> |   |



<その他事項>

年度評価項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

|                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                               |
| 第2-2               | 情報提供の開示（ウェブサイト等による情報開示の充実を促進） |

|                     |      |      |         |         |         |         |         |                             |      |      |      |      |      |
|---------------------|------|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------|------|------|------|------|------|
| 2. 主要な経年データ         |      |      |         |         |         |         |         |                             |      |      |      |      |      |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 |      |      |         |         |         |         |         | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |      |      |      |      |      |
| 指標                  | 達成目標 | (参考) | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 指標                          | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| ウェブサイト更新回数          | —    | —    | 89回     | 71回     | 99回     | 113回    | 158回    |                             |      |      |      |      |      |
| ウェブサイトアクセス件数        | —    | —    | 55,211件 | 57,888件 | 72,876件 | 65,531件 | 40,526件 |                             |      |      |      |      |      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|---|---|---|--|---|---|----|----|-----|--|--|------|--|-----------------------------|-------|--|--|-------|--|-------------------|-------|--|-------|--|--------|--|--------------------------------|----------------|--|---------------|----------------|--|----------------------|------|--|------------------------------|-------|--|-------------------------|------|--|---------------------------|-------|--|----------------|-------|--|---------------------|------|--|------------------------------------|-------|--|---|------|--|---------------------|-------|--|----------------|-------|--|--|-------|--|--|-------|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価  |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
| 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映<br>① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。 | 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映<br>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。 | 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映<br>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>国民や利用者に対し、適切、かつ分かりやすい情報開示がされているか | <主要な業務実績><br>2 情報の提供・開示<br>(1) ウェブサイト等による情報開示の充実を促進<br>○ 27年度は、ウェブサイトの更新を158回行った。主な内容は以下のとおり。 | <自己評価><br>評定：B<br>国民一般や利用者に対し適切かつ迅速に情報開示を行った。また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配布、ウェブサイトで公表するとともに、関係団体との情報交換会を実施し、情報提供を図ったことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、適切かつ迅速な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配布、公表し、情報提供を図る。  |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   |   |   |  | 27年度  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> <th>掲載日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」を更新</td> <td>毎月中旬</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業信用保証業務の「保証をご利用できる融資機関」を更新</td> <td>4月13日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新</td> <td>4月14日</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">「東日本大震災に関する情報」を更新</td> <td>4月17日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月20日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月27日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材安定供給保証(ウッド・サポート5000)の取組事例の掲載</td> <td>4月20日<br/>9月28日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業信用保証業務細則を更新</td> <td>4月22日<br/>10月5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業信用保証業務に係る貸付業務細則を更新</td> <td>5月7日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業・木材産業信用保証パンフレット（融資機関向け）の更新</td> <td>5月28日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業信用保証業務「保証の対象となる資金」を更新</td> <td>6月9日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」を更新</td> <td>6月17日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「リスク管理」のページを掲載</td> <td>6月17日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「農業信用保証保険制度のご案内」を更新</td> <td>7月8日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見募集について」を掲載</td> <td>9月11日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「独立行政法人農林漁業信用基金における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を掲載</td> <td>1月5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営委員会の設置に伴い「組織図」を更新</td> <td>2月17日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「運営委員会」のページを掲載</td> <td>3月18日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営委員会のページに、第1回運営委員会の議事概要（農業信用保険業務、農業災害補償関係業務）を掲載</td> <td>3月18日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営委員会のページに、第1回運営委員会の議事概要（漁業信用保険業務、漁業災害補償関係業務）を掲載</td> <td>3月28日</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 事項 | 掲載日 |  | 「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」を更新 | 毎月中旬 |  | 林業信用保証業務の「保証をご利用できる融資機関」を更新 | 4月13日 |  | 「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新 | 4月14日 |  | 「東日本大震災に関する情報」を更新 | 4月17日 |  | 4月20日 |  | 10月27日 |  | 木材安定供給保証(ウッド・サポート5000)の取組事例の掲載 | 4月20日<br>9月28日 |  | 林業信用保証業務細則を更新 | 4月22日<br>10月5日 |  | 林業信用保証業務に係る貸付業務細則を更新 | 5月7日 |  | 林業・木材産業信用保証パンフレット（融資機関向け）の更新 | 5月28日 |  | 林業信用保証業務「保証の対象となる資金」を更新 | 6月9日 |  | 「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」を更新 | 6月17日 |  | 「リスク管理」のページを掲載 | 6月17日 |  | 「農業信用保証保険制度のご案内」を更新 | 7月8日 |  | 「障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見募集について」を掲載 | 9月11日 |  | 「独立行政法人農林漁業信用基金における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を掲載 | 1月5日 |  | 運営委員会の設置に伴い「組織図」を更新 | 2月17日 |  | 「運営委員会」のページを掲載 | 3月18日 |  | 運営委員会のページに、第1回運営委員会の議事概要（農業信用保険業務、農業災害補償関係業務）を掲載 | 3月18日 |  | 運営委員会のページに、第1回運営委員会の議事概要（漁業信用保険業務、漁業災害補償関係業務）を掲載 | 3月28日 |
| 区分  | 事項  | 掲載日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」を更新  | 毎月中旬  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 林業信用保証業務の「保証をご利用できる融資機関」を更新   | 4月13日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新  | 4月14日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「東日本大震災に関する情報」を更新   | 4月17日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   |   | 4月20日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   |   | 10月27日  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 木材安定供給保証(ウッド・サポート5000)の取組事例の掲載  | 4月20日<br>9月28日  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 林業信用保証業務細則を更新   | 4月22日<br>10月5日  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 林業信用保証業務に係る貸付業務細則を更新  | 5月7日  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 林業・木材産業信用保証パンフレット（融資機関向け）の更新  | 5月28日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 林業信用保証業務「保証の対象となる資金」を更新   | 6月9日  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」を更新   | 6月17日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「リスク管理」のページを掲載  | 6月17日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「農業信用保証保険制度のご案内」を更新   | 7月8日  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見募集について」を掲載  | 9月11日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「独立行政法人農林漁業信用基金における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を掲載   | 1月5日  |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 運営委員会の設置に伴い「組織図」を更新   | 2月17日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 「運営委員会」のページを掲載  | 3月18日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 運営委員会のページに、第1回運営委員会の議事概要（農業信用保険業務、農業災害補償関係業務）を掲載  | 3月18日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |
|   | 運営委員会のページに、第1回運営委員会の議事概要（漁業信用保険業務、漁業災害補償関係業務）を掲載  | 3月28日   |  |   |   |    |    |     |  |  |      |  |                             |       |  |  |       |  |                   |       |  |       |  |        |  |                                |                |  |               |                |  |                      |      |  |                              |       |  |                         |      |  |                           |       |  |                |       |  |                     |      |  |                                    |       |  |   |      |  |                     |       |  |                |       |  |  |       |  |  |       |

(2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

○ 公表すべき事項18件の掲載状況は下表のとおりであり、1週間以内が17件、9日後が1件であった。

| 区分   | 事 項  | 基準日    | 掲載日    |
|------|--|--------|--------|
| 27年度 | 「就業規則」の変更  | 3月31日  | 4月1日   |
|      | 「役員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更                                 | 3月31日  | 4月1日   |
|      | 「職員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更                                 | 3月31日  | 4月1日   |
|      | 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更 | 3月31日  | 4月2日   |
|      | 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書」の変更      | 3月31日  | 4月2日   |
|      | 「平成26事業年度業務実績等報告書」の公表                                    | 6月30日  | 6月30日  |
|      | 「平成26事業年度財務諸表及び決算報告書」の公表                                 | 9月10日  | 9月11日  |
|      | 「平成26事業年度事業報告書」の公表                                       | 9月10日  | 9月14日  |
|      | 「役員 の状況」の更新  | 10月1日  | 10月1日  |
|      | 「平成25事業年度評価結果の主要な反映状況」の公表                                | 10月9日  | 10月9日  |
|      | 「第三期中期目標」の変更   | 11月20日 | 11月20日 |
|      | 「就業規則」の変更  | 12月7日  | 12月16日 |
|      | 「第三期中期計画」の変更   | 1月20日  | 1月22日  |
|      | 「平成27年度年度計画」の変更  | 1月22日  | 1月22日  |
|      | 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更 | 2月10日  | 2月15日  |
|      | 「就業規則」の変更  | 2月25日  | 2月26日  |
|      | 「役員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更                                 | 2月25日  | 3月3日   |
|      | 「職員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更                                 | 2月25日  | 3月3日   |

○ 27年度のウェブサイトのトップページアクセス件数は、40,526件であり、利用者からの要望、意見等はなかった。

○ 各業務における関係機関への主な情報提供は以下のとおりである。  
 (農業信用保険業務)

- ・ パンフレット「農業信用保証保険制度のご案内」について、前回作成(25年7月)後において、保険対象資金の追加及び信用リスクに応じた保証料率の導入があったことから、改訂版を作成し、7月に基金協会に配布するとともに、信用基金ウェブサイトに掲載した。
- ・ 26年度の農業信用保険事業の動向を取りまとめた「農業信用保険年報」を作成し、8月に関係機関へ配布した。
- ・ 求償権回収事例研究冊子の作成及び配布  
 これまでの求償権管理回収等事務研修会で取り上げた事例研究(質問事項

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>及び解説) を取りまとめた「求償権の管理・回収に係るQ &amp; A100」(冊子) を作成し、11月に基金協会に配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基金協会が行う保証業務と信用基金が行う保険業務及び融資業務並びに農業信用保証保険制度の参考資料を取りまとめた「農業信用保証・保険業務要覧」を28年1月に作成し、基金協会等関係機関に配布した。</li> </ul> <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>27年4月に27年度版パンフレット及びウッドサポート5000のリーフレットを作成し、各種会議等で配布するとともに信用基金ウェブサイトに掲載した。また、5月には「山林種苗業者の皆様へ」のリーフレットを作成し、8月には山林種苗業者の会議等において配布するなど情報提供に努めた。</li> <li>5月に広く国民一般に対し保証制度を周知するため、農林水産省・林野庁主催の「みどりとふれあうフェスティバル」に参加し、情報提供に努めた。</li> <li>7月に「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を開催し、保証制度の周知徹底、保証業務の動向や林業金融予算等につき情報提供に努めた。</li> </ul> <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業概要を取りまとめた「業務報告書」を作成し、10月に基金協会等関係機関に配布した。</li> <li>漁業信用保険業務の動向等を取りまとめた「業務統計年報(漁業信用保険業務)」を作成し、11月に基金協会等関係機関に配布した。</li> </ul> <p>(農業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NOSA I イン트라ネットを活用して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 10月に信用基金の業務概要について周知を行ったほか、貸付けに係る事務手続きについても掲示した。</li> <li>② 28年1月に農業共済団体等の財務状況調査結果を掲示した。</li> </ul> </li> <li>28年3月に信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体等関係機関に配布した。</li> </ul> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」を作成し、10月に漁業共済団体等関係機関に配布した。</li> <li>漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、10月に漁業共済団体等関係機関に配布した。</li> </ul> |  |
|--|--|--|--|--|--|

|  |    |   |            |  |  |
|--|----|---|------------|--|--|
| 4. 主務大臣による評価   |    |   |            |  |  |
| 主務大臣による評価  |    |   |            |  |  |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="112 1366 1682 1394">評価</td> <td data-bbox="1682 1366 2150 1394" style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="112 1394 2150 1422">&lt;評価に至った理由&gt;</td> </tr> </table> | 評価 | B | <評価に至った理由> |  |  |
| 評価   | B  |   |            |  |  |
| <評価に至った理由>   |    |   |            |  |  |

国民一般や利用者に対し適切かつ迅速に情報開示を行っている。  
また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配布、ウェブサイトで公表するとともに、関係機関との情報交換会を実施し、情報提供を図っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、適切かつ迅速な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配布、公表し、情報提供を図る必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                 |
| 第2-2               | 情報提供の開示（業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底） |

|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|----|------|------|------|------|------|
| 2. 主要な経年データ         |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 |      |      |      |      |      |      | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |    |      |      |      |      |      |
| 指標                  | 達成目標 | （参考） | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度                        | 指標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                                 |  |  |   |  |   |
|--|--|--|---|--|---|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|  |  |  |   | 業務実績   | 自己評価  |
| ② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。 | (2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。 | (3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>適切な区分に基づく情報の開示を行っているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底</p> <p>○ 27年9月11日に、勘定区分に応じた財務諸表（27年9月10日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。</p> <p>財務内容等の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。</p> <p>① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」（以下「財会省令」という。）に規定された区分ごとの財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料</p> <p>② 決算情報について、経年比較や財務分析指標</p> <p>③ 事業報告書について、財会省令の区分による、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業損益の経年比較・分析</li> <li>・ 総資産の経年比較・分析</li> <li>・ 財源構造及び財務データ</li> <li>・ 業務実績等報告書と関連付けた事業説明</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>信用基金ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた適切な区分に基づく情報の開示を行っていることを踏まえ、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、決算情報等を適切に開示し、財務内容等の透明性を確保する。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評定   | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた適切な区分に基づく情報の開示を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、決算情報等を適切に開示し、財務内容等の透明性を確保していく必要がある。</p> |   |

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

|                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                      |
| 第2-2               | 情報提供の開示（利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応） |

|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|----|------|------|------|------|------|
| 2. 主要な経年データ         |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 |      |      |      |      |      |      | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |    |      |      |      |      |      |
| 指標                  | 達成目標 | （参考） | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度                        | 指標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価     |   |  |   |   |   |
|--|---|--|---|---|---|
| 中期目標                                     | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|  |   |  |   | 業務実績  | 自己評価  |
| ③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 | (3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。 | (4) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>信用基金の利用者から意見募集を行い、業務運営に反映させているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応（業務共通）</p> <p>○ 28年2月1日、改正独立行政法人農林漁業信用基金法の施行に伴い、信用基金の重要事項の審議を行う運営委員会が設置されるとともに、主務大臣により出資者、学識経験者（農林漁業者や金融機関等）で構成される運営委員が任命され、28年3月に第1回運営委員会が開催された。</p> <p>この委員会においては、28年度年度計画(案)について審議が行われ、原案のとおり了承され、その会議において運営委員からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故率の低減を図ることは非常に重要なことだが、農業経営が厳しい状況に置かれていることに鑑み、農業経営を支援する視点から事故率を考えて頂きたい。</li> <li>・ 金融機関からの資金供給のために行う信用基金の信用保証や情報提供などの取組みは、林業・木材産業の発展のために非常に重要である。</li> <li>・ 現状資金繰りが好調なため貸付けを受ける必要がないが、緊急時に頼りになるのは信用基金であり、漁業災害補償関係業務に係るセーフティネットとしての貸付業務を維持継続してもらいたい。</li> <li>・ 計画に対して信用基金が取組んだ努力の成果や、業績評価が事業計画にどう連動しているか把握できるような資料整理をお願いする。</li> </ul> <p>といった意見があり、今後の業務運営に反映させていく。</p> <p>なお、運営委員会の設置に伴い、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務及び農業災害補償関係業務において従前開催していた出資者からなる運営協議会・連絡協議会を廃止した。</p> <p>○ 利用者等から信用基金の業務に関して寄せられた不平・不満等の苦情に対し、必要な手続き等を苦情対応要領に定め、適切な対応に努めているところであるが、27年度に苦情は寄せられていない。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>運営委員会や各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見を収集し、業務運営に反映したことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、運営委員会等の各種会議やアンケート調査における利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組む。</p> <p>また、苦情が寄せられた場合には、苦情対応要領に基づき、適切な対応を行う。</p> |



(農業信用保険業務)

- 27年10月に、基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための「保証引受等基本動向調査」と、農協及び銀行等金融機関に対して保証・保険制度や農業融資に対する意識等を把握するための「金融機関貸出等に関する基本動向調査」を実施した。金融機関から保証審査基準の緩和、保証料・保険料負担の軽減といった意見があり、関係する基金協会へ伝えるとともに、保険料率については、引き続き、保険料率算定委員会で検討していく予定である。

なお、調査結果については、報告書としてとりまとめ、28年3月に基金協会及び調査対象金融機関に配布した。

- 農業信用保険業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者（利用者）である基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を27年6月に開催し、農業信用保険業務の26年度決算及び業務の現況等について説明を行ったが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。
- 「農業信用保険運営協議会」については、「運営委員会」の設置に伴い廃止したが、政府以外の出資者である基金協会等に対し農業信用保険業務に関する重要事項の情報提供を行うため、「都道府県農業信用基金協会等代表者連絡会議」を28年3月16日に開催した際にも、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。

(林業信用保証業務)

- 27年5月に、信用基金を利用している素材生産業者（約350者）を対象に、個々にアンケート用紙を送り、回答の後返送してもらう方法で、素材生産業に関するアンケート調査を実施した。結果として素材生産を拡大するための立木購入に対する支援措置への期待が高いことを把握した。その結果を踏まえ、今後資金需要の拡大が見込まれる素材生産に着目した新たな部分保証である「素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）」を創設し、28年度から取扱いを開始することとした。

- 27年7月及び11月に林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、7月及び11月時点での関係業界における売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び実績を調査した結果、東北地域などで、売上げ見通しが向上しており、資金需要が見込まれるため、保証拡大に向けて当該地域の金融機関を重点的に訪問し、保証制度について周知した。

- 林業信用保証業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、出資者を会員とする（一社）全国木材組合連合会等8中央団体及び農林中央金庫を構成員とする「林業信用保証連絡協議会」を27年4月に開催し、林業信用保証業務の26年度決算及び業務の現況等について説明を行ったが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。27年度はコンテナ苗の生産拡大等による資金需要が見込まれたことから、新たに全国山林種苗協同組合連合会を構成員に加

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>えた。</p> <p>これらの団体とは、情報共有を図る会議を12月に5団体、28年1月に3団体と行い、農林中央金庫とも28年2月に情報・意見交換会を開催した。</p> <p>なお、全国山林種苗協同組合連合会との意見交換において、コンテナ苗の生産支援等が必要である旨の意見が出され、種苗組合や種苗生産者（4事業者・5団体）を訪問するなどして、利用者のニーズの把握に努め、今後の保証業務の改善に活かしていく。</p> <p>（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 10～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、意見交換を行った。基金協会から、保険料率の引下げや保証の対象資金の拡大等の意見・要望があり、国と相談しながら検討していくこととした。</p> <p>（農業災害補償関係業務）</p> <p>○ 農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会等の代表、（公社）全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を27年6月に開催し、26年度事業報告、同決算及び運営委員会設置について説明を行い、意見交換も行ったが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。</p> <p>（漁業災害補償関係業務）</p> <p>○ 漁業共済組合に対して共済金支払資金に係る借入実績、借入条件及び漁業災害補償関係業務に係る改善要望についてのアンケート調査を1月に実施したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。なお、調査結果については取りまとめた上で漁業共済組合に配布した。</p> |  |
|--|--|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| <p>評価</p>   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見・苦情を把握し、より利用者の意見を取り入れた業務改善に向けた取組を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、運営委員会等の各種会議における意見交換やアンケート調査により把握した利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組むとともに、苦情が発生した際には適切に対応していく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                     |
| 第2-2               | 情報提供の開示（職員の勤務条件の公表） |

|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|----|------|------|------|------|------|
| 2. 主要な経年データ         |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 |      |      |      |      |      |      | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |    |      |      |      |      |      |
| 指標                  | 達成目標 | （参考） | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度                        | 指標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|                     |      |      |      |      |      |      |                             |    |      |      |      |      |      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価       |  |                                    |  |  |  |
|--|--|------------------------------------|--|--|--|
| 中期目標                                       | 中期計画   | 年度計画                               | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|  |  |                                    |  | 業務実績   | 自己評価   |
| ④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。 | (4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。 | (5) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>改正後速やかに公表しているか | <主要な業務実績><br>(4) 職員の勤務条件の公表<br>○ 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則については、改正の都度、信用基金ウェブサイトで公表している（最新28年3月1日付け）。 | <自己評価><br>評定：B<br>改正の都度、速やかに公表しており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、改正後速やかに公表する。 |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定<br><評定に至った理由><br>改正の都度、速やかに公表しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。<br><br><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策><br>引き続き、職員の勤務条件について、改正の都度、速やかに公表していく必要がある。<br><br><その他事項> | B |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3—1               | 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ        |      |      |       |       |       |       |       |                             |
|--------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標          | 達成目標 | (参考) | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務収支（百万円）<br>(A－B) | —    | —    | 2,247 | 2,985 | 1,917 | 3,035 | 2,491 |                             |
| 収益合計 (A)           | —    | —    | 7,423 | 7,613 | 7,049 | 6,397 | 6,240 |                             |
| 政府事業交付金収入          | —    | —    | 644   | 1,146 | 732   | 564   | 324   |                             |
| 事業収入               | —    | —    | 6,779 | 6,467 | 6,317 | 6,397 | 5,915 |                             |
| ┆ 保険料収入            | —    | —    | 3,660 | 3,557 | 3,469 | 3,433 | 3,278 |                             |
| ┆ 回収金収入            | —    | —    | 3,119 | 2,910 | 2,848 | 2,963 | 2,637 |                             |
| 費用合計 (B)           | —    | —    | 5,176 | 4,628 | 5,131 | 3,926 | 3,749 |                             |
| 事業費                | —    | —    | 5,176 | 4,628 | 5,131 | 3,926 | 3,749 |                             |
| ┆ 保険金              | —    | —    | 5,176 | 4,628 | 5,131 | 3,926 | 3,749 |                             |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |   |  |  |  |
|---|--|---|--|--|--|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|   |  |   |  | 業務実績   | 自己評価   |
| 第4 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、 | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | <主な定量的指標><br>業務収支<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか | <主要な業務実績><br>第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務）<br>○ 27年12月に開催した農業信用保険料率算定委員会において、20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値（19年度理論値）と26年度保険事業実績を踏まえて算定した理論値（27年度理論値）を比較検証した結果、農業経営維持資金等において乖離が見られたが、<br>① 畜産関係の特別対策や金融円滑化による今後の影響、また、近年における保証人や担保に依存しない融資・保証の取組みの推進が保険金回収等に与える影響も考慮する必要があること<br>② 現行保険料率は、収支均衡料率を前提にしているが、農業者の負担軽減の観点から収支均衡料率までの引上げを行わなかった資金や、全体で収支均衡とするため料率を据置いた資金もあることから、現段階において保険料率を変更することは適当ではないとした。<br>また、27年度から導入した信用リスクに応じた保険料率については、導入に至るまでの検討経過、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、外部専門家の知見を活用しながら、与信データのデータベース化に取り組むことを報告した。 | <自己評価><br>評定：B<br>現行保険料率の基礎とした19年度理論値と27年度理論値について比較検証をするとともに、農業信用保険制度を巡る状況を踏まえて料率の見直しの必要性を検討したことからBとする。<br><br><課題と対応><br>28年度も引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、農業信用保険 |

|   |   |                          |  |  |   |
|---|---|--------------------------|--|--|---|
| <p>て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>保険料率・保証料率の見直しを行う。</p> |  | <p>○ 28年2月に開催したリスク管理委員会において、上記の農業信用保険料率算定委員会の検討結果を報告し、審議を受けたが、意見はなかった。</p> | <p>料率算定委員会において保険料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。<br/>     なお、27年度から農業関係資金について、スコアリング評価による信用リスクに応じた保険料率を導入しているが、今後は、外部専門家によるコンサルティングの結果を基に、農業融資の実態に合った信用リスクの精緻化に向けて、データベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を進める。</p> |
|---|---|--------------------------|--|--|---|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| <p>評価</p>   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         保険料率算定委員会において、現行保険料率の基礎とした19年度理論値と27年度理論値について比較検証を行い、現行水準の点検を行っている。<br/>         また、27年から導入した信用リスクに応じた保険料率の見直しの検討を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、農業信用保険料率算定委員会において保険料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行うとともに、信用リスクの精緻化に向け、与信上のデータを蓄積し信用リスクに応じた保険料に反映させる検討を進める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3—1               | 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務）） |

| 2. 主要な経年データ        |      |      |       |       |       |      |       |                             |
|--------------------|------|------|-------|-------|-------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標          | 達成目標 | (参考) | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度 | 27年度  | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務収支（百万円）<br>(A－B) | —    | —    | 139   | ▲546  | ▲105  | 173  | ▲169  |                             |
| 収益合計 (A)           | —    | —    | 1,961 | 1,798 | 1,320 | 753  | 1,008 |                             |
| 政府事業交付金収入          | —    | —    | 1,062 | 1,048 | 446   | 134  | 532   |                             |
| 事業収入               | —    | —    | 899   | 750   | 874   | 619  | 476   |                             |
| ┆保証料収入             | —    | —    | 486   | 411   | 362   | 344  | 320   |                             |
| ┆求償権回収収入           | —    | —    | 413   | 339   | 512   | 275  | 156   |                             |
| 費用合計 (B)           | —    | —    | 1,822 | 2,344 | 1,425 | 581  | 1,177 |                             |
| 事業費                | —    | —    | 1,822 | 2,344 | 1,425 | 581  | 1,177 |                             |
| ┆代位弁済費             | —    | —    | 1,822 | 2,344 | 1,425 | 581  | 1,177 |                             |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |   |  |  |   |
|---|--|---|--|--|---|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|   |  |   |  | 業務実績   | 自己評価  |
| 第4 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、 | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | <主な定量的指標><br>業務収支<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか | <主要な業務実績><br>(2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務）<br>○ 27年12月に開催した林業信用保証料率算定委員会において、前回改定（平成19年）後の保証料収入と求償権回収収入及び代位弁済費の実績に基づいた理論値により保証料率の点検を行った結果、直近の理論値が前回改定時の理論値を上回っているものの、信用基金が、経営基盤の脆弱な林業者等の資金の円滑化を図るという政策的役割を有しており、その役割を十全に果たすためには、政府からの交付金を受け入れつつ、保証料率を林業者等の過度な負担とならないような水準にすることが重要であるとの考えの下、林材業界を取り巻く経営環境の厳しい中、現行の保証料率の体系及び水準を維持することが重要であると判断し、当面は保証料率を維持し、信用保証の需要、代位弁済及び財務状況等の動向を注視していくこととした。<br><br>○ 28年2月に開催したリスク管理委員会において、上記の林業信用保証料率算定委員会の検討結果を報告し、審議を受けたが、意見はなかった。 | <自己評価><br>評定：B<br>業務収支の状況や代位弁済等の発生状況を踏まえた保証料率の点検、見直しの検討を行ったことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、保証料率を林業者等の特性を踏まえたリスクを勘案した適切な水準とするため、林業信用保証料率算定委員会において保証料率の水準を点検し、必要に |

|  |  |                          |  |  |                   |
|--|--|--------------------------|--|--|-------------------|
| <p>て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>保険料率・保証料率の見直しを行う。</p> |  |  | <p>応じた見直しを行う。</p> |
|--|--|--------------------------|--|--|-------------------|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| <p>評価</p>  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         保証料率算定委員会において、業務収支の状況や代位弁済等の発生状況を踏まえた保証料率の点検、見直しが適切に検討されており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         保証料率を林業者等の特性を踏まえたリスクを勘案した適切な水準とするため、引き続き、林業信用保証料率算定委員会において保証料率の水準を点検し、必要に応じた見直しを行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-1               | 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ        |      |      |       |       |       |       |       |                             |
|--------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標          | 達成目標 | (参考) | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務収支（百万円）<br>（A-B） | —    | —    | 1,519 | 756   | 945   | 617   | 553   |                             |
| 収益合計（A）            | —    | —    | 8,619 | 2,606 | 2,584 | 2,670 | 2,670 |                             |
| 政府事業交付金収入          | —    | —    | 6,525 | 822   | 606   | 709   | 1,078 |                             |
| 事業収入               | —    | —    | 2,094 | 1,784 | 1,978 | 1,961 | 1,593 |                             |
| ┆ 保険料収入            | —    | —    | 1,010 | 1,072 | 1,042 | 985   | 939   |                             |
| ┆ 回収金収入            | —    | —    | 1,084 | 712   | 936   | 975   | 653   |                             |
| 費用合計（B）            | —    | —    | 7,100 | 1,850 | 1,639 | 2,053 | 2,118 |                             |
| 事業費                | —    | —    | 7,100 | 1,850 | 1,639 | 1,810 | 1,926 |                             |
| ┆ うち保険金            | —    | —    | 7,100 | 1,850 | 1,639 | 1,810 | 1,926 |                             |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|   |  |  |  | 業務実績   | 自己評価   |
| 第4 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険 | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、 | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。<br>このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定 | <主な定量的指標><br>業務収支<br><その他の指標><br>なし<br><評価の視点><br>業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか | <主要な業務実績><br>(3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務）<br>○ 27年12月に開催した漁業信用保険料率算定委員会において、直近改定時の料率の基礎とした理論値（19年度理論値）と26年度保険事業実績を踏まえて算定した理論値（27年度理論値）を比較検証した結果、改定時と乖離が見られる資金があり、どの資金区分においても現行の設定保険料率を上回っているが、漁業者の負担が過度に大きくなることのないよう、理論値と設定保険料率との差を補填するための国からの信用基金に対する漁業信用保険事業交付金の交付による料率維持や、平成23年の東日本大震災の影響を受けた漁業者に対する漁業者等緊急保証対策事業等による融資保証支援が行われたことによる保険金支払の漸減、漁業経営を巡る厳しい情勢（燃油及び魚粉等の資材コストの上昇、高齢化など）を踏まえると、現段階において、保険料率を引き上げることは適当ではないと考えられ、引き続き現行料率を維持することとした。<br>○ 28年2月に開催したリスク管理委員会において、上記の漁業信用保険料率 | <自己評価><br>評価：B<br>現行保険料率の基礎とした19年度理論値と27年度理論値を比較検証するとともに、政策的背景や近年の情勢を踏まえた経済対策の効果を鑑み、料率変更を検討したことから、Bとする。<br><課題と対応><br>漁業経営を取り巻く環境の変動に注 |



|   |   |   |  |  |   |
|---|---|---|--|--|---|
| <p>事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。</p> |  | <p>算定委員会の検討結果を報告し、審議を受けたが、意見はなかった。</p> | <p>視しつつ、事故率の変化、保証保険業務の収支の状況等を精査し、経営者保証に依存しない新たな保証等の状況の変化を踏まえた適正な保険料率の見直しに努める。</p> |
|---|---|---|--|--|---|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| <p>評価</p>   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         保険料率算定委員会において、現行保険料率の基礎とした19年度理論値と27年度理論値について比較検証を行っている。<br/>         また、漁業経営を巡る厳しい情勢等を考慮し保険料率水準の点検等を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         保険料率・貸付金利については、引き続き、漁業の特性を踏まえつつ、漁業金融を取り巻く情勢や業務収支の状況の変化等に対応し、リスクを勘案した適切な水準となるよう点検し、必要に応じて見直しを行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第3-1               | 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）（林業信用保証業務）） |

| 2. 主要な経年データ         |             |                    |       |       |       |      |      |                             |
|---------------------|-------------|--------------------|-------|-------|-------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標           | 達成目標        | (参考)<br>24年度       | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証料収入計画(百万円)<br>(A) | 24年度対比1.6%増 | (443)<br>(24年度見込額) | 387   | 437   | 441   | 445  | 450  |                             |
| 保証料収入実績(百万円)<br>(B) | —           | 411                | 362   | 344   | 320   |      |      |                             |
| 達成率 (B/A)           | —           | —                  | 93.5% | 78.7% | 72.7% |      |      |                             |

| 評価対象となる指標           | 達成目標 | (参考)<br>24年度 | 25年度  | 26年度 | 27年度  | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|---------------------|------|--------------|-------|------|-------|------|------|-----------------------------|
| 業務収支 (百万円)<br>(A-B) | —    | ▲546         | ▲105  | 173  | ▲169  |      |      |                             |
| 収益合計 (A)            | —    | 1,798        | 1,320 | 753  | 1,008 |      |      |                             |
| 政府事業交付金収入           | —    | 1,048        | 446   | 134  | 532   |      |      |                             |
| 事業収入                | —    | 750          | 874   | 619  | 476   |      |      |                             |
| : 保証料収入             | —    | 411          | 362   | 344  | 320   |      |      |                             |
| : 求償権回収収入           | —    | 339          | 512   | 275  | 156   |      |      |                             |
| 費用合計 (B)            | —    | 2,344        | 1,425 | 581  | 1,177 |      |      |                             |
| 事業費                 | —    | 2,344        | 1,425 | 581  | 1,177 |      |      |                             |
| : 代位弁済費             | —    | 2,344        | 1,425 | 581  | 1,177 |      |      |                             |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |  |   |   |
|---|---|---|--|---|---|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価  |
| 第4 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した | 第3 財務内容の改善に関する事項<br>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定<br>(1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した | <主な定量的指標><br>保証料収入、業務収支<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>業務収支の黒字化のため、保証料収入の目標を達成しているか | <主要な業務実績><br>(4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）（林業信用保証業務）<br>○ 保証引受額は増加（26年度：293億83百万円、27年度：297億77百万円）したものの、日本銀行の金融緩和の流れの中で金融機関による低利率プロパー融資の増加や、その利率と比較した保証料率の割高感から一般資金より低保証料率に設定している木材安定供給保証等の増加や、格付の低位者に対する保証の減少から、適用保証料率（平均）が1.16%から1.07%に低下したこと、また、既保証残高についても長期資金の約定償還を主因として減少したこと、27年度の保証料収入は3億20百万円（26年度実績3億44百万円）となり、計画（4億41百万円）に対する達成率は72.7%（26年度78.7%（26年度計画4億37百万円に対する割合））となった。 | <自己評価><br>評定：C<br>保証料収入の計画に対する達成率は72.7%と低下したものの、保証料収入の拡大に向け、事業者や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めた結果、保証引受金額が26年度 |

|   |   |   |  |  |   |
|---|---|---|--|--|---|
| <p>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>適切な水準に設定する。<br/>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>適切な水準に設定する。<br/>このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 27年度は、保証料収入の拡大に向け、全国の素材生産事業団体の総会の機会を捉え、副理事長を先頭にチームを編成し、事業者等を対象にパンフレット等により保証制度の普及のための現地での説明を行った(14ブロック、368事業者)。特に、新たな保証ニーズが見込まれる山林種苗業界に着目し、全国山林種苗協同組合連合会の総会及び同連合会主催の種苗生産者の集いに出席するとともに、種苗組合や種苗生産者(4事業者・5団体)を訪問し、種苗業者向けに作成したリーフレットを活用して保証制度の普及に努めた。<br/>また、林業信用保証の利用者の多い地域の金融機関を重点に、135店舗に対して保証制度の周知のための現地説明を行った(26年度26店舗と比べ419%の増加となった。)</li> <li>○ 格付の低位な者に対する保証は代位弁済になる可能性が高くなるため、厳格な審査を行い、部分保証での取組等を検討し、代位弁済率の低減も図っていく。</li> <li>○ 引受審査の厳格化、モラルハザード対策の実施等については、第3の2の(5)「林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ」及び第3の3の(3)「林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組」を参照。</li> </ul> | <p>より増加する一方で、平均保証料率が低下したことを考慮して、Cとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>第3期中期目標期間終了時の黒字化に向けて、27年度に訪問できなかった地域や訪問により保証利用が見込まれる地域、金融機関を選定したうえで、保証利用の促進に資する金融機関の意見も聞き取りながら、これまで以上に制度周知、利用促進のための現地説明を積極的に行うとともに、引き続き引受審査の厳格化や木材安定供給保証(ウッドサポート5000)及び素材生産推進保証(ログ・プロダクツ3000)などニーズに応じた保証制度の周知を図り、保証料収入の増加に努める。</p> |
|---|---|---|--|--|---|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| <p>評価</p>   | C |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>長期資金の約定償還を主因とした既保証残高の減少や、適用保証料率(平均)の低下(1.16%から1.07%)などから、27年度の保証料収入目標の達成率は72.7%となっており所期の目標を下回ってはいるものの、保証料収入の拡大に向け、事業者や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進め保証引受金額が26年度より増加したこと、利用者のニーズに応じた低保証料率の保証の推進や創設をしたことを踏まえ、</p> |   |

評定をCとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

第3期中期目標期間終了時の黒字化に向けて、27年度に訪問できなかった地域や今後保証利用が見込まれる地域を選定した上で、保証利用にあたっての金融機関の意見も聞き取りながら、これまで以上に制度周知、利用促進のための取り組みを積極的に行うなど、引き続き、保証料収入の増加に努める必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-1               | 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）） |

|             |      |      |      |               |               |               |               |                |                             |
|-------------|------|------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |               |               |               |               |                |                             |
| 評価対象となる指標   |      | 達成目標 | (参考) | 23年度          | 24年度          | 25年度          | 26年度          | 27年度           | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (農業信用保険業務)  |      |      |      |               |               |               |               |                |                             |
| 長期資金        | 貸付金利 | —    | —    | 0.015～0.023%  | 0.016%        | 0.0155%       | 0.0155%       | 0.0155%        |                             |
|             | 貸付件数 | —    | —    | 178件          | 115件          | 73件           | 116件          | 73件            |                             |
| 短期資金        | 貸付金利 | —    | —    | 0.013～0.016%  | 0.0125～0.016% | 0.0125%       | 0.0125%       | 0.0125～0.0115% |                             |
|             | 貸付件数 | —    | —    | 70件           | 58件           | 54件           | 47件           | 42件            |                             |
| (漁業信用保険業務)  |      |      |      |               |               |               |               |                |                             |
| 長期資金        | 貸付金利 | —    | —    | 0.0135～0.022% | 0.013～0.016%  | 0.013～0.0155% | 0.013～0.0155% | 0.0125～0.0155% |                             |
|             | 貸付件数 | —    | —    | 318件          | 350件          | 318件          | 160件          | 81件            |                             |
| 短期資金        | 貸付金利 | —    | —    | 0.013～0.0155% | 0.0125～0.013% | 0.0125%       | 0.0125%       | 0.0115～0.0125% |                             |
|             | 貸付件数 | —    | —    | 12件           | 8件            | 7件            | 7件            | 14件            |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                  |   |   |  |  |  |
|---|---|---|--|--|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|   |   |   |  | 業務実績   | 自己評価   |
| ② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>貸付金利</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）</p> <p>○ 基金協会に対して行う、保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するための貸付金については、基金協会が預金等で管理し、その利息収入を基に繰り入れることにより、基金協会の保証能力の維持増大が図られることを目的として行っているものであり、当該貸付金の貸付金利は日本銀行公表の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率としている。</p> <p>(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期資金：貸付金利0.0155%、貸付件数73件<br/>(26年度：貸付金利0.0155%、貸付件数116件)</li> <li>・短期資金：貸付金利0.0115%～0.0125%、貸付件数42件<br/>(26年度：貸付金利0.0125%、貸付件数47件)</li> </ul> <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期資金：貸付金利0.0125～0.0155%、貸付件数81件<br/>(26年度：貸付金利0.013～0.0155%、貸付件数160件)</li> <li>・短期資金：貸付金利0.0115～0.0125%、貸付件数14件<br/>(26年度：貸付金利0.0125% 貸付件数7件)</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定していることから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 引き続き、貸付金利は市中金利や基金協会の業況を踏まえ、適切な貸付金利を設定する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-1               | 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）） |

| 2. 主要な経年データ               |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|---------------------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標                 | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務共通) |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 3月以内                      | —    | —    | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% |                             |
| 3月超6月以内                   | —    | —    | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% |                             |
| 6月超1年以内                   | —    | —    | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                  |   |   |  |   |  |
|---|---|---|--|---|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |   |   |  | 業務実績  | 自己評価   |
| ② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>貸付金利</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）</p> <p>○ 共済団体等に対して行う資金の貸付は、共済金等の支払のセーフティネットとして行っていることから、貸付金利については、市中金利と同程度の水準に設定するため、日本銀行公表の「貸出約定平均金利（都市銀行及び地方銀行・短期・新規）」の水準等を参考にした利率としている。</p> <p>3月以内 0.3%</p> <p>3月超6月以内 0.5%</p> <p>6月超1年以内 0.8%</p> <p>(農業災害補償関係業務)<br/>0.3%を適用した貸付件数2件、0.8%を適用した貸付件数1件<br/>(26年度：0.8%を適用した貸付件数2件)</p> <p>(漁業災害補償関係業務)<br/>貸付実績なし<br/>(26年度：0.8%を適用した貸付件数3件)</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定していることから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。</p> |

| 4. 主務大臣による評価   |   |
|--|---|
| 主務大臣による評価  |   |
| 評定   | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>貸付金利について、市中金利等を考慮した適切な水準に設定されており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> |   |

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、貸付金利は市中金利等を踏まえた適切な貸付金利を設定していく必要がある。

<その他事項>



年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-2               | 引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ     |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標       | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証要綱等改正協議       | —    | —    | 192件 | 193件 | 167件 | 248件 | 225件 |                             |
| うち東日本大震災資金に係るもの | —    | —    | 75件  | 13件  | 4件   | 2件   | 1件   |                             |
| 大口保険引受事前協議      | —    | —    | 333件 | 357件 | 320件 | 332件 | 438件 |                             |
| 大口保険金請求事前協議     | —    | —    | 24件  | 21件  | 23件  | 14件  | 14件  |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |  |  |   |  |
|---|---|--|--|---|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |   |  |  | 業務実績  | 自己評価   |
| 2 引受審査の厳格化等<br>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | 2 引受審査の厳格化等<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | 2 引受審査の厳格化等<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、26年度において事故率の高い資金について事前協議の対象範囲を拡大したところであり、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を確実に実施するとともに、これまでの取組の効果を検証する。<br>なお、検証結果を踏まえ、引き続き対象資金等の拡大について基金協会と検討・協議を行う。 | <主な定量的指標><br>協議実績件数<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大に係る検討を行ったか | <主要な業務実績><br>2 引受審査の厳格化等<br>(1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）<br>○ 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改正（225件）について、基金協会からの提出資料又は対面により事前協議を実施した（26年度248件）。<br><br>○ 大口保険引受案件の事前協議<br>・ 大口保険引受案件（438件（条件変更を含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（26年度332件）。このうち、基金協会との対面での協議は13件であった（26年度17件）。対面に要した日数等は次のとおりである（平均）。<br>① 人数：相手方2人、当方3人<br>② 1回当たりの協議時間：2時間<br>・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議438件（条件変更を含む）のうち、取り下げは11件であった（26年度5件）。<br>なお、26年度に大口保険引受案件の事前協議対象範囲を拡大した長期の農業経営改善資金の引受は60件であった（26年度7件）。<br>・ 27年12月に開催した「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検討を行った。検討の結果、基金協会との情報の共有に努め、大口保険引受に関して事前協議を徹底することで、保険事故発生の抑制に取り組むこと、また、政策性が高い既存債務の返済に充てるための資金については農業者が必要とする資金の融通が滞ることのないよう配慮しつつ、事前協議を行っていくことが必要であることを確認した。 | <自己評価><br>評定：B<br>要綱協議や事前協議を着実に実施したことに加え、基金協会との検討を経て26年度に引き続き大口保険保証の事前協議対象範囲を拡大するとともに、事前協議件数も大幅に増加していることから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き要綱協議や事前協議を着実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大について検討を行う。 |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部分保証の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口保険引受案件事前協議374件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる畜特資金19件、農業経営負担軽減支援資金1件について、部分保証が実施されていることを確認した（26年度は畜特資金34件、農業経営負担軽減支援資金2件）。</li> </ul> </li> <br/> <li>○ 大口保険引受案件の事前協議範囲拡大の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>26年度に長期の農業経営改善資金について事前協議の対象範囲を拡大したところであるが、27年度においても、大口保険引受案件事前協議の範囲拡大について全国専門部会で検討した。</li> <li>その結果、27年4月1日から保険対象に追加された営農維持資金及び農業再生資金について、元本額等の合計額が5,000万円以上のものについて大口保険引受案件事前協議の対象とすることとし、27年10月1日以降の新たな保証申込案件から実施することとした（27年度の大口事前協議の実績はない。）。</li> <li>・ 27年度における検討状況は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>27年4月20日 全国専門部会<br/>「大口保険保証事前協議の対象範囲の見直し」について検討。</li> <li>5月26日 全国専門部会<br/>「大口保険保証事前協議の対象範囲の見直し」について、取りまとめ案の検討。</li> <li>6月8日 全国常務者会議<br/>全国専門部会における検討結果を報告し、了承を得る。</li> <li>7月8日 大口保険保証事前協議に係る農業保険取扱要領の変更。</li> </ul> </li> </ul> </li> <br/> <li>○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>大口保険金請求案件（14件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（26年度14件）。</li> <li>具体的には、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行っている。なお、免責に該当するものはなかった。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

|  |    |   |   |
|--|----|---|---|
| 4. 主務大臣による評価   |    |   |   |
| 主務大臣による評価  |    |   |   |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 75%;">評価</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">B</td> </tr> </table>   | 評価 | B | B |
| 評価   | B  |   |   |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 基金協会との要綱協議や事前協議を着実に実施したことのほか、基金協会との検討を経て、26年度に引き続き大口保証保険の事前協議対象範囲を拡大し、事前協議件数も増加しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。</p> |    |   |   |

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-2               | 引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 大口保険引受事前協議  | —    | —    | 51件  | 58件  | 81件  | 88件  | 76件  |                             |
| 大口保険金請求事前協議 | —    | —    | 215件 | 33件  | 48件  | 45件  | 51件  |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|   |   |  |  | 業務実績   | 自己評価   |
| 2 引受審査の厳格化等<br>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | 2 引受審査の厳格化等<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | 2 引受審査の厳格化等<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、26年度において事故率の高い資金について事前協議の対象範囲を拡大したところであり、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を確実に実施するとともに、これまでの取組の効果を検証する。<br>なお、検証結果を踏まえ、引き続き対象資金等の拡大について基金協会と検討・協議を行う。 | <主な定量的指標><br>協議実績件数<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大に係る検討を行ったか | <主要な業務実績><br>(2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）<br>○ 大口保険引受案件の事前協議<br>・ 大口保険引受案件（76件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（26年度88件）。このうち、基金協会との対面での協議は11件であった（26年度5件）。<br>・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図った。<br>なお、大口保険引受案件事前協議76件のうち、保証条件が変更された案件はなかった（26年度5件）。<br>・ 事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の1月前までに」協議書を提出する旨が規定されているが、東日本大震災により被災した中小漁業者等を対象とする漁業者等緊急保証対策事業に係る案件については、早急に対応できるよう1か月を切る案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している（27年3月20日付け）。<br><br>○ 大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組<br>・ 借替緊急融資資金の事前協議の対象範囲について、27年1月より保証の額が30万円を超えるものに拡大したところであるが、本基準に該当し実施した事前協議は、3件であった（26年度1件）。<br>・ 27年12月14日に開催した「漁業信用保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検証を行った。検証の結果、27年1月に大口保証に係る事前協議の対象範囲の拡大を行ってからの間もないため、今後の動向を注視することとした。<br><br>○ 大口保険金請求案件の事前協議 | <自己評価><br>評定：B<br>大口保証引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施したことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、大口保証引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大について検討を行う。 |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>大口保険金請求案件（51件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（26年度45件）。</p> <p>具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行っている。なお、免責に該当するものはなかった。</p> |
|--|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>大口保証引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議について、基金協会からの提出資料又は対面により、基金協会との情報の共有・蓄積に努め、審査の一層の効率化・厳格化を図っている。</p> <p>また、大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組については、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検証を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                  |
| 第3-2               | 引受審査の厳格化等（保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催） |

|             |      |      |       |       |       |       |       |                             |
|-------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |       |       |       |       |       |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (農業信用保険業務)  |      |      |       |       |       |       |       |                             |
| 保証審査研修満足度   | —    | —    | 90.0% | 95.0% | 90.0% | 87.0% | 89.0% |                             |
| 求償権回収研修満足度  | —    | —    | 94.0% | 90.0% | 99.0% | 96.0% | 97.0% |                             |
| (漁業信用保険業務)  |      |      |       |       |       |       |       |                             |
| 研修満足度       | —    | —    | 86.4% | —     | 98.0% | 80.0% | 82.0% |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |   |   |   |   |  |
|--------------------------------------|---|---|---|---|--|
| 中期目標                                 | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|                                      |   |   |   | 業務実績  | 自己評価   |
|                                      | (2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。 | (2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>研修満足度</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>受講者等のニーズを踏まえた研修となっているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催（農業信用保険業務）</p> <p>○ 外部講師等による保証審査実務担当者研修会を基金協会及び信用基金の職員に向けて27年9月1～2日の2日間にわたり実施した（参加者：基金協会職員54名。参加率98%（46協会／47協会））。研修内容は、農業者の青色申告決算書及び農業法人の決算書に係るチェックポイント他5項目であり、参加者の満足度は89%であった。</p> <p>なお、27年度も、26年度に引き続き、基金協会の職員を講師とした事例発表を行い、また、農業再生資金が27年4月から保険対象に追加されたことから、外部講師を招き、中小企業における事業再生計画実施関連保証（注）の概要をテーマに研修を実施し、それぞれ多くの研修生から「効果的」との意見をもらっている。</p> <p>（注）公的事業再生スキームを活用して、中小企業が経営改善・事業再生を実現するために必要な資金を信用保証協会の保証付き融資で支援する制度。</p> <p>○ 外部講師（弁護士）等による求償権管理回収等事務研修会を基金協会及び信用基金の職員に向けて27年10月5～6日の2日間にわたり実施した（参加者：基金協会職員46名。参加率87%（41協会／47協会））。研修内容は、①相続に関する留意点について、②求償権管理回収の事例研究、③基金協会における求償権回収の取り組みであり、求償権回収の事例研究ではグループ討議を取り入れたこともあり、参加者の満足度は97%であった。</p> <p>○ 上記研修については、基金協会のニーズも高く、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>参加者の満足度や研修に対するニーズは高く、資質向上にも寄与しているものと考えられることから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>受講者等のニーズやその時々の方針を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する。</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>(林業信用保証業務)</p> <p>○ 外部講師による中小製材業に関する研修会を信用基金の職員に向けて26年度に引き続き、27年度は、独立行政法人森林総合研究所の研究者を講師として実施した。本研修は、主要保証先である中小製材業者の経営改善に資する知見と取材・調査のノウハウの向上等を図ることを目的として実施している。</p> <p>第4回研修会（座学：国内製材業の展開における中小製材業の存立基盤等）を6月3日に実施した。</p> <p>第5回研修会（座学：製材市場の動向と製材業の市場対応）を8月5日に実施した。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 外部講師等による「全国研修会」を、28年2月、基金協会及び信用基金の職員に向けて、(一社)漁業信用基金中央会との共催で開催した。研修内容は、保証審査における被保証者の総資産・負債の把握及び債権管理（求償権の時効管理等）であり、参加者は基金協会職員51名（参加率88%（37協会/42協会））、信用基金職員15名であった。また、研修内容等についてアンケート調査を実施したところ、参加者の満足度は82%であった。</p> <p>なお、上記研修については、基金協会のニーズも高く、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。</p> |
|--|--|--|--|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>参加者の満足度や研修に対するニーズは高く、資質向上にも寄与しているものと考えられる。中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>引き続き、受講者等のニーズやその時々の時勢を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                         |
| 第3-2               | 引受審査の厳格化等（信用基金の相談機能の強化） |

|               |      |              |      |      |      |      |      |                             |
|---------------|------|--------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ   |      |              |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標     | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (農業信用保険業務)    |      |              |      |      |      |      |      |                             |
| 保証保険に関する相談件数  | —    | 29件          | 49件  | 57件  | 47件  | 57件  | 61件  |                             |
| 大口保険引受案件等現地協議 | —    | 6協会          | 5協会  | 11協会 | 13協会 | 12協会 | 11協会 |                             |
| 保険金支払・回収現地協議  | —    | 9協会          | 10協会 | 8協会  | 9協会  | 9協会  | 9協会  |                             |
| (林業信用保証業務)    |      |              |      |      |      |      |      |                             |
| 年末資金繰り相談      | —    | 2件           | 1件   | 0件   | 0件   | 0件   | 0件   |                             |
| (漁業信用保険業務)    |      |              |      |      |      |      |      |                             |
| 保険金支払・回収現地協議  | —    | 12協会         | 9協会  | 12協会 | 13協会 | 13協会 | 13協会 |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |  |  |  |  |   |
|--------------------------------------|--|--|--|--|---|
| 中期目標                                 | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|                                      |  |  |  | 業務実績   | 自己評価  |
|                                      | (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。 | (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>相談・協議件数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>現地協議等の実施により、相談機能の強化が図られているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(4) 信用基金の相談機能の強化<br/>(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話等により随時、基金協会からの保険引受に関する相談に対応し、主要相談件数は61件であった（26年度57件）。</li> <li>○ 大口保険引受案件等についての経営状況等を把握するため、基金協会との現地協議を10～12月にかけて11基金協会と実施した（26年度12基金協会）。</li> <li>○ 電話等により基金協会からの保険金の支払・回収に関する相談に対応し、相談数は19件であった（26年度16件）。</li> <li>○ 保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため基金協会との現地協議を11～12月にかけて9基金協会と実施した（26年度9基金協会）。</li> </ul> <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林業信用保証については、直接林業者等の保証をしていることから、27年度も引き続き、東日本大震災復旧等緊急保証等についての相談窓口を常時開設し</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図ったことから、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、信用基金の相談機能の強化を図るため、基金協会との事前協議及び現地協議等を実施する。</p> |



た。また、機会があるごとに林野庁各課との勉強会や、研修等への参加により職員の専門性の向上を図るとともに、相談機能の強化に努めている。  
 その他必要な場合には相談窓口を開設、信用基金ウェブサイトに掲載しており、27年度は以下のとおりであった。

| 開設月 | 相談窓口  |
|-----|---|
| 8月  | 最低賃金の引上げに関する政府の取組を受け、資金繰りに影響を受ける林業・木材産業者等の方を対象とした相談窓口 |
| 9月  | 平成27年梅雨前線並びに台風第9号、第11号、第12号、第13号及び第15号に伴う被害に関する相談窓口   |
| 9月  | 平成27年台風第18号による災害に伴う相談窓口                               |
| 12月 | 年末金融の相談窓口   |
| 2月  | 年度末金融の相談窓口  |

- (漁業信用保険業務)
- 大口保険引受案件について、基金協会の個別協議（大口保険引受に係る事前協議76件）を実施し、信用基金の相談機能の強化を図った。
  - 保険金の支払・回収について、大口保険金請求に係る事前協議を51件実施したほか、求償権の管理・回収の強化等を図るための現地協議を13基金協会（26年度13基金協会）で実施し、さらに、求償権回収の一層の促進を図るための個別協議を29基金協会（26年度23基金協会）で実施した。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

事前協議や現地協議等の実施によって利用者が相談しやすい体制が整備され、相談機能の強化が図られており、引き続き、基金協会等関係機関及び利用者が相談しやすい体制で取り組み、信用基金の相談機能の強化を図っていく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-2               | 引受審査の厳格化等（林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ） |

| 2. 主要な経年データ        |      |              |        |        |        |        |        |                             |
|--------------------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標          | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証審査件数<br>(条件変更含む) | —    | 2,071件       | 1,944件 | 1,765件 | 1,800件 | 1,680件 | 1,547件 |                             |
| うち審査協議件数           | —    | 427件         | 429件   | 632件   | 466件   | 385件   | 420件   |                             |
| うち取り下げ等件数          | —    | 92件          | 89件    | 93件    | 93件    | 74件    | 46件    |                             |
| 保証引受件数<br>(条件変更除く) | —    | 1,731件       | 1,562件 | 1,359件 | 1,380件 | 1,235件 | 1,203件 |                             |
| うち部分保証             | —    | 319件         | 355件   | 277件   | 315件   | 321件   | 346件   |                             |
| 部分保証割合             | —    | 18.4%        | 19.1%  | 20.4%  | 22.8%  | 26.0%  | 28.8%  |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |   |   |   |   |   |
|--|---|---|---|---|---|
| 中期目標   | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|  |   |   |   | 業務実績  | 自己評価  |
| ② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けて引き続き取り組む。 | (4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。 | (4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。 | <主な定量的指標><br>審査件数<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>収支均衡に向けた取組は実施されているか | <主要な業務実績><br>(5) 林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ<br>○ 引受審査の厳格化<br>・ 全体の審査件数1,547件（条件変更含む）のうち新規・増額・財務内容不良案件等420件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（26年度は全体の審査件数1,680件のうち385件）。この結果、財務内容不良等による取り下げ等は46件であった（26年度74件）。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行っている。<br>・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業の財務諸表を詳細に分析するとともに、必要に応じて当該申請企業の保証取扱金融機関へのヒアリングを行いながら、信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価した。<br>定性要因については、林業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・金融機関の融資姿勢そして事業の発展性等の分析を行った。<br>○ 部分保証の実施<br>27年度の保証引受1,203件（条件変更除く）のうち346件について、部分保証（80%保証）を実施した（26年度の保証引受1,235件のうち部分保証321件）。<br>○ 適切な期中管理<br>27年3月末に改定した保証審査マニュアルに基づき、実質管理案件について管理表を作成し、半年毎に金融機関を通じて収集した財務状況や借入金の弁済状況等をチェックし、的確な期中管理を行った。 | <自己評価><br>評定：B<br>審査件数は減少したが、債務保証審査協議会で十分な審査協議を行ったこと、金融機関との連携や被保証者へのアドバイスを実施したことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き厳格な審査や部分保証の拡大等を行うとともに、保証先のフォローアップとしてバンクミーティング等に参加し、金融機関との連携を図っていく。 |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>また、経営が悪化した保証先への対応として、バンクミーティングや事業再生計画の策定及び事業再生計画の進捗等を話し合う再生支援協議会主催の会議に出席した（27年度19件、26年度23件）。さらに、金融機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優良事業体への保証利用促進の働きかけ等の取り組み<br/>       現地調査等の際に訪問した金融機関（27年度135店舗（26年度26店舗））に対し、林業者等への融資状況を聴取り、財務内容の良好な林業者等に対してはウッドサポート5000を推奨したり、融資に積極的な姿勢が見られる金融機関に対してはより詳しい説明をするなど、優良事業体の保証利用促進のための働きかけを行った。今後、都道府県のブロック会議や連絡協議会、関係団体主催の会議等において、優良事業体への保証利用促進の働きかけを行っていく。</li> <li>○ 金融機関との情報共有への取り組み<br/>       保証審査時に金融機関に対し、事案の内容や支援方針等を聴取し、バンクミーティング（27年度4回（26年度6回））の開催時には積極的に参加する等、情報共有を図るよう努めた結果、企業の現状や全金融債務の返済状況等が共有され、各金融機関の支援方針を基にした今後の弁済計画等において、信用基金と関係機関との間で協調が図られた。</li> <li>○ 専門家を交えた経営診断・指導等の実施<br/>       債権者集会（27年度15回（26年度16回））に出席した際に、必要に応じて再生支援協議会や金融機関と協調して被保証者に対しアドバイスを行った。また、現地調査の際に被保証者に対してアドバイスを行った。</li> </ul> |  |
|--|--|--|--|--|--|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価<br><評価に至った理由>   | B |
| 審査件数は減少したが、債務保証審査協議会で十分な審査協議を行っていること、保証引受審査時には申込者の財務諸表を分析しているほか、必要に応じて保証取扱金融機関へのヒアリングを実施していること、また、バンクミーティング等への出席や専門家を交えた経営診断等を通じて、被保証者に対し経営健全化への支援等の取組を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。 |   |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策><br>引き続き、厳格な審査等を行うとともに、金融機関との連携強化を図り被保証者のフォローアップに向けた取組を実施する必要がある。   |   |
| <その他事項>  |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-3               | モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ |      |              |         |         |         |         |         |                             |
|-------------|------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保険引受        | —    | 76,133件      | 68,043件 | 68,592件 | 72,287件 | 68,944件 | 60,123件 |                             |
| うち部分保証      | —    | 612件         | 314件    | 354件    | 168件    | 182件    | 125件    |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |   |   |   |   |   |
|--|---|---|---|---|---|
| 中期目標   | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|  |   |   |   | 業務実績  | 自己評価  |
| 3 モラルハザード対策<br>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の対象とすべき資金等について検討する。 | <主な定量的指標><br>部分保証件数<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか | <主要な業務実績><br>3 モラルハザード対策<br>(1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務）<br>○ モラルハザード対策の実施<br>・ 畜特資金及び農業経営負担軽減支援資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから部分保証を実施しており、27年度は125件であった（26年度182件）。<br>・ 大口保険引受案件前協議374件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる畜特資金19件、農業経営負担軽減支援資金1件について部分保証が実施されていることを確認した（26年度は畜特資金34件、農業経営負担軽減支援資金2件）。<br><br>○ 部分保証の拡充<br>27年4月1日から保険対象に追加された営農維持資金及び農業再生資金について、全国専門部会を開催し、部分保証の導入を検討した。<br>その結果、これらの資金については事故率が高くなることが想定されることから部分保証を実施することとし、保証割合については、①現行の農業者の負債比率に応じた保証割合、②一律70%のいずれから各基金協会が選択することとした。<br><br>・ 27年度における検討状況は、以下のとおり。<br>27年4月20日 全国専門部会<br>「部分保証の導入の検討事項について」について検討。<br>5月26日 全国専門部会<br>「部分保証の導入について」について、取りまとめ案の検討。<br>6月8日 全国常務者会議<br>全国専門部会における検討結果を報告し、了承を得る。 | <自己評価><br>評定：B<br>基金協会と部分保証の拡充について検討を行い、新たに保険対象に追加された資金について部分保証を導入したことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>27年度に部分保証の拡充を行っており、資金の性格、基金協会の状況を踏まえて、引き続き検討を行う。 |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p style="text-align: center;">8月3日 部分保証に係る関係通知を发出</p> <p>○ 27年12月に「農業信用保証保険業務あり方検討会」を開催し、モラルハザード防止対策について検討を行った。検討の結果、基金協会において保険収支の悪化要因となっている資金に対する部分保証や、事故率の高い資金を中心に、代位弁済時に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式を導入するなど、かなりの対策が講じられていることから、現在講じられているモラルハザード対策を着実に実施することとし、その効果も踏まえつつ、保険収支動向等を注視しながら引き続き検討していくこととした。</p> <p>○ 28年2月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。</p> |
|--|--|--|--|---|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 基金協会と部分保証の拡充について検討を行い、新たに保険対象に追加された資金について部分保証を導入しており、また「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 基金協会において部分保証やペナルティー方式を導入するなど対策が講じられているが、基金協会の状況を踏まえて、引き続き検討を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-3               | モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ |      |              |        |        |        |        |        |                             |
|-------------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保険引受        | —    | 1,731件       | 4,465件 | 4,985件 | 5,283件 | 5,474件 | 4,847件 |                             |
| うち部分保証      | —    | 319件         | 314件   | 0件     | 0件     | 0件     | 0件     |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |   |   |   |   |  |
|--|---|---|---|---|--|
| 中期目標   | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|  |   |   |   | 業務実績  | 自己評価   |
| 3 モラルハザード対策<br>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策<br>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の対象とすべき資金等について検討する。 | <主な定量的指標><br>部分保証件数<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか | <主要な業務実績><br>(2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務）<br>○ モラルハザード対策の実施<br>・ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入している。<br>加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入し、27年1月から大口保証事前協議の基準額の対象拡大を図った。<br>・ 事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議のうえ、保証保険契約金額を変更している（27年度は借替緊急融資資金について14回、26年度は借替緊急融資資金について10回、経営安定資金について1回の契約金額の変更を行った。）<br>○ 27年12月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、上記を踏まえ、現状のモラルハザード対策の効果等の検討を行った。検討の結果、漁業部門の収支は黒字基調で推移しており、現行のモラルハザード対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると推察されること、また、27年1月には大口保証の事前協議の基準額の対象拡大を図ったところであり、それから間もないことから、現在講じているモラルハザード対策を着実に実施することとし、今後の動向を注視することとした。<br>○ 28年2月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。 | <自己評価><br>評定：B<br>部分保証について適切に導入されており、また「漁業信用保険業務あり方検討会」において、モラルハザード防止対策について検討を行ったことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>部分保証を導入した経営安定資金において、近年の引受がなくなったこともあり、部分保証導入による漁業経営への円滑な資金供給に対する影響については、今後も引き続き検証を行っていく必要がある。 |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 基金協会と部分保証の拡充について検討を行い、新たに保険対象に追加された資金について部分保証を導入しており、また「漁業信用保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 基金協会において部分保証やペナルティー方式を導入するなど対策が講じられているが、基金協会の状況を踏まえて、引き続き検討を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評価調査（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-3               | モラルハザード対策（林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組） |

| 2. 主要な経年データ         |      |              |        |        |        |        |        |                             |
|---------------------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標           | 達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証引受件数<br>(条件変更を除く) | —    | 1,731件       | 1,562件 | 1,359件 | 1,380件 | 1,235件 | 1,203件 |                             |
| うち部分保証              | —    | 319件         | 355件   | 277件   | 315件   | 321件   | 346件   |                             |
| 部分保証割合              | —    | 18.4%        | 19.1%  | 20.4%  | 22.8%  | 26.0%  | 28.8%  |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価                |   |   |  |  |  |
|---|---|---|--|--|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|   |   |   |  | 業務実績   | 自己評価   |
| ② 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。 | (2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。 | (2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>部分保証件数実績<br/>保証収支</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>収支均衡に向けた取組は実施されているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>(3) 林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証引受件数は、26年度が1,235件であったのに対し、27年度は1,203件に減少しているものの、保証引受金額は、26年度が293億83百万円であったのに対し、27年度は297億77百万円と増加したところである。</li> <li>○ 金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80%保証）を拡大することとし、審査に当たり、対象資金、新規・増額案件で部分保証が妥当と判断される案件、更新案件で財務内容の悪化等により100%保証から部分保証とすることが妥当と判断される案件等について、部分保証とすることを基本に取り組んだ。<br/>その結果、27年度の保証引受1,203件（条件変更除く）のうち346件について、部分保証（80%保証）を実施した（26年度の保証引受1,235件のうち部分保証321件）。</li> <li>○ 代位弁済の低減や保証料収入の拡大を図るため、新たな部分保証である木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）の受付を26年10月1日から28年3月31日まで行い、木材事業者や金融機関に対して積極的な普及活動を行ったところ、金融機関の社内報で紹介される等の反響がある中で、27年度引受実績は24件となった。（26年度は8件）。<br/>本保証は、木材の安定供給といった林業施策の重点課題に対応するものであること、また、金融機関の関心も高く、利用者から取扱期間の延長要望もあることも踏まえて、33年3月31日まで受付期間を延長することとした。</li> <li>○ 27年5月に、信用基金を利用している素材生産業者（約350者）を対象に、個々にアンケート用紙を送り、回答の後返送してもらう方法で、素材生産業に関するアンケート調査を実施した。結果として素材生産を拡大するための立木購入に対する支援措置への期待が高いことを把握した。その結果を踏まえ、今後</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評価：B<br/>保証の厳格化に努めるとともに、部分保証の拡大に取り組んだ結果、保証の引受件数は減少したものの、保証引受金額及び部分保証の割合は増加したことを考慮して、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>保証料収入を拡大して収支の改善を図るため、「木材安定供給保証」や28年度から取扱いを開始する「素材生産推進保証」等を積極的に普及するなど、さらなる部分保証の拡大に努める。</p> |



|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | 資金需要の拡大が見込まれる素材生産に着目した新たな部分保証である「素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）」を創設し、28年度から取扱いを開始することとした。 |
|--|--|--|--|---|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

B

<評価に至った理由>

モラルハザード対策として被保証者の業況等を勘案した部分保証の適用とともに部分保証の拡充として「木材安定供給保証」の期限延長や、「素材生産推進保証」の創設を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

保証料収入を拡大して収支の改善を図るため、「木材安定供給保証」や28年度から取扱いを開始する「素材生産推進保証」等を積極的に普及するなど、収支均衡に向けさらなる部分保証の拡大に努める必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3—4               | 求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ  |      |               |        |       |       |      |      |                            |
|--------------|------|---------------|--------|-------|-------|------|------|----------------------------|
| 評価対象となる指標    | 達成目標 | (参考)<br>第2期累計 | 25年度   | 26年度  | 27年度  | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>25～27年度（第3期）の累積値 |
| 回収金収入目標(百万円) | —    | 15,097        | 2,833  | 3,193 | 3,399 |      |      | 9,425                      |
| 回収金収入実績(百万円) | —    | 15,494        | 2,848  | 2,963 | 2,637 |      |      | 8,448                      |
| 達成率          | —    | 102.6%        | 100.5% | 92.8% | 77.6% |      |      | 89.6%                      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |   |  |  |   |
|---|--|---|--|--|---|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|   |  |   |  | 業務実績   | 自己評価  |
| 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービサー)等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービサー)等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>(1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービサー)等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。<br>イ. 平成27年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,399百万円、林業信用保証業務においては350百万円、漁業信用保険業務においては561百万円をそれぞれ見込む。 | <主な定量的指標><br>回収金額<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか | <主要な業務実績><br>4 求償権の管理・回収の強化等<br>(1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）<br>○ 27年度の回収金収入目標33億99百万円に対し、当該実績は26億37百万円であり、達成率は77.6%（26年度実績92.8%）となった。<br><br>○ 目標未達成の要因は、保険金支払額が目標設定時の想定を下回ったこと、回収の対象となる保険金支払いに係る基金協会の求償権残高が減少している中、返済計画に基づく約定弁済額の小口化が増加し（構成比：26年度 50.6%、27年度 57.2%）、資産処分等による大口回収が減少していることが考えられる。<br>しかしながら、回収率（累計保険金支払額に対する累計納付金（元本）の割合）でみれば、下記の回収促進の取り組みもあり、3ヶ年連続で伸びている（24年度末41.1%・25年度末41.4%・26年度末42.0%・27年度末42.5%）。<br>なお、資産処分が進まない要因としては、農業者の高齢化等に伴い離農する農家や規模拡大を思い止まる農家が多く、農地等の取得需要が少ないことから資産の流動化が困難となっていると思われる。<br><br>○ 回収促進のための取組<br>求償権の回収主体は基金協会であることから、信用基金では、毎年、業務計画を立てるとともに、現地協議等を実施しながら、基金協会と回収促進に向けた情報共有及び連携を図り、求償権回収に取り組んでいるところである。<br>27年度においては、以下の取り組みを行った。<br>・ 求償権に関する情報の共有<br>基金協会から、27年3月末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握した。<br>・ 求償権管理回収等事務研修会の開催<br>外部講師（弁護士）等による求償権管理回収等事務研修会を基金協会及び信用基金の職員に向けて10月5～6日の2日間にわたり実施した。 | <自己評価><br>評定：C<br>保険金支払額が当初想定したほど増加せず、保険金支払額の増加を前提とした回収金収入の目標には達しなかったものの、回収促進の取組もあり、回収率は3ヶ年連続で伸びていることから、Cとする。<br><br><課題と対応><br>28年度は「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」や現地協議の活用により、引き続き基金協会との連携を図り回収促進に努める。現地協議については、早期に実施できるように準備を進め、大口求 |

|  |  |  |  |   |  |
|--|--|--|--|---|--|
|  |  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求償権回収事例研究冊子の作成及び配布<br/>これまでの求償権管理回収等事務研修会で取り上げた事例研究（質問事項及び解説）を取りまとめた「求償権の管理・回収に係るQ&amp;A100」（冊子）を作成し、27年11月4日に基金協会に配布した。</li> <li>・ 現地協議<br/>保険金残高が100万円以上の求償債務者の回収見込額及び回収経過について、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため基金協会との現地協議を11～12月にかけて9基金協会で行った（26年度9基金協会）。</li> <li>・ 求償権管理回収助成金の交付<br/>近年、基金協会において、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、基金協会の求償権が526億円（26年度末）となり、その回収の促進を図るため、回収等の実績に応じ各基金協会に助成金を交付した（27年度28百万円）。<br/>本助成金の交付により、基金協会において求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権管理回収におけるインセンティブを高める効果が期待される。</li> <li>・ サービサー回収委託事業による助成金の交付<br/>基金協会の求償権の回収促進に資するため、基金協会が保険金支払に係る求償権の回収をサービサーに委託し、回収があった求償権についての委託経費の実績に応じ基金協会毎に助成額を算出し、助成金を交付した（27年度7百万円）。</li> </ul> | <p>債権を有する基金協会や回収率向上に取り組む必要性のある基金協会を選定するなど大口回収等の回収向上を目指し、また、現地協議後の回収実績についても注視しながら管理していくこととする。</p> |
|--|--|--|--|---|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| <p>評価</p>   | C |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>回収の対象である求償権残高が目標設定時の想定を下回ったこと、資産処分等による大口回収が減少していることから、27年度の回収金収入目標の達成率は77.6%となっており所期の目標を下回ってはいるものの、回収率が3ヶ年連続で伸びていること、また、25年度から27年度までの回収金収入累積の達成率は89.6%となっていることを踏まえ、評価をCとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>28年度は、「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」や現地協議により、求償債務者の現況を把握し大口求償権を有する基金協会や回収率が低調な基金協会を選定し、現地協議等を実施して回収実績向上に努め、現地協議後の回収実績も注視するなど目標達成に向けて改善に取り組む必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-4               | 求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）） |

| 2. 主要な経年データ  |      |               |        |       |       |      |      |                            |
|--------------|------|---------------|--------|-------|-------|------|------|----------------------------|
| 評価対象となる指標    | 達成目標 | (参考)<br>第2期累計 | 25年度   | 26年度  | 27年度  | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>25～27年度（第3期）の累積値 |
| 回収金収入目標(百万円) | -    | 2,315         | 343    | 346   | 350   |      |      | 1,039                      |
| 回収金収入実績(百万円) | -    | 1,917         | 512    | 275   | 156   |      |      | 943                        |
| 達成率          | -    | 82.8%         | 149.3% | 79.5% | 44.4% |      |      | 90.7%                      |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |   |  |   |  |
|---|--|---|--|---|--|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|   |  |   |  | 業務実績  | 自己評価   |
| 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>(1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。<br>イ. 平成27年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,399百万円、林業信用保証業務においては350百万円、漁業信用保険業務においては561百万円をそれぞれ見込む。 | <主な定量的指標><br>回収金額<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか | <主要な業務実績><br>(2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）<br>○ 27年度の回収金収入目標3億50百万円に対し、当該実績は1億56百万円であり、達成率は44.4%（26年度実績79.5%）となった。<br><br>○ 目標未達成の要因は、回収の対象である求償権残高が目標設定時に想定した残高を大きく下回った（第2期中期計画期間中の平均期首求償権残高10,784百万円に対し、27年度期首求償権残高は4,757百万円）こと、債務者の事業収入や破産配当等による回収額も減少していることなどが考えられる。<br>なお、求償権残高に対する回収額の割合は、27年度は3.3%と、第2期中期目標期間（20～24年度）における同割合の平均3.6%と同水準となっている。また、25年度から27年度までの回収金収入累積は目標1,039百万円に対し、実績は943百万円であり、達成率は90.7%である。 | <自己評価><br>評定：C<br>回収の対象である求償権残高が目標設定時に想定した残高を大きく下回ったこと、債務者の事業収入や破産配当等による回収額も減少したことから、達成率は44.4%となったが、27年度の求償権残高に対する回収額の割合3.3%は、第2期中期目標期間における同割合の平均3.6%と同水準となっていること、催告書や担保処分の促進、サービサーへの委託等の取組を進めていることを考慮し、Cとする。<br><br><課題と対応><br>28年度においては、 |

求償権残高からの回収割合

|                     | 年度 | 回収額<br>(実績) ① | 期首求償権残高②   | (単位: 千円、%)<br>20~24年度期首求償権残高<br>に対する回収額の割合 |          |
|---------------------|----|---------------|------------|--|----------|
|                     |    |               |            | 割合①÷②                                      | 平均回収割合   |
| 第2期中期計画期間           | 20 | 353,237       | 11,369,660 | 3.1%                                       | (A) 3.6% |
|                     | 21 | 268,860       | 11,563,493 | 2.3%                                       |          |
|                     | 22 | 543,960       | 10,630,600 | 5.1%                                       |          |
|                     | 23 | 412,776       | 10,305,981 | 4.0%                                       |          |
|                     | 24 | 338,519       | 10,053,105 | 3.4%                                       |          |
| 第3期中期計画期間<br>(27年度) |    | 155,511       | 4,756,899  | (B) 3.3%                                   |          |

(A) 3.6% (B) 3.3% ÷ (A) 3.6% = **91.2%**

- 近年弁済がない先及び弁済額があってもその額が弁済能力に比し低調な先を対象に27年7月に48件、28年2月に32件の催告書を送付し弁済を促した（26年度は26年10月に34件）。
- 督促を行うも何ら反応を示さない先、弁済があってもその額が弁済能力に比し低調な先など弁済に非協力的な先や担保不動産の売却により回収が見込める先に対し、不動産競売申立て、保証債務履行請求訴訟等12件の法的手続きを実施し、26年度から継続中であった4件を含め15百万円（5件）の回収を行った。
- 任意売却及び競売による担保不動産等の処分を積極的に促進した結果、当該方法での回収は58百万円（26年度45百万円）となり、前年度比で12百万円の増加となった。
- 26年3月6日付けで改正した新たな回収委託基準に沿い、債務者等に対する弁済交渉の頻度を増やし、早急な不動産の任意売却交渉等の実施が必要な先を対象として、企画競争によるサービスの公募を実施し、事業実績、管理回収方法等を内容とする企画提案書の審査を行い、回収能力に優れたサービスを選定した上で、16件（当該委託求償権残高206百万円）の委託を新規に行った。

非協力的な債務者等に対する催告頻度の増、法的手続の実施、サービスへの委託などの回収方策を引き続き積極的に実施するとともに、27年度に減少した債務者の事業収入等による回収を促進するため、個々の回収可能性について精査を行い、弁済能力を有する債務者等に対しては積極的な交渉を重ね、回収金収入の最大化に努めることとする。  
また、職員の資質向上を図るため、求償権回収に係る研修等に積極的に参加することとする。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評価

C

<評定に至った理由>

回収の対象である求償権残高が目標設定時に想定した残高を大きく下回ったこと、債務者の事業収入等による回収額も減少していることから、27年度の回収金収入目標の達成率は44.4%となっており所期の目標を下回ってはいるものの、27年度の求償権残高に対する回収率は3.3%と、前中期目標期間における同率の平均3.6%と同水準となっていること、催告書や担保処分等の促進、サービサーへの委託等の取組を進めていること、また、25年度から27年度までの回収金収入累積の達成率は90.7%となっていることを踏まえ、評定をCとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

28年度は、非協力的な求償債務者等に対する催告頻度の増加、サービサーへの委託などの回収方策を引き続き積極的に実施するとともに、債務者の事業収入等による回収を促進するため、個々の回収可能性について精査を行い、積極的な折衝を行うなど、回収実績増加に向け努める必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |   |
| 第3-4               | 求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）） |

| 2. 主要な経年データ  |      |               |        |        |        |      |      |                            |
|--------------|------|---------------|--------|--------|--------|------|------|----------------------------|
| 評価対象となる指標    | 達成目標 | (参考)<br>第2期累計 | 25年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>25～27年度（第3期）の累積値 |
| 回収金収入目標(百万円) | -    | 5,131         | 446    | 506    | 561    |      |      | 1,513                      |
| 回収金収入実績(百万円) | -    | 5,090         | 936    | 975    | 653    |      |      | 2,565                      |
| 達成率          | -    | 99.2%         | 209.7% | 192.8% | 116.5% |      |      | 169.5%                     |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |   |  |  |   |
|---|--|---|--|--|---|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|   |  |   |  | 業務実績   | 自己評価  |
| 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>(1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。<br>イ. 平成27年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,399百万円、林業信用保証業務においては350百万円、漁業信用保険業務においては561百万円をそれぞれ見込む。 | <主な定量的指標><br>回収金額<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか | <主要な業務実績><br>(3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）<br>○ 27年度の回収金収入目標5億61百万円に対し、当該実績は6億53百万円であり、達成率は116.5%（26年度実績192.8%）となった。<br><br>○ 求償権を有する38の基金協会から、27年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求償権回収方針や求償権債務者の現況等に係る現地協議を13基金協会で行った（26年度13基金協会）。<br><br>○ 求償権を有する38の基金協会から、27年9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が直近3ヵ年の回収実績により算出した一定の割合（27年度68.7%）に満たない29基金協会に対し、求償権回収の一層の促進を図るための個別協議を実施した（26年度23基金協会）。<br><br>○ 各基金協会に対し、26年度の回収実績に応じて一定率の回収奨励金を交付しており、26年度の回収金額が25年度より約4千万円増加したことから、27年度交付額は26年度より1百万円増加し、20百万円となった。 | <自己評価><br>評定：B<br>基金協会と個別協議等を通じて密に連携し、回収実績の向上を図ったことにより目標を達成したことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、基金協会との個別協議等を通じて密に連携し、回収実績の向上を図る。 |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>基金協会からの「求償権分類管理表」に基づく求償権回収方針や求償権債務者の現況等についての現地協議を実施したこと、また、基金協会から「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が一定水準に満たない基金協会には一層の促進を図るための個別協議を実施したことにより、27年度の回収金目標 5 億61百万円に対し、実績は 6 億53百万円と、達成率は116.5%となっており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、求償権を有する基金協会と個別協議等を通じて連携を強化し、回収実績の向上に努める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |



年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |  |
| 第3-4               | 求償権の管理・回収の強化等（サービス等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務）） |

| 2. 主要な経年データ       |          |              |       |       |       |       |       |        |
|-------------------|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 評価対象となる指標         | 26年度達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | (参考情報) |
| 回収総額(A)(百万円)      | —        | 544          | 413   | 339   | 512   | 275   | 156   |        |
| うちサービス回収額(B)(百万円) | —        | 20           | 35    | 44    | 41    | 60    | 48    |        |
| サービス委託経費(C)(百万円)  | —        | 7            | 12    | 13    | 14    | 21    | 20    |        |
| サービスによる回収割合(B/A)  | —        | 3.7%         | 8.4%  | 13.1% | 8.0%  | 21.8% | 31.0% |        |
| 経费率(C/B)          | —        | 34.5%        | 35.2% | 29.8% | 34.0% | 35.4% | 41.6% |        |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |   |  |   |  |   |
|--|---|--|---|--|---|
| 中期目標   | 中期計画  | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|  |   |  |   | 業務実績   | 自己評価  |
| 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービス)等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービス)等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>(1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者(サービス)等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。<br>イ. 平成27年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,399百万円、林業信用保証業務において | <主な定量的指標><br>回収金額<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>新たな回収委託基準に沿って、サービスの活用による回収策を実施しているか | <主要な業務実績><br>(4) サービス等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務）<br>○ 26年3月6日付で改正した新たな回収委託基準（注）に沿い、債務者等に対する弁済交渉の頻度を増やし、早急な不動産の任意売却交渉等の実施が必要な先を対象として、企画競争によるサービスの公募を実施し、事業実績、管理回収方法等を内容とする企画提案書の審査を行い、回収能力に優れたサービスを選定した上で、16件（当該委託求償権残高206百万円）の委託を新規に行った。<br><br>(注) 過去の回収実績を踏まえ、効果的な回収が図られるよう、代位弁済から5年以内の案件であって、弁済交渉の頻度の増加、早急な不動産の任意処分交渉や法的手段の実施が必要な先を委託の対象とすることを新たな回収委託基準として明確化した（26年3月改正）。 | <自己評価><br>評定：B<br>サービスへの回収委託については、26年3月6日付けで改正された新たな回収委託基準に沿って実施しており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き新たな回収委託基準で実施し、回収実績の向上と経費の効率化を図る。 |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  | は350百万円、<br>漁業信用保険業務<br>においては561<br>百万円をそれぞれ<br>見込む。 |  |  |
|--|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>           サービスへの回収委託にあたっては、25年度に改正された回収委託基準に沿った対象先について、企画競争による公募によってサービスを選定した上で新規の委託を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>           サービスの活用にあたっては、引き続き回収委託基準に基づき、回収困難先からの回収実績の向上と経費の効率化を図る必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                    |
| 第3-4               | 求償権の管理・回収の強化等（保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収） |

|             |          |              |       |       |       |       |       |        |
|-------------|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 2. 主要な経年データ |          |              |       |       |       |       |       |        |
| 評価対象となる指標   | 26年度達成目標 | (参考)<br>22年度 | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | (参考情報) |
| (農業信用保険業務)  |          |              |       |       |       |       |       |        |
| 保険料（百万円）    | —        | 3,757        | 3,660 | 3,557 | 3,469 | 3,433 | 3,278 |        |
| 貸付利息（百万円）   | —        | 72           | 30    | 13    | 9     | 6     | 6     |        |
| (漁業信用保険業務)  |          |              |       |       |       |       |       |        |
| 保険料（百万円）    | —        | 964          | 1,010 | 1,072 | 1,042 | 985   | 939   |        |
| 貸付利息（百万円）   | —        | 30           | 13    | 6     | 4     | 4     | 4     |        |
| (林業信用保証業務)  |          |              |       |       |       |       |       |        |
| 保証料（百万円）    | —        | 602          | 486   | 411   | 362   | 344   | 320   |        |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |                              |   |  |   |
|---|--|------------------------------|---|--|---|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画                         | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |
|   |  |                              |   | 業務実績   | 自己評価  |
| 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等<br>回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。 | <主な定量的指標><br>保険料、保証料、貸付利息の徴収額<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>保険料、保証料、貸付利息を確実に徴収しているか | <主要な業務実績><br>(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収（農業信用保険業務・林業信用保証業務・漁業信用保険業務）<br>○ 保険料、保証料及び貸付金利息については、定められた納入期日に徴収しているところであるが、以下の事案が発生している。<br><br>○ 農業信用保険業務において、27年4月に、23年2月分から27年2月分の保険料について、保険料計算システムの不具合により未徴収案件があることが判明したため、直ちに発生原因となったプログラム修正を行った（27年5月19日プログラム修正完了）。その後、保険料計算の再処理を行った結果、保険料未徴収案件が2,448件（19,736,497円）発生していることが判明したが、27年9月25日までに全て徴収した。<br><br>○ 漁業信用保険業務において、27年5月に行った各基金協会に対する保険料請求について、同月に請求漏れ5件（186,296円）が発生していることが判明した。これは、保険料計算システムのうち、保証保険通知書を入力する際にエラーをチェックするプログラムの不備による請求漏れであったため、直ちに当該プログラムの修正を行い、納付期日までに保険料の全額を徴収した。<br>さらに、27年7月に行った各基金協会に対する保険料請求についても、6月 | <自己評価><br>評定：C<br>未徴収、過徴収及び誤請求が発生したことから、Cとする。<br><br><課題と対応><br>農業信用保険業務においては、保険料請求にあたり、前年同月の請求金額との比較を行い、増減額が大きい場合は、原因確認を行い、引き続き、保険料請求の確実な徴収に努める。 |

|  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>に徴収済みであった保険料の二重請求があった。これは、5月に発生した保険料請求漏れの原因となったものとは別のチェック機能の不備によるものであり、直ちに当該プログラムの修正を行い、納付期日までに正しい額の保険料を徴収した。</p> <p>その後の対応として、過去に同様の事故が起きていないかについて保守業者に調査を依頼し、該当がないことを確認するとともに、現行システムの課題の洗い出し等を行うため、外部業者（現行システムのプログラム開発業者でない者）によるコンサルティングを受けた。</p> <p>○ 林業信用保証業務において、27年11月に、27年度中の保証引受案件に保証料の過徴収（109,507円）及び一部未徴収（28,405円）案件がそれぞれ1件発生していることが判明した。これらは、審査手続きにおいて資金区分の選択ミスとその確認漏れによるもので、過徴収案件については11月中に返戻し、一部未徴収案件は12月に徴収した。</p> <p>その後の対応として、過去5年間に同様の事故が起きていないかについて確認したところ、保証料の過徴収（109,067円）及び一部未徴収（41,846円）案件がそれぞれ1件発生していたことが確認され、現在、その対応を整理しているところである。</p> <p>また、当該確認漏れのあった事項については、審査手続時のチェック項目としてチェックリストに追加し、再発防止を図った。</p> | <p>漁業信用保険業務においては、今後、コンサルティングの実施結果に基づき、必要となる対応について検討を行う。</p> <p>林業信用保証業務においては、保証料の算定の事務手続きについて点検を行い、その結果を踏まえたチェックリストを導入したことから、これに基づき、再発防止策の確実な実施を行う。</p> <p>また、新たに確認された保証料の過徴収及び一部未徴収について適切に対応を行う。</p> |
|--|--|--|--|--|---|

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| <p>評価</p>  | C |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、保険料計算システムの不具合による保険料の徴収漏れが発生したこと、また、林業信用保証業務において、審査手続きの際のミスにより保証料の過徴収及び徴収漏れが発生しており、保険料等の確実な徴収等ができておらず、改善を要することから、評価をCとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、保険料請求にあたり、前年同月の請求金額との比較を行い、増減額が大きい場合は、原因確認を行い、引き続き、保険料請求の確実な徴収に努めること、林業信用保証業務においては、保証料の算定の事務手続きについて点検を行い、その結果を踏まえたチェックリストを導入したことから、これに基づき、再発防止策の確実な実施を行うことが必要である。<br/>         また、新たに確認された保証料の過徴収及び一部未徴収について適切に対応を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                               |
| 第3—5               | 代位弁済率・事故率の低減（農業信用保険業務における事故率） |

| 2. 主要な経年データ     |         |                        |      |       |       |      |      |        |
|-----------------|---------|------------------------|------|-------|-------|------|------|--------|
| 評価対象となる指標       | 達成目標    | (参考)<br>前中期目標期間目<br>標値 | 25年度 | 26年度  | 27年度  | 28年度 | 29年度 | (参考情報) |
| 農業信用保険業務<br>事故率 | 0.12%以下 | 0.12%以下                | -    | 0.00% | 0.03% |      |      |        |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |   |   |   |   |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |               |         |       |  |
|---|---|---|---|---|---|-------|--|--|-----|-------|---------------------|-----|---------|---------------|---------|-------|--|
| 中期目標  | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |               |         |       |  |
|   |   |   |   | 業務実績  | 自己評価  |       |  |  |     |       |                     |     |         |               |         |       |  |
| 5 代位弁済率・事故率の低減<br>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においては、その代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減<br>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においては、その代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減<br>代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | <主な定量的指標><br>事故率・代位弁済率<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか | <主要な業務実績><br>5 代位弁済率・事故率の低減<br>※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。<br>(1) 農業信用保険業務における事故率<br>○ 28年3月末における事故率は、0.03%であった（目標値：中期目標期間中に0.12%以下）。<br><br>(単位：千円、%)   | <自己評価><br>評価：B<br>28年3月末までの事故率は目標値を達成していることから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故・代位弁済の動向に注視しつつ、引き続き中期目標の達成に努める。 |       |  |  |     |       |                     |     |         |               |         |       |  |
|   |   |   |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>第3期中期目標</th> <th colspan="3">27年度末</th> </tr> <tr> <th>事故率</th> <th>今期引受額</th> <th>今期支払額<br/>(今期引受案件のみ)</th> <th>事故率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.12%以下</td> <td>1,049,468,051</td> <td>197,645</td> <td>0.03%</td> </tr> </tbody> </table> | 第3期中期目標   | 27年度末 |  |  | 事故率 | 今期引受額 | 今期支払額<br>(今期引受案件のみ) | 事故率 | 0.12%以下 | 1,049,468,051 | 197,645 | 0.03% |  |
| 第3期中期目標   | 27年度末   |   |   |   |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |               |         |       |  |
| 事故率   | 今期引受額   | 今期支払額<br>(今期引受案件のみ)   | 事故率   |   |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |               |         |       |  |
| 0.12%以下   | 1,049,468,051   | 197,645   | 0.03%   |   |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |               |         |       |  |

|              |   |
|--------------|---|
| 4. 主務大臣による評価 |   |
| 主務大臣による評価    |   |
| 評定           | B |
| <評定に至った理由>   |   |

28年3月末における事故率は0.03%であり、目標（事故率0.12%以下）を達成していることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今期においては目標の水準を満たしているが、中期目標期間5年間の実績の累計においても目標を達成する取組を実施していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                 |
| 第3-5               | 代位弁済率・事故率の低減（林業信用保証業務における代位弁済率） |

|                   |         |                    |       |       |       |      |      |        |
|-------------------|---------|--------------------|-------|-------|-------|------|------|--------|
| 2. 主要な経年データ       |         |                    |       |       |       |      |      |        |
| 評価対象となる指標         | 達成目標    | (参考)<br>前中期目標期間目標値 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度 | 29年度 | (参考情報) |
| 林業信用保証業務<br>代位弁済率 | 2.94%以下 | 2.94%以下            | 0.33% | 0.38% | 0.95% |      |      |        |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |   |   |   |   |   |       |  |  |       |       |                     |       |         |            |         |              |  |
|--|---|---|---|---|---|-------|--|--|-------|-------|---------------------|-------|---------|------------|---------|--------------|--|
| 中期目標   | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |       |  |  |       |       |                     |       |         |            |         |              |  |
|  |   |   |   | 業務実績  | 自己評価  |       |  |  |       |       |                     |       |         |            |         |              |  |
| 5 代位弁済率・事故率の低減<br>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減<br>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてははその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減<br>代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | <主な定量的指標><br>事故率・代位弁済率<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか | <主要な業務実績><br>5 代位弁済率・事故率の低減<br>※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。<br>(2) 林業信用保証業務における代位弁済率<br>○ 28年3月末における代位弁済率は、0.95%であった（目標値：中期目標期間中に2.94%以下）。<br><br>(単位：千円、%)   | <自己評価><br>評価：B<br>28年3月末までの代位弁済率は目標値を達成していることから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故・代位弁済の動向に注視しつつ、引き続き中期目標の達成に努める。 |       |  |  |       |       |                     |       |         |            |         |              |  |
|  |   |   |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>第3期中期目標</th> <th colspan="3">27年度末</th> </tr> <tr> <th>代位弁済率</th> <th>今期引受額</th> <th>今期代弁額<br/>(今期引受案件のみ)</th> <th>代位弁済率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.94%以下</td> <td>93,283,557</td> <td>883,101</td> <td><u>0.95%</u></td> </tr> </tbody> </table> | 第3期中期目標   | 27年度末 |  |  | 代位弁済率 | 今期引受額 | 今期代弁額<br>(今期引受案件のみ) | 代位弁済率 | 2.94%以下 | 93,283,557 | 883,101 | <u>0.95%</u> |  |
| 第3期中期目標  | 27年度末   |   |   |   |   |       |  |  |       |       |                     |       |         |            |         |              |  |
| 代位弁済率  | 今期引受額   | 今期代弁額<br>(今期引受案件のみ)   | 代位弁済率   |   |   |       |  |  |       |       |                     |       |         |            |         |              |  |
| 2.94%以下  | 93,283,557  | 883,101   | <u>0.95%</u>  |   |   |       |  |  |       |       |                     |       |         |            |         |              |  |

|              |   |
|--------------|---|
| 4. 主務大臣による評価 |   |
| 主務大臣による評価    |   |
| 評定           | B |
| <評定に至った理由>   |   |

28年3月末までの代位弁済率は0.95%であり、目標を達成していることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今期においては目標の水準を満たしているが、中期目標期間5年間の実績の累計においても目標を達成する取組を実施していく必要がある。

<その他事項>



年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                               |
| 第3—5               | 代位弁済率・事故率の低減（漁業信用保険業務における事故率） |

| 2. 主要な経年データ     |         |                        |       |       |       |      |      |        |
|-----------------|---------|------------------------|-------|-------|-------|------|------|--------|
| 評価対象となる指標       | 達成目標    | (参考)<br>前中期目標期間目<br>標値 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度 | 29年度 | (参考情報) |
| 漁業信用保険業務<br>事故率 | 1.15%以下 | 1.15%以下                | 0.01% | 0.05% | 0.12% |      |      |        |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |   |   |   |  |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |             |         |              |  |
|--|---|---|---|--|---|-------|--|--|-----|-------|---------------------|-----|---------|-------------|---------|--------------|--|
| 中期目標   | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |             |         |              |  |
|  |   |   |   | 業務実績   | 自己評価  |       |  |  |     |       |                     |     |         |             |         |              |  |
| 5 代位弁済率・事故率の低減<br>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減<br>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてははその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減<br>代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | <主な定量的指標><br>事故率・代位弁済率<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか | <主要な業務実績><br>5 代位弁済率・事故率の低減<br>※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。<br>(3) 漁業信用保険業務における事故率<br>○ 28年3月末における事故率は、0.12%であった（目標値：中期目標期間中に1.15%以下）。<br><br>(単位：千円、%)  | <自己評価><br>評価：B<br>28年3月末までの事故率は目標値を達成していることから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故・代位弁済の動向に注視しつつ、引き続き中期目標の達成に努める。 |       |  |  |     |       |                     |     |         |             |         |              |  |
|  |   |   |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>第3期中期目標</th> <th colspan="3">27年度末</th> </tr> <tr> <th>事故率</th> <th>今期引受額</th> <th>今期支払額<br/>(今期引受案件のみ)</th> <th>事故率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.15%以下</td> <td>243,851,732</td> <td>284,385</td> <td><u>0.12%</u></td> </tr> </tbody> </table> | 第3期中期目標   | 27年度末 |  |  | 事故率 | 今期引受額 | 今期支払額<br>(今期引受案件のみ) | 事故率 | 1.15%以下 | 243,851,732 | 284,385 | <u>0.12%</u> |  |
| 第3期中期目標  | 27年度末   |   |   |  |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |             |         |              |  |
| 事故率  | 今期引受額   | 今期支払額<br>(今期引受案件のみ)   | 事故率   |  |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |             |         |              |  |
| 1.15%以下  | 243,851,732   | 284,385   | <u>0.12%</u>  |  |   |       |  |  |     |       |                     |     |         |             |         |              |  |

|              |   |
|--------------|---|
| 4. 主務大臣による評価 |   |
| 主務大臣による評価    |   |
| 評定           | B |
| <評定に至った理由>   |   |

28年3月末における事故率は0.12%であり、目標（事故率1.15%以下）を達成していることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今期においては目標の水準を満たしているが、中期目標期間5年間の実績の累計においても目標を達成する取組を実施していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                              |
| 第3—6               | 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |        |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |        |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) |
|             |      |      |      |      |      |      |      |        |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |  |   |  |  |       |           |     |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--|--|--|---|--|--|-------|-----------|-----|---------|--|---------|--|-----------|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----------|------|-----|--------|----|--------|----|--------|-----|--------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----------|------|-----|--------|----|--------|-----|--------|-----|--------|------|---|----|----|-------|---|-----|---|-----|------------|---|-----|---|-------|---|-------|---|-----|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |  |       |           |     |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
|  |  |  |   | 業務実績   | 自己評価   |       |           |     |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け<br>基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。 | 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け<br>基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。 | 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け<br>基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収に努める。  | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>適正な貸付審査と期日に確実な回収がされているか | <主要な業務実績><br>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収<br>(農業信用保険業務・漁業信用保険業務)<br>○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書等の審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおりに全額回収している。<br><br>(農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)<br>○ 共済団体等に対する貸付けについては、借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおりに全額回収している。<br>なお、漁業災害補償関係業務においては、27年度の貸付・回収の実績はなかった。 | <自己評価><br>評定：B<br>貸付金については、迅速かつ的確な審査処理とともに、計画どおり期日に回収しており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日に全額回収を図る。 |       |           |     |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
| (単位：件、百万円)   |  |  |   |  |  |       |           |     |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
|  |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">26年度貸付残高</th> <th colspan="2">27年度貸付額</th> <th colspan="2">27年度回収額</th> <th colspan="2">27年度末貸付残高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業信用保険業務</td> <td>長期貸付</td> <td>188</td> <td>36,753</td> <td>73</td> <td>12,231</td> <td>73</td> <td>12,231</td> <td>188</td> <td>36,753</td> </tr> <tr> <td>短期貸付</td> <td>27</td> <td>160</td> <td>42</td> <td>208</td> <td>45</td> <td>328</td> <td>24</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業信用保険業務</td> <td>長期貸付</td> <td>306</td> <td>27,250</td> <td>81</td> <td>11,721</td> <td>206</td> <td>11,722</td> <td>271</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>短期貸付</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>1,454</td> <td>8</td> <td>482</td> <td>7</td> <td>992</td> </tr> <tr> <td>農業災害補償関係業務</td> <td>1</td> <td>700</td> <td>3</td> <td>2,500</td> <td>2</td> <td>2,600</td> <td>1</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>漁業災害補償関係業務</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |   |  |  | 区分    | 26年度貸付残高  |     | 27年度貸付額 |  | 27年度回収額 |  | 27年度末貸付残高 |  | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 農業信用保険業務 | 長期貸付 | 188 | 36,753 | 73 | 12,231 | 73 | 12,231 | 188 | 36,753 | 短期貸付 | 27 | 160 | 42 | 208 | 45 | 328 | 24 | 98 | 漁業信用保険業務 | 長期貸付 | 306 | 27,250 | 81 | 11,721 | 206 | 11,722 | 271 | 27,250 | 短期貸付 | 1 | 20 | 14 | 1,454 | 8 | 482 | 7 | 992 | 農業災害補償関係業務 | 1 | 700 | 3 | 2,500 | 2 | 2,600 | 1 | 600 | 漁業災害補償関係業務 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 区分   | 26年度貸付残高   |  | 27年度貸付額   |  | 27年度回収額  |       | 27年度末貸付残高 |     |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
|  | 件数   | 金額   | 件数  | 金額   | 件数   | 金額    | 件数        | 金額  |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 農業信用保険業務   | 長期貸付   | 188  | 36,753  | 73   | 12,231   | 73    | 12,231    | 188 | 36,753  |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
|  | 短期貸付   | 27   | 160   | 42   | 208  | 45    | 328       | 24  | 98      |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 漁業信用保険業務   | 長期貸付   | 306  | 27,250  | 81   | 11,721   | 206   | 11,722    | 271 | 27,250  |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
|  | 短期貸付   | 1  | 20  | 14   | 1,454  | 8     | 482       | 7   | 992     |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 農業災害補償関係業務   | 1  | 700  | 3   | 2,500  | 2  | 2,600 | 1         | 600 |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 漁業災害補償関係業務   | -  | -  | -   | -  | -  | -     | -         | -   |         |  |         |  |           |  |    |    |    |    |    |    |    |    |          |      |     |        |    |        |    |        |     |        |      |    |     |    |     |    |     |    |    |          |      |     |        |    |        |     |        |     |        |      |   |    |    |       |   |     |   |     |            |   |     |   |       |   |       |   |     |            |   |   |   |   |   |   |   |   |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <評定に至った理由><br>貸付審査については、迅速かつ的確な処理が行われ、回収については期日どおりに回収しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 |   |

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

適正な貸付審査と確実な期日内回収がされており、引き続き、貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日内回収を図っていく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |             |
| 第3-7               | 宿舍の廃止に関する計画 |

|             |          |              |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|----------|--------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |          |              |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標     | (参考)<br>22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 利用戸数        | 27年度までに0 | 23戸          | 21戸  | 22戸  | 9戸   | 8戸   | 0戸   |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |  |   |  |   |  |
|--------------------------------------|--|---|--|---|--|
| 中期目標                                 | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|                                      |  |   |  | 業務実績  | 自己評価   |
|                                      | 7 宿舍の廃止に関する計画<br>信用基金の保有する職員宿舍について、独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舍の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。 | 7 宿舍の廃止に関する計画<br>信用基金の保有する職員宿舍について、職員宿舍廃止に係る実施計画（平成25年6月20日付け独信基601平成25年度第50号）に基づき、入居者に対し平成28年3月末までの退去を求め、信用基金の宿舍を廃止する。入居者の退去に当たっては円滑な退去等に配慮する。<br>また、職員退去後の廃止宿舍について、その処分を検討する。 | <主な定量的指標><br>利用戸数<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、宿舍の廃止に向けた取組は進められているか | <主要な業務実績><br>7 宿舍の廃止に関する計画<br>○ 25年6月20日に職員宿舍廃止に係る実施計画を制定し、宿舍（成城宿舍及びみどり寮）使用者に対し28年3月31日までに退去するよう要請した。<br>このうち、成城宿舍については、27年5月11日をもって入居者全員が退去したことから、同宿舍を廃止し、処分に向けた手続を進めた。その過程において、28年3月1日付けで、主務省より「介護施設等整備のための独立行政法人の不要資産の活用について」が発出されたことから、主務省と協議を行いつつ、当該通知を踏まえた宿舍の処分について検討した。<br>みどり寮についても、28年3月6日をもって入居者全員が退去したことから、同宿舍を廃止した。 | <自己評価><br>評定：B<br>職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、宿舍を廃止しており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>信用基金の保有する職員宿舍について、職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、職員退去後の廃止宿舍について、その処分を進める。 |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、宿舍を廃止しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>保有する職員宿舍については、引き続き、職員宿舍廃止に係る実施計画に基づき、職員退去後の廃止宿舍について、その処分を進める必要がある。</p> |   |

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                 |
| 第3-8               | 農業融資資金業務に係る国庫納付 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価  |  |      |  |   |                               |
|---|--|------|--|---|-------------------------------|
| 中期目標  | 中期計画   | 年度計画 | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価                                  |                               |
|   |  |      |  | 業務実績  | 自己評価                          |
| 7 農業融資資金業務<br>農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（12億3千3百万円）については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。 | 8 農業融資資金業務<br>農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。 |      | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>なし | <主要な業務実績><br>8 農業融資資金業務に係る国庫納付<br>○ 25年度措置済み。 | <自己評価><br>評定：－<br><br><課題と対応> |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価                                    |   |
| 主務大臣による評価                                       |   |
| 評定  | － |
| <評定に至った理由><br><br><br><br><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> |   |

<その他事項>



年度評価項目別評定調査（その他の業務運営に関する重要事項）

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |          |
| 第4                 | 長期借入金の条件 |

| 2. 主要な経年データ |      |      |          |            |      |            |           |    |      |    |      |            |                             |
|-------------|------|------|----------|------------|------|------------|-----------|----|------|----|------|------------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度     |            | 24年度 |            | 25年度      |    | 26年度 |    | 27年度 |            | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      | 上期       | 下期         | 上期   | 下期         | 上期        | 下期 | 上期   | 下期 | 上期   | 下期         |                             |
| 借入時期        | -    | -    | 23. 6. 8 | 23. 10. 14 | なし   | 24. 10. 15 | 25. 6. 18 | なし | なし   | なし | なし   | 27. 10. 14 |                             |
| 借入金額（百万円）   | -    | -    | 1, 579   | 2, 468     | -    | 1, 483     | 761       | -  | -    | -  | -    | 2, 000     |                             |
| 借入利率        | -    | -    | 0. 340%  | 0. 263%    | -    | 0. 137%    | 0. 225%   | -  | -    | -  | -    | 0. 100%    |                             |
| (参考)        |      |      |          |            |      |            |           |    |      |    |      |            |                             |
| 入札銀行数       | -    | -    | 18社      | 19社        | -    | 19社        | 9社        | -  | -    | -  | -    | 5社         |                             |
| 国債利率        | -    | -    | 0. 332%  | 0. 266%    | -    | 0. 135%    | 0. 225%   | -  | -    | -  | -    | 0. 025%    |                             |
| 長プラ利率       | -    | -    | 1. 55%   | 1. 40%     | -    | 1. 25%     | 1. 30%    | -  | -    | -  | -    | 1. 10%     |                             |

※1 国債利率は5年物。残存4年程度。

2 借入利率は、平均借入率。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |  |   |  |  |
|--|--|--|---|--|--|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|  |  |  |   | 業務実績   | 自己評価   |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項<br>長期借入金の条件<br>独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 | 第4 その他業務運営に関する重要事項<br>長期借入金の条件<br>独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 | 第4 その他業務運営に関する重要事項<br>長期借入金の条件<br>独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 | <主な定量的指標><br>借入利率<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>極力有利な条件で借入を行っているか | <主要な業務実績><br>第4 その他の業務運営に関する重要事項<br>○ 長期借入金について極力有利な条件での借入れ（株）日本政策金融公庫による森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資に係る長期借入金について、極力有利な条件での借入れを行うため、借入金利に加えて借入金額も対象とした「コンベンショナル方式」の入札を行った。<br>なお、これにより調達した20億円（借入期間4年）については、23年10月に借り入れた長期借入金（24億68百万円）の償還の一部に充てた。 | <自己評価><br>評定：B<br>極力有利な条件での借入を行うため、コンベンショナル方式の入札を行い、借入金利の低い先を確保し、有利な条件で借入を行ったことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き長期借入金をするに当たっては、有利な条件での借入れに努める。 |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 極力有利な条件での借入を行うため、コンベンショナル方式の入札を行い、有利な条件で資金調達を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 引き続き、長期借入金をするに当たっては、有利な条件での借入に努める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                            |
| 第5                 | 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 |

| 2. 主要な経年データ     |      |      |         |        |         |        |         |        |         |        |         |        |                            |
|-----------------|------|------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|----------------------------|
| 評価対象となる指標       | 達成目標 | (参考) | 23年度    |        | 24年度    |        | 25年度    |        | 26年度    |        | 27年度    |        | (参考情報)<br>27年度における予算と決算の差額 |
|                 |      |      | 予算      | 決算     | 予算      | 決算     | 予算      | 決算     | 予算      | 決算     | 予算      | 決算     |                            |
| 農業信用保険勘定（百万円）   |      |      |         |        |         |        |         |        |         |        |         |        |                            |
| 収入合計            | —    | —    | 55,544  | 43,226 | 35,218  | 33,456 | 34,329  | 32,790 | 34,027  | 31,761 | 22,121  | 19,002 | 3,119                      |
| 支出合計            | —    | —    | 42,944  | 33,593 | 37,864  | 30,509 | 27,258  | 18,528 | 38,153  | 29,398 | 25,800  | 17,048 | 8,752                      |
| 林業信用保証勘定（百万円）   |      |      |         |        |         |        |         |        |         |        |         |        |                            |
| 収入合計            | —    | —    | 18,339  | 24,657 | 16,395  | 11,289 | 14,626  | 15,334 | 11,094  | 8,646  | 15,199  | 10,124 | 5,075                      |
| 支出合計            | —    | —    | 17,892  | 15,299 | 16,803  | 13,181 | 15,678  | 11,189 | 12,593  | 7,670  | 16,799  | 12,422 | 4,376                      |
| 漁業信用保険勘定（百万円）   |      |      |         |        |         |        |         |        |         |        |         |        |                            |
| 収入合計            | —    | —    | 29,544  | 26,050 | 28,115  | 29,295 | 25,457  | 23,587 | 24,819  | 21,135 | 17,787  | 15,736 | 2,051                      |
| 支出合計            | —    | —    | 22,729  | 28,907 | 24,103  | 21,395 | 23,943  | 20,951 | 24,068  | 18,911 | 17,043  | 15,727 | 1,315                      |
| 農業災害補償関係勘定（百万円） |      |      |         |        |         |        |         |        |         |        |         |        |                            |
| 収入合計            | —    | —    | 104,021 | 7,730  | 103,002 | 2,429  | 108,613 | 2,227  | 108,614 | 976    | 108,579 | 4,245  | 104,334                    |
| 支出合計            | —    | —    | 104,012 | 7,449  | 104,011 | 2,573  | 109,173 | 2,036  | 109,173 | 734    | 109,172 | 4,141  | 105,032                    |
| 漁業災害補償関係勘定（百万円） |      |      |         |        |         |        |         |        |         |        |         |        |                            |
| 収入合計            | —    | —    | 32,751  | 23,089 | 32,699  | 6,592  | 32,693  | 5,979  | 32,693  | 1,555  | 32,696  | 9      | 32,687                     |
| 支出合計            | —    | —    | 32,729  | 24,487 | 32,728  | 4,704  | 32,697  | 3,583  | 32,700  | 161    | 32,685  | 18     | 32,667                     |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |                                       |                                       |  |   |  |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|---|--|
| 中期目標                                 | 中期計画                                  | 年度計画                                  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|                                      |                                       |                                       |  | 業務実績  | 自己評価   |
|                                      | 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画<br>【別紙】 | 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画<br>【別紙】 | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>適正な業務運営を確保するものであるか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画<br/>○ 予算に対する決算の状況は以下のとおり。<br/>(農業信用保険勘定)<br/>基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、収入の決算額は予算額を下回った。また、畜産関係の対策の実施及び保険価額残高の減少等に伴い保険金の支払いが減少したこと等から、支出の決算額は予算額を下回った。<br/>(林業信用保証勘定)<br/>木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。<br/>(漁業信用保険勘定)<br/>基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したこと等から、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営に努める。</p> |

(農業災害補償関係勘定)  
 予算では冷害等の大規模災害を想定し、貸付計画・借入計画を設定している。  
 27年度においては災害の発生が想定を下回り、予算と決算に大きな乖離が生じた。

(漁業災害補償関係勘定)  
 予算では台風等の大規模災害を想定し、貸付計画・借入計画を設定している。  
 27年度においては災害の発生が想定を下回り、予算と決算に大きな乖離が生じた。

○ 収支計画に対する決算の状況は以下のとおり。

(農業信用保険勘定)  
 畜産関係の対策の実施等に伴い保険金の支払額が減少したこと等により、33億3百万円の当期総利益を計上した。

(林業信用保証勘定)  
 保証債務残高の減少に伴い保証債務損失引当金の戻入れが生じたこと等により、15億61百万円の当期総利益を計上した。

(漁業信用保険勘定)  
 震災関係に係る求償債務者の担保処分等による回収金が増加したこと等により、5億54百万円の当期総利益を計上した。

(農業災害補償関係勘定)  
 農林水産関係法人厚生年金基金の解散に伴う臨時利益が生じたこと等により、59百万円の当期総利益を計上した。

(漁業災害補償関係勘定)  
 農林水産関係法人厚生年金基金の解散に伴う臨時利益が生じたこと等により、18百万円の当期総利益を計上した。

この結果、全勘定において、下表のとおり当期総利益及び利益剰余金を計上した。

○当期損益

(単位：百万円)

| 区 分   | 農業信用<br>保険勘定 | 林業信用<br>保証勘定 | 漁業信用<br>保険勘定 | 農業災害補<br>償関係勘定 | 漁業災害補<br>償関係勘定 | 合 計    |
|-------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|--------|
| 当期損益  | 3,303        | 1,561        | 554          | 59             | 18             | 5,496  |
| 利益剰余金 | 17,006       | 4,633        | 5,418        | 187            | 182            | 27,427 |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評価   | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/> 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/> 引き続き、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営に努める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（短期借入金の限度額）

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |           |
| 第6                 | 短期借入金の限度額 |

|              |         |      |      |      |      |      |      |                             |
|--------------|---------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ  |         |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標    | 達成目標    | (参考) | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (農業災害補償関係業務) |         |      |      |      |      |      |      |                             |
| 年度内残高最大値     | 1,220億円 | —    | 2億円  | —    | 10億円 |      |      |                             |
| (漁業災害補償関係業務) |         |      |      |      |      |      |      |                             |
| 年度内残高最大値     | 110億円   | —    | —    | —    | —    |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価   |  |  |   |  |  |
|--|--|--|---|--|--|
| 中期目標   | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|  |  |  |   | 業務実績   | 自己評価   |
| 第6 短期借入金の限度額<br>中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。<br>(想定される理由)<br>農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。 | 第6 短期借入金の限度額<br>平成27年度の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 | 第6 短期借入金の限度額<br>平成27年度の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 | <主な定量的指標><br>なし<br><その他の指標><br>なし<br><評価の視点><br>限度額の範囲内で行われたか | <主要な業務実績><br>第6 短期借入金の限度額<br>○ 中期計画に定めた限度額の範囲内で借入れ<br><br>(農業災害補償関係業務)<br>○ 農業共済団体に対する貸付原資とするため、27年8月に1件6億円、28年2月に1件10億円の短期借入を行った。27年度における最大借入残高は10億円で、中期計画に定める限度額(1,220億円)の範囲内であった。<br>なお、27年8月及び28年2月に全額を償還したことから、28年3月末の借入残高はない。<br>(注) 中期計画に定める限度額 1,220億円<br><br>○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。<br><br>(漁業災害補償関係業務)<br>○ 実績なし。<br>(注) 中期計画に定める限度額 110億円 | <自己評価><br>評定：B<br>中期計画に定める限度額の範囲内で短期借入を行ったことから、Bとする。<br><br><課題と対応><br>貸付原資として短期借入を行う場合には、中期計画に定める限度額の範囲内で借入を行う。 |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評定   | B |
| <評定に至った理由><br>中期計画に定める限度額の範囲内で短期借入を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 |   |

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

貸付原資として短期借入を行う場合には、中期計画に定める限度額の範囲内で借入を行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画）

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                                  |
| 第7                 | 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |  |      |  |  |                               |
|--------------------------------------|--|------|--|--|-------------------------------|
| 中期目標                                 | 中期計画   | 年度計画 | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |                               |
|                                      |  |      |  | 業務実績   | 自己評価                          |
|                                      | 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画<br>農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに金銭により国庫に納付する。 |      | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>なし | <主要な業務実績><br>第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画<br>○ 農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）の平成25年12月までの国庫納付<br>○ 25年度措置済み。 | <自己評価><br>評定：－<br><br><課題と対応> |

|              |   |
|--------------|---|
| 4. 主務大臣による評価 |   |
| 主務大臣による評価    |   |
| 評定           | － |
| <評定に至った理由>   |   |



<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（重要な財産の譲渡等に関する計画）

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                 |
| 第8                 | 重要な財産の譲渡等に関する計画 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |                            |      |  |   |                               |
|--------------------------------------|----------------------------|------|--|---|-------------------------------|
| 中期目標                                 | 中期計画                       | 年度計画 | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価                            |                               |
|                                      |                            |      |  | 業務実績                                    | 自己評価                          |
|                                      | 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画<br>予定なし |      | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>なし | <主要な業務実績><br>第8 重要な財産の譲渡等に関する計画<br>予定なし | <自己評価><br>評定：－<br><br><課題と対応> |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評定   | － |
| <評定に至った理由><br><br><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策><br><br><その他事項> |   |

年度評価項目別評定調書（剰余金の使途）

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |        |
| 第9                 | 剰余金の使途 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |  |      |  |  |  |
|--------------------------------------|--|------|--|--|--|
| 中期目標                                 | 中期計画   | 年度計画 | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|                                      |  |      |  | 業務実績   | 自己評価   |
|                                      | 第9 剰余金の使途<br>農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用。 |      | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>目的積立金は、中期計画に定めた使途に使用されているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;<br/>第9 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期計画に定めた使途への剰余金の使用状況<br/>目的積立金を積み立てていないことから、27年度実績なし。</li> <li>○ 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果<br/>目的積立金を積み立てていないことから、27年度実績なし。<br/>なお、中期計画に定めた使途に係る経費は、一般管理費を充てて対応した。<br/>また、得られた効果は、「人材の育成・研修」については第1の3の(2)「研修の効果的実施」を、「情報システムの充実」については第1の6「業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備」を参照。</li> </ul> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：－</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>目的積立金を積み立てた場合には、中期計画に定めた使途に使用する。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | － |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |              |
| 第10-1              | 施設及び設備に関する計画 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |   |      |  |  |                               |
|--------------------------------------|---|------|--|--|-------------------------------|
| 中期目標                                 | 中期計画  | 年度計画 | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |                               |
|                                      |   |      |  | 業務実績   | 自己評価                          |
|                                      | 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項<br>1 施設及び設備に関する計画<br>予定なし |      | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>なし | <主要な業務実績><br>第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項<br>1 施設及び設備に関する計画<br>予定なし | <自己評価><br>評定：－<br><br><課題と対応> |

|  |   |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価   |   |
| 主務大臣による評価  |   |
| 評定   | － |
| <評定に至った理由><br><br><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策><br><br><その他事項> |   |

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                   |
| 第10-2              | 人員に関する指標（人員に係る指標） |

| 2. 主要な経年データ               |                                  |              |               |               |               |               |               |                             |
|---------------------------|----------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標                 | 達成目標                             | (参考)<br>24年度 | 25年度<br>(第3期) | 26年度<br>(第3期) | 27年度<br>(第3期) | 28年度<br>(第3期) | 29年度<br>(第3期) | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 定員                        |                                  | 113          | 113           | 113           | 113           | 113           | 113           |                             |
| 実員（各年度期初（4月1日）時点。再雇用を含む。） | 期初（H25.4.1）の常勤職員数（定員数113）を上回らない。 | 109          | 108           | 106           | 110           | 107           |               |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |  |   |   |   |  |
|--------------------------------------|--|---|---|---|--|
| 中期目標                                 | 中期計画   | 年度計画  | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|                                      |  |   |   | 業務実績  | 自己評価   |
|                                      | <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針<br/>農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p> <p>(2) 人員に関する指標<br/>期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。<br/>(参考1)<br/>期初の常勤職員数113名<br/>(参考2)<br/>中期目標期間中の人件</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> | <p>&lt;主な定量的指標&gt;<br/>定員及び実員の推移</p> <p>&lt;その他の指標&gt;<br/>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;<br/>期初の常勤職員数を踏まえた体制となっているか</p> | <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>2 人員に関する指標<br/>(1) 人員に係る指標<br/>○ 中期計画期末の常勤職員の見込み（113名）を踏まえ、人員配置にあたり、業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案した（27年度の新規採用者は5名。27年4月1日人員 110名）。</p> | <p>&lt;自己評価&gt;<br/>評定：B<br/>期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っており、Bとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;<br/>引き続き、期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行う。</p> |

|  |   |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|
|  | 費総額見込み 5,300百<br>万円<br>ただし、上記の額は、<br>役員報酬並びに職員基本<br>給、職員諸手当及び超過<br>勤務手当に相当する範囲<br>の費用である。 |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評価  | B |
| <p>&lt;評価に至った理由&gt;<br/>         期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評価をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>         期初の常勤職員数を踏まえた体制となっており、引き続き、期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> |   |

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                 |
| 第10-2              | 人員に関する指標（人材の確保） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |   |   |  |   |  |
|--------------------------------------|---|---|--|---|--|
| 中期目標                                 | 中期計画  | 年度計画  | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価  |  |
|                                      |   |   |  | 業務実績  | 自己評価   |
|                                      | 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）<br>(3) 人材の確保及び養成に関する計画<br>① 人材の確保<br>金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 | 1 人事に関する計画<br><br>(1) 人材の確保<br>金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>高度な専門性を有する人材を確保しているか | <主要な業務実績><br>(2) 人材の確保<br>○ 金融機関において資産査定等に精通し融資業務等の経験も有する者を外部から登用するとともに定年退職した職員を再雇用し、これらの者の専門知識・経験を生かした配置等を行った。外部からの登用者や再雇用職員は、豊富なキャリアを生かし指導的役割を果たしている。 | <自己評価><br>評定：B<br>専門知識を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、専門知識を有する人材確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う。 |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <p>&lt;評定に至った理由&gt;<br/>専門知識を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;<br/>高度な専門性を有する人材を確保しており、引き続き、専門知識を有する人材の確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う必要がある。</p> |   |

<その他事項>



年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |                 |
| 第10-2              | 人員に関する指標（人材の養成） |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |  |  |   |   |   |
|--------------------------------------|--|--|---|---|---|
| 中期目標                                 | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標  | 法人の業務実績・自己評価  |   |
|                                      |  |  |   | 業務実績  | 自己評価  |
|                                      | 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）<br>(3) 人材の確保及び養成に関する計画<br>② 人材の養成<br>個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。 | 1 人事に関する計画<br><br>(2) 人材の養成<br>個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、金融業務機能の強化を図るための研修を含め、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>人事管理や研修により、人材育成が図られているか | <主要な業務実績><br>(3) 人材の養成<br>○ 業務の適正を確保するため、同一ポストに長期に在籍する職員を把握しつつ、日常の業務及び研修による能力向上、適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理を実施した。<br><br>○ 研修により職員の能力向上を図った上で、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置に努めた。<br><br>○ 27年4月に「能力開発研修（専門研修）実施要領」を定め、採用後一定の期間内において受講する研修種類等を明確にして、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るために行う専門研修の実効性を高めた。 | <自己評価><br>評定：B<br>研修等により職員の能力向上を図り、適性を見極めを通じて、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、Bとする。<br><br><課題と対応><br>引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有す人材育成に努め、適性を見極めを通じて、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う。 |

|   |   |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価  |   |
| 主務大臣による評価   |   |
| 評定  | B |
| <評定に至った理由><br>研修等により職員の能力向上を図り、適性を見極めを通じて、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期目標・計画の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をB |   |

とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

人事管理や研修により、人材育成が図られており、引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有す人材育成に努め、適性を見極めを通じて、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 |              |
| 第10-3              | 積立金の処分に関する事項 |

|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ |      |      |      |      |      |      |      |                             |
| 評価対象となる指標   | 達成目標 | (参考) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報)<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|             |      |      |      |      |      |      |      |                             |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 中期目標                                 | 中期計画   | 年度計画   | 主な評価指標   | 法人の業務実績・自己評価   |  |
|                                      |  |  |  | 業務実績   | 自己評価   |
|                                      | 3 積立金の処分に関する事項<br>各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、農業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。 | 2 積立金の処分に関する事項<br>各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、農業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。 | <主な定量的指標><br>なし<br><br><その他の指標><br>なし<br><br><評価の視点><br>各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか | <主要な業務実績><br>3 積立金の処分に関する事項<br>○ 農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の前中期目標期間繰越積立金については、これらの勘定が当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩を行っていない。 | <自己評価><br>評定：－<br><br><課題と対応><br>各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、農業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てる。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 4. 主務大臣による評価          |   |
| 主務大臣による評価             |   |
| 評定                    | － |
| <評定に至った理由>            |   |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> |   |
| <その他事項>               |   |

## 1. 平成27事業年度予算及び決算

### (1) 収入

(単位：百万円)

| 科 目       | 総 計     |        | 農業信用保険勘定 |        | 林業信用保証勘定 |        | 漁業信用保険勘定 |        | 農業災害補償関係勘定 |       | 漁業災害補償関係勘定 |    |
|-----------|---------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|----|
|           | 予算      | 決算     | 予算       | 決算     | 予算       | 決算     | 予算       | 決算     | 予算         | 決算    | 予算         | 決算 |
| 受入事業交付金   | 2,061   | 1,720  | 276      | -      | 366      | 366    | 1,419    | 1,354  | -          | -     | -          | -  |
| 政府補給金受入   | 62      | 9      | -        | -      | 62       | 9      | -        | -      | -          | -     | -          | -  |
| 政府出資金     | -       | -      | -        | -      | -        | -      | -        | -      | -          | -     | -          | -  |
| 地方公共団体出資金 | 10      | 20     | -        | -      | 10       | 20     | -        | -      | -          | -     | -          | -  |
| 民間出資金     | 15      | -      | -        | -      | 15       | -      | 0        | -      | -          | -     | -          | -  |
| 事業収入      | 119,756 | 42,400 | 21,314   | 18,480 | 10,367   | 7,400  | 15,899   | 13,914 | 55,124     | 2,606 | 17,053     | -  |
| 運用収入      | 1,362   | 1,346  | 507      | 518    | 332      | 325    | 469      | 458    | 50         | 37    | 4          | 9  |
| 借入金       | 73,092  | 3,600  | -        | -      | 4,047    | 2,000  | -        | -      | 53,406     | 1,600 | 15,639     | -  |
| その他の収入    | 24      | 20     | 24       | 4      | 0        | 4      | -        | 10     | -          | 2     | 0          | 0  |
| 合 計       | 196,382 | 49,116 | 22,121   | 19,002 | 15,199   | 10,124 | 17,787   | 15,736 | 108,579    | 4,245 | 32,696     | 9  |

### (2) 支出

(単位：百万円)

| 科 目  | 総 計     |        | 農業信用保険勘定 |        | 林業信用保証勘定 |        | 漁業信用保険勘定 |        | 農業災害補償関係勘定 |       | 漁業災害補償関係勘定 |    |    |
|------|---------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|----|----|
|      | 予算      | 決算     | 予算       | 決算     | 予算       | 決算     | 予算       | 決算     | 予算         | 決算    | 予算         | 決算 |    |
| 事業費  | 199,654 | 47,616 | 24,989   | 16,274 | 16,271   | 11,894 | 16,638   | 15,347 | 109,107    | 4,100 | 32,649     | -  |    |
| 運営経費 | 一般管理費   | 1,844  | 1,740    | 811    | 774      | 528    | 528      | 405    | 380        | 65    | 41         | 36 | 18 |
|      | 直接業務費   | 272    | 270      | 172    | 208      | 44     | 35       | 49     | 25         | 5     | 2          | 1  | 1  |
|      | 管理業務費   | 253    | 229      | 91     | 79       | 93     | 91       | 51     | 50         | 11    | 4          | 7  | 5  |
|      | 人件費     | 1,320  | 1,241    | 548    | 487      | 391    | 402      | 304    | 305        | 49    | 34         | 28 | 13 |
| 合 計  | 201,498 | 49,356 | 25,800   | 17,048 | 16,799   | 12,422 | 17,043   | 15,727 | 109,172    | 4,141 | 32,685     | 18 |    |

## 2. 平成27事業年度収支計画及び実績

### (1) 収益

(単位：百万円)

| 科 目             | 総 計          |        | 農業信用保険勘定 |       | 林業信用保証勘定 |       | 漁業信用保険勘定 |       | 農業災害補償関係勘定 |    | 漁業災害補償関係勘定 |    |    |
|-----------------|--------------|--------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|------------|----|------------|----|----|
|                 | 計画           | 実績     | 計画       | 実績    | 計画       | 実績    | 計画       | 実績    | 計画         | 実績 | 計画         | 実績 |    |
| 経常収益            | 政府事業交付金収入    | 3,917  | 1,987    | 2,046 | 324      | 466   | 585      | 1,404 | 1,078      | -  | -          | -  | -  |
|                 | 政府補給金収入      | 62     | 9        | -     | -        | 62    | 9        | -     | -          | -  | -          | -  | -  |
|                 | 事業収入         | 9,106  | 7,833    | 6,995 | 5,835    | 455   | 379      | 1,570 | 1,613      | 26 | 5          | 60 | -  |
|                 | 財務収益         | 1,359  | 1,343    | 507   | 519      | 332   | 328      | 466   | 451        | 50 | 37         | 4  | 9  |
|                 | 引当金等戻入       | -      | 4,072    | -     | 2,589    | -     | 1,427    | -     | 50         | -  | -          | -  | 6  |
| 雑 益             | 5            | 10     | 5        | 5     | 0        | 4     | 0        | -     | -          | -  | 0          | 0  |    |
| 臨 時 利 益         | 時 利 益        | -      | 1,618    | -     | 688      | -     | 550      | -     | 318        | -  | 41         | -  | 21 |
|                 | 厚生年金基金代行返上益  | -      | 1,200    | -     | 510      | -     | 408      | -     | 236        | -  | 30         | -  | 16 |
|                 | 退職給付引当金戻入(臨) | -      | 419      | -     | 178      | -     | 142      | -     | 82         | -  | 11         | -  | 5  |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 1,996        | -      | 1,996    | -     | -        | -     | -        | -     | -          | -  | -          | -  |    |
| 当期総損失           | 1,116        | -      | -        | -     | 1,829    | -     | -        | -     | -          | -  | -          | -  |    |
| 合 計             | 17,559       | 16,871 | 11,549   | 9,960 | 3,144    | 3,283 | 3,441    | 3,510 | 75         | 82 | 64         | 36 |    |

### (2) 費用

(単位：百万円)

| 科 目     | 総 計             |        | 農業信用保険勘定 |        | 林業信用保証勘定 |       | 漁業信用保険勘定 |       | 農業災害補償関係勘定 |    | 漁業災害補償関係勘定 |    |    |
|---------|-----------------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|-------|------------|----|------------|----|----|
|         | 計画              | 実績     | 計画       | 実績     | 計画       | 実績    | 計画       | 実績    | 計画         | 実績 | 計画         | 実績 |    |
| 経常費用    | 事業費             | 13,119 | 5,891    | 10,670 | 3,776    | 139   | 19       | 2,309 | 2,096      | 0  | -          | 0  | -  |
|         | 一般管理費           | 1,894  | 1,647    | 832    | 642      | 534   | 604      | 420   | 370        | 66 | 16         | 42 | 14 |
|         | 直接業務費           | 272    | 141      | 172    | 88       | 44    | 28       | 49    | 22         | 5  | 2          | 1  | 1  |
|         | 管理業務費           | 237    | 212      | 78     | 64       | 91    | 90       | 50    | 49         | 11 | 4          | 7  | 5  |
|         | 人件費             | 1,386  | 1,294    | 582    | 490      | 399   | 486      | 321   | 300        | 50 | 10         | 34 | 9  |
|         | 減価償却費           | 55     | 70       | 44     | 56       | 5     | 7        | 5     | 6          | 1  | 1          | 0  | 0  |
|         | 財務費用            | 85     | 9        | -      | 0        | 62    | 9        | -     | 0          | 6  | 0          | 17 | 0  |
| 引当金等繰入  | 2,405           | 3,483  | -        | 2,045  | 2,405    | 1,005 | -        | 433   | -          | -  | -          | -  |    |
| 臨 時 損 失 | 時 損 失           | 2      | 275      | 2      | 137      | 0     | 77       | 0     | 50         | 0  | 7          | 0  | 4  |
|         | 固定資産除却損         | 2      | 1        | 2      | 0        | 0     | 0        | 0     | 0          | 0  | 0          | 0  | 0  |
|         | 固定資産減損損失        | -      | 29       | -      | 29       | -     | 0        | -     | -          | -  | -          | -  | -  |
|         | 退職給付会計基準改正に伴う調整 | -      | 245      | -      | 108      | -     | 76       | -     | 50         | -  | 6          | -  | 4  |
| 当期総利益   | -               | 5,496  | -        | 3,303  | -        | 1,561 | 706      | 554   | 2          | 59 | 5          | 18 |    |
| 合 計     | 17,559          | 16,871 | 11,549   | 9,960  | 3,144    | 3,283 | 3,441    | 3,510 | 75         | 82 | 64         | 36 |    |

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

### 3. 平成27事業年度資金計画及び実績

#### (1) 収入

(単位：百万円)

| 科 目       | 総 計     |         | 農業信用保険勘定 |        | 林業信用保証勘定 |        | 漁業信用保険勘定 |        | 農業災害補償関係勘定 |       | 漁業災害補償関係勘定 |       |
|-----------|---------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|-------|
|           | 計画      | 実績      | 計画       | 実績     | 計画       | 実績     | 計画       | 実績     | 計画         | 実績    | 計画         | 実績    |
| 業務活動による収入 | 123,231 | 45,542  | 22,111   | 19,012 | 11,120   | 8,140  | 17,793   | 15,736 | 55,151     | 2,646 | 17,057     | 9     |
| 投資活動による収入 | 34      | 7       | -        | -      | 8        | 7      | 3        | -      | 23         | -     | -          | -     |
| 財務活動による収入 | 73,136  | 3,630   | 19       | -      | 4,072    | 2,020  | 0        | 10     | 53,406     | 1,600 | 15,639     | -     |
| 前年度からの繰越金 | 156,142 | 166,077 | 50,161   | 58,051 | 47,192   | 48,619 | 50,640   | 50,249 | 2,113      | 3,120 | 6,036      | 6,038 |
| 合 計       | 352,544 | 215,255 | 72,291   | 77,063 | 62,392   | 58,785 | 68,436   | 65,994 | 110,692    | 7,365 | 38,732     | 6,047 |

#### (2) 支出

(単位：百万円)

| 科 目       | 総 計     |         | 農業信用保険勘定 |        | 林業信用保証勘定 |        | 漁業信用保険勘定 |        | 農業災害補償関係勘定 |       | 漁業災害補償関係勘定 |       |
|-----------|---------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|-------|
|           | 計画      | 実績      | 計画       | 実績     | 計画       | 実績     | 計画       | 実績     | 計画         | 実績    | 計画         | 実績    |
| 業務活動による支出 | 128,399 | 48,094  | 25,795   | 17,043 | 12,751   | 12,767 | 17,041   | 15,725 | 55,766     | 2,541 | 17,046     | 18    |
| 投資活動による支出 | 17      | 36      | 13       | 12     | 2        | 21     | 2        | 3      | 1          | -     | 0          | -     |
| 財務活動による支出 | 73,092  | 5,657   | -        | 4      | 4,047    | 4,047  | -        | 6      | 53,406     | 1,600 | 15,639     | -     |
| 翌年度への繰越金  | 151,036 | 161,468 | 46,483   | 60,004 | 45,592   | 41,950 | 51,393   | 50,261 | 1,520      | 3,224 | 6,047      | 6,029 |
| 合 計       | 352,544 | 215,255 | 72,291   | 77,063 | 62,392   | 58,785 | 68,436   | 65,994 | 110,692    | 7,365 | 38,732     | 6,047 |

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成27年度業務収支

(単位：百万円)

| 科 目       | 総 計    |       | 農業信用保険勘定 |       | 林業信用保証勘定 |       | 漁業信用保険勘定 |       | 農業災害補償関係勘定 |    | 漁業災害補償関係勘定 |    |
|-----------|--------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|------------|----|------------|----|
|           | 計画     | 実績    | 計画       | 実績    | 計画       | 実績    | 計画       | 実績    | 計画         | 実績 | 計画         | 実績 |
| 政府事業交付金収入 | 3,864  | 1,934 | 2,046    | 324   | 413      | 532   | 1,404    | 1,078 | -          | -  | -          | -  |
| 事業収入      | 9,420  | 7,990 | 6,989    | 5,915 | 791      | 476   | 1,563    | 1,593 | 17         | 6  | 60         | -  |
| 保険料収入     | 4,592  | 4,218 | 3,590    | 3,278 | -        | -     | 1,002    | 939   | -          | -  | -          | -  |
| 回収金収入     | 3,960  | 3,290 | 3,399    | 2,637 | -        | -     | 561      | 653   | -          | -  | -          | -  |
| 保証料収入     | 441    | 320   | -        | -     | 441      | 320   | -        | -     | -          | -  | -          | -  |
| 求償権回収収入   | 350    | 156   | -        | -     | 350      | 156   | -        | -     | -          | -  | -          | -  |
| 貸付金利息収入   | 76     | 6     | -        | -     | -        | -     | -        | -     | 17         | 6  | 60         | -  |
| 収益合計      | 13,284 | 9,923 | 9,035    | 6,240 | 1,204    | 1,008 | 2,968    | 2,670 | 17         | 6  | 60         | -  |
| 事業費       | 14,904 | 7,043 | 10,642   | 3,749 | 2,000    | 1,177 | 2,261    | 2,118 | -          | -  | -          | -  |
| 保険金       | 12,904 | 5,675 | 10,642   | 3,749 | -        | -     | 2,261    | 1,926 | -          | -  | -          | -  |
| 代位弁済費     | 2,000  | 1,177 | -        | -     | 2,000    | 1,177 | -        | -     | -          | -  | -          | -  |
| 国庫納付金     | -      | 191   | -        | -     | -        | -     | -        | 191   | -          | -  | -          | -  |
| 財務費用      |        |       |          |       |          |       |          |       |            |    |            |    |
| 支払利息      | 23     | 0     | -        | -     | -        | -     | -        | -     | 6          | 0  | 17         | -  |
| 費用合計      | 14,927 | 7,043 | 10,642   | 3,749 | 2,000    | 1,177 | 2,261    | 2,118 | 6          | 0  | 17         | -  |
| 収 支 差     | △1,643 | 2,880 | △1,607   | 2,491 | △796     | △169  | 706      | 553   | 10         | 6  | 43         | -  |